

平成 29 年度 岐阜県域、京都府域における広域型 PPP/PFI  
地域プラットフォーム形成に関する調査検討支援業務

報告書

平成 30 年 3 月



# 目 次

序章 業務概要.....	1
第1章 岐阜県域における地域プラットフォームの取組み.....	5
1. 岐阜県域の状況.....	5
(1) 岐阜県域における現状と課題.....	5
(2) 岐阜県域で PPP/PFI を取組む上での課題.....	13
(3) 地域プラットフォーム導入の目的.....	17
2. 岐阜県域における地域プラットフォームの形成.....	20
(1) 構成員等の検討.....	20
(2) 運営体制.....	22
3. 岐阜県域の地域プラットフォームの開催・運営.....	24
(1) 活動計画.....	24
(2) 実施状況.....	27
(3) 地域プラットフォーム実施の成果.....	55
第3章 地域プラットフォームにおけるサウンディング調査等の取組を通じた PPP/PFI 案件形成に関する調査.....	61
1. 前平公園施設への PPP 導入可能性検討.....	61
(1) 事業概要の整理.....	61
(2) 先進事例調査.....	73
(3) 事業手法・事業スキームの検討.....	91
(4) 簡易 VFM の算定.....	99
(5) 事業スケジュール.....	109
第4章 中期的な活動計画.....	117
1 岐阜県域.....	117
(1) 中期的な活動計画.....	117
(2) 今後の運営体制.....	125



## 序章 業務概要

### 1. 件名

平成 29 年度 岐阜県域、京都府域における広域型 PPP/PFI 地域プラットフォーム形成に関する調査検討支援業務

### 2. 調査目的

本業務は、PPP/PFI 手法の活用推進に向けて、地域における PPP/PFI 案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、地域の企業、大学等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場（プラットフォーム）の形成及び運営について支援するものである。

具体的には、地域プラットフォーム形成に際して必要な検討内容についての整理、セミナー等の実施に係る助言や資料作成等を行うとともに、支援の成果を評価して次年度以降の改善策を検討・提案し、継続的な活動と具体的な案件形成の実現を目指す。また、その支援結果をもとに、地域プラットフォームの取組を通じた地域における PPP/PFI の活用推進上の課題及び解決方を整理し、地域における PPP/PFI の活用推進に関する基礎資料とするものである。

### 3. 業務内容

以下の（１）～（３）を実施する。

#### （１）地域プラットフォーム形成支援の実施

##### ① 支援内容の検討

支援対象団体の意向等を踏まえ、下記（１）②～（３）の支援項目や、地域プラットフォームを形成するために必要となる支援内容及び支援時期等の支援計画について調整を行い、具体的な業務計画書を作成する。

##### ② 地域プラットフォームの枠組み検討

###### 1) 構成員等の検討

地域プラットフォームを PPP/PFI 案件形成のための息の長い継続的な枠組みとして機能させるよう構成員等の選定、長期的視野に立った運営体制の検討、構成員等への説

明及び参画打診等に関する支援や必要な関連資料等の作成等を行い、支援対象団体が地域プラットフォームを構成する団体を決定するためのサポートを行う。

## 2) 活動計画・実施内容の検討

支援対象団体の意向及び地域プラットフォームを活用した具体の事業案件についての官民対話及び地域プラットフォームの広域的な活動などを実施するために、構成員等と打合せを行い、地域における PPP/PFI 事業の関係者間の連携強化、人材育成、官民対話等、具体的な案件形成を志向した中長期的な地域プラットフォームの活動計画を策定する。また、構成員等と打合せを行い、支援期間中のセミナー等の内容の企画、開催時期及び場所等の検討、構成員等への連絡方法を整理する。

## ③ 地域プラットフォームの開催・運営

②の内容に基づき、対象地域の地方公共団体や構成員等と密に連絡・調整を行い、協力・連携してセミナー等の準備、開催・運営を実施する。

セミナー等の会場は地方公共団体及び構成員等の協力の下確保するものとし、受注者は、セミナー等各回の日時及びプログラムの確定、構成員等への連絡及び出席確認、講習等を行う PPP/PFI の実務に詳しい専門家の手配、必要資料の作成準備、運営等を実施する。

## (2) 地域プラットフォームの取組を通じた地域における PPP/PFI の活用推進に関する課題等整理

支援を実施した結果から、地域プラットフォームの取組を通じた地域における PPP/PFI 活用推進上の課題や、地域プラットフォームを地域における PPP/PFI 案件形成のための息の長い継続的な枠組みとして定着させる方策、具体的な案件形成をより志向した運営を図るため地域プラットフォームを民間提案などの活発な官民対話の場として機能させる方策、広域的な地域プラットフォームの形成を促進し PPP/PFI の活用を通じた事業の広域化等を推進する方策等、課題解決に向けた方策等を検討・整理する。併せて、本案件における個別事情と一般論的な条件を整理し、他の地方公共団体等が同種・類似の取組を実施する上での留意点等を抽出、整理する。

## (3) 中長期的な活動計画への反映

(1) ③の成果について評価を行うとともに、(2)の成果を踏まえて改善策や優良手法等を検討・提案する。また、必要に応じて(1)②2)で策定した地域プラットフォームの活動計画に反映するものとする。

## 4. 支援対象

(1) 支援対象地域 岐阜県域、京都府域

(2) 支援対象団体

1) 岐阜県域

- ・ 国立大学法人岐阜大学
- ・ 岐阜県、岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、北方町、御嵩町

2) 京都府域

- ・ 京都府、京都市、舞鶴市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、福知山市、南丹市、久御山町、笠置町、南山城村、与謝野町



# 第1章 岐阜県域における地域プラットフォームの取組み

## 1. 岐阜県域の状況

本項では、岐阜県域における現状と課題、PPP/PFI 事業を取組む上での課題を整理し、岐阜県域における地域プラットフォーム設立に至るまでの経緯と、地域プラットフォーム導入の目的を整理する。

### (1) 岐阜県域における現状と課題

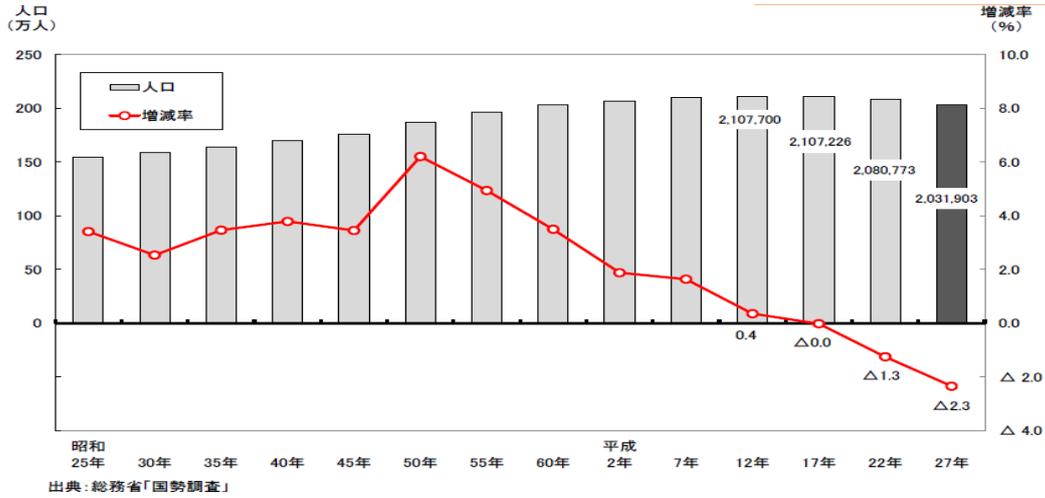
#### 1) 地方公共団体における人口推移の現状

岐阜県は日本の中部地方に位置する内陸県であり、21市19町2村で構成される。国土のほぼ中央に位置する。

人口については平成27年国勢調査によれば203.1万人であり全国第17位に位置するものの、平成12年国勢調査時の210.7万人をピークに、下降の一途を辿っている。また、岐阜県政策研究会による将来推計については、平成52年時には157.6万人と昭和30年レベルまで落ち込むことが予測されている。年齢区分別構成比をみると、14歳以下の割合は平成22年で14.0%から平成27年には13.2%まで下降している一方、65歳以上の割合は平成22年で24.1%から平成27年には28.1%まで上昇している。地域別の人口動向では、平成22年から平成27年の間で人口が増加したのは6市町ある一方で、人口が減少したのは36市町村と8割を超えている。また、30年間の地域別人口の変化をみると、人口が増加した地域は南部に集中しており、人口が減少した地域では、高齢化が顕著である。

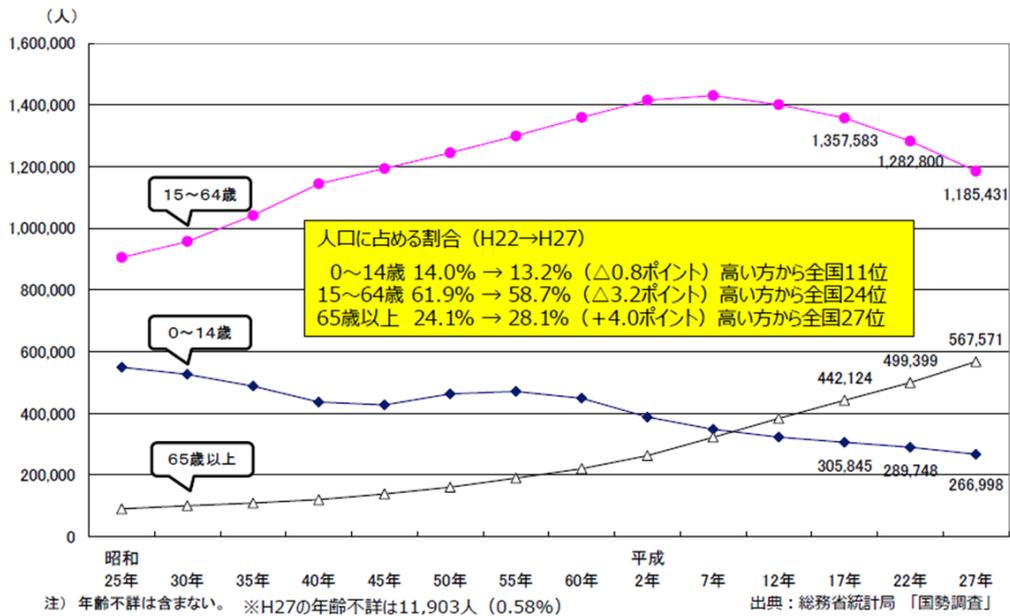
こうした人口及び構成比の変化により、税収が減少する一方、高齢化や少子化等により多様な住民ニーズへの対応が求められ、将来的に財政が逼迫する可能性がある。

図表 1-1 岐阜県の人口及び人口増減率の推移



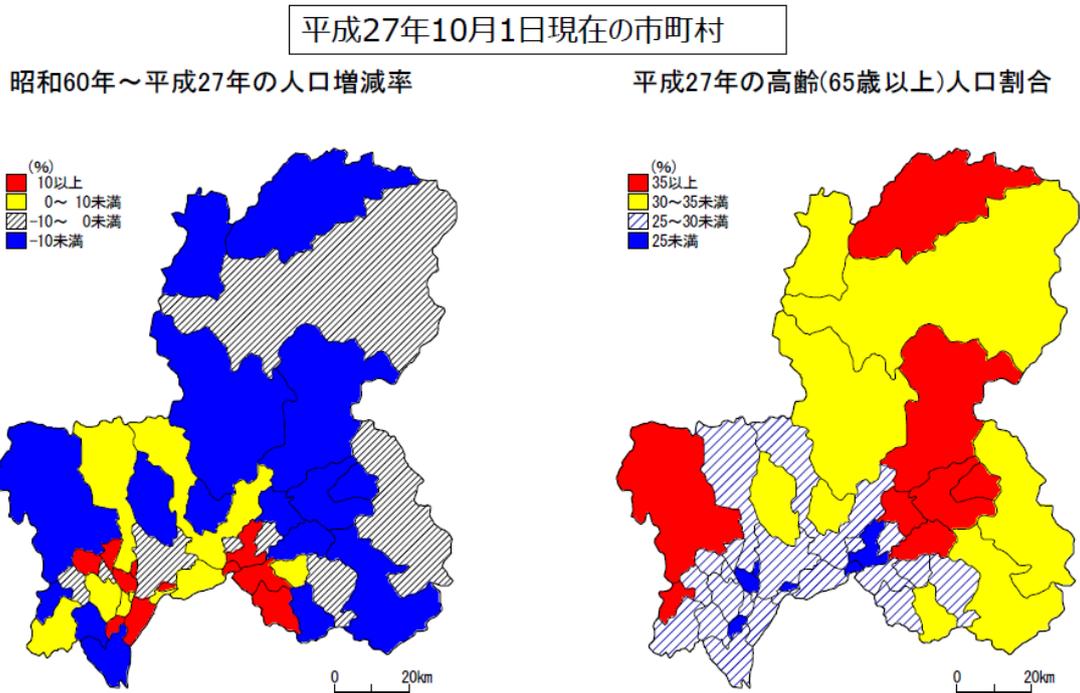
(出典：岐阜県「岐阜県の人口減少の現状」)

図表 1-2 年齢 (3 区分) 別人口の推移—岐阜県 (昭和 25 年～平成 27 年)



(出典：岐阜県「岐阜県の人口減少の現状」)

図表 1-3 岐阜県内における人口増減率及び人口割合



(出典：岐阜県「岐阜県の人口減少の現状」)

## 2) 地方公共団体における職員数推移の現状

また、上記人口減少の影響を受け、年々地方公共団体職員数が減っている状況にある。岐阜県全体の地方公共団体の職員数の変遷をみると、平成27年から平成28年にかけては例外的に8人の増加があったものの、平成12年の28,032人から平成27年の22,562人まで毎年1%前後の割合、合計5,000人以上減少している。将来的に、高齢化が進み、生産年齢人口が減少した場合、こうした地方公共団体では職員だけでは公共の仕事に対応しきれなくなる状況が予測される。

図表 1-4 岐阜県内の市町村等職員数の推移（各年 4 月 1 日現在）

年	総数			一般行政部門			教育部門			消防部門			公営企業等会計部門		
	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率
H11	28,013	87	0.3	15,096	19	0.1	3,961	▲80	▲2.0	2,535	47	1.9	6,421	101	1.6
H12	28,032	19	0.1	15,053	▲43	▲0.3	3,923	▲38	▲1.0	2,553	18	0.7	6,503	82	1.3
H13	27,745	▲287	▲1.0	14,406	▲647	▲4.3	3,789	▲134	▲3.4	2,576	23	0.9	6,974	471	7.2
H14	27,477	▲268	▲1.0	14,282	▲124	▲0.9	3,699	▲90	▲2.4	2,578	2	0.1	6,918	▲56	▲0.8
H15	27,104	▲373	▲1.4	14,053	▲229	▲1.6	3,648	▲51	▲1.4	2,589	11	0.4	6,814	▲104	▲1.5
H16	26,659	▲445	▲1.6	13,796	▲257	▲1.8	3,545	▲103	▲2.8	2,609	20	0.8	6,709	▲105	▲1.5
H17	26,157	▲502	▲1.9	13,564	▲232	▲1.7	3,392	▲153	▲4.3	2,625	16	0.6	6,576	▲133	▲2.0
H18	25,609	▲548	▲2.1	13,218	▲346	▲2.6	3,228	▲164	▲4.8	2,627	2	0.1	6,536	▲40	▲0.6
H19	25,062	▲547	▲2.1	12,867	▲351	▲2.7	3,120	▲108	▲3.3	2,650	23	0.9	6,425	▲111	▲1.7
H20	24,489	▲573	▲2.3	12,421	▲446	▲3.5	3,003	▲117	▲3.8	2,682	32	1.2	6,383	▲42	▲0.7
H21	24,009	▲480	▲2.0	12,189	▲232	▲1.9	2,897	▲106	▲3.7	2,687	5	0.2	6,236	▲147	▲2.4
H22	23,532	▲477	▲2.0	11,990	▲199	▲1.6	2,815	▲82	▲2.8	2,689	2	0.1	6,038	▲198	▲3.2
H23	23,235	▲297	▲1.3	11,782	▲208	▲1.7	2,720	▲95	▲3.4	2,686	▲3	▲0.1	6,047	9	0.2
H24	22,998	▲237	▲1.0	11,583	▲199	▲1.7	2,657	▲63	▲2.3	2,704	18	0.6	6,054	7	0.1
H25	22,732	▲266	▲1.2	11,453	▲130	▲1.1	2,499	▲158	▲5.9	2,703	▲1	▲0.04	6,077	23	0.4
H26	22,714	▲18	▲0.1	11,428	▲25	▲0.2	2,460	▲39	▲1.6	2,708	5	0.2	6,118	41	0.7
H27	22,562	▲152	▲0.7	11,363	▲65	▲0.6	2,346	▲114	▲4.6	2,720	12	0.4	6,133	15	0.3
H28	22,570	8	0	11,370	7	0	2,315	▲31	▲1.3	2,731	11	0.4	6,154	21	0.3

（出典：岐阜県「平成 28 年地方公共団体定員管理調査結果の概要（平成 28 年 4 月 1 日現在）

＜岐阜県内市町村及び一部事務組合等分＞）」

### 3) 公共施設の更新に係る現状

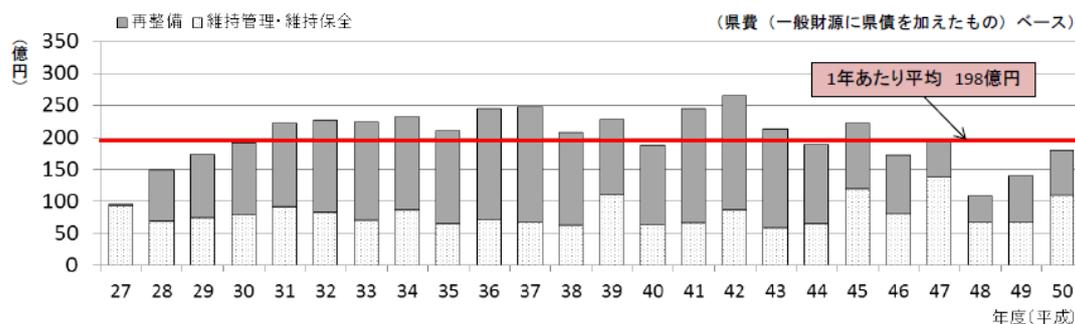
上記で述べた社会の構造変化を念頭におき、ここでは、岐阜県内における公共施設の整備と更新に関する現状を把握した。なお、県と市町で保有する公共施設の質と量がともに異なる。そこで、岐阜県と市町の代表的な地方公共団体として岐阜市、美濃加茂市、高山市の傾向を示し、県内の現状を概観する。

#### (ア) 岐阜県の現状

岐阜県では、保有する施設に係る経費の将来見通しにつき、建物にかかる経費についての平成 27～平成 50 年の 23 年間の維持管理・修繕・更新等に係る経費を算出した場合、建物では負担総額 4,758 億円（単年度平均 198 億円）、インフラ施設では負担総額 4,384 億円（単年度平均 183 億円）にのぼる算出結果を出している。

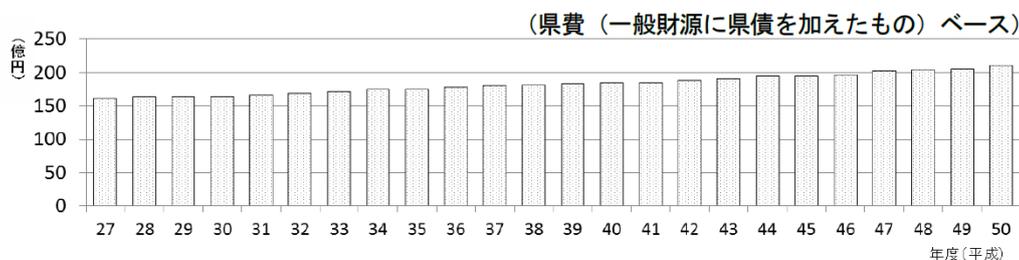
このような状況を受け、県では平成 29 年 3 月に「岐阜県における PPP/PFI 手法導入に向けた基本方針」につき、優先的検討規程の内容を含めた改訂を実施した。

図表 1-5 建物に要する経費の試算



(出典：岐阜県「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」)

図表 1-6 インフラ施設に要する経費の試算



(出典：岐阜県「岐阜県公共施設等総合管理基本方針」)

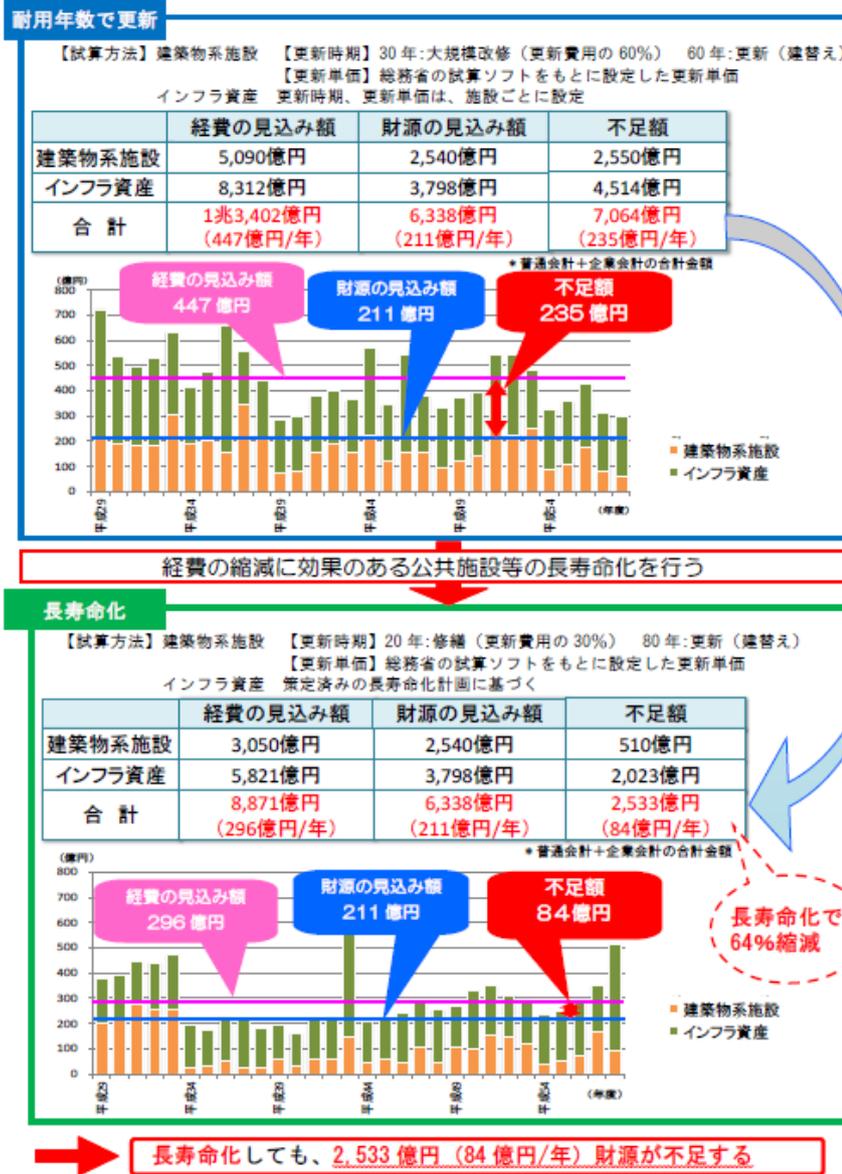
### (イ) 岐阜市の現状

岐阜市では、保有する全ての公共施設等を同規模で維持すると仮定した場合、平成29～平成58年の30年間の維持・更新等に係る経費の見込み額は1兆3,402億円(単年度平均447億円)にのぼる算出結果を出している。これは、充当が可能となる財源の見込み額6,338億円(単年度平均211億円)の2.11倍であり、その差額である7,064億円(単年度平均235億円)が不足する事態となる。

当財源不足は、公共施設の長寿命化をもってしても、経費の見込み額が8,871億円(単年度平均269億円)までしか縮減されず、なお差額である2,533億円(単年度平均84億円)が不足する状況にある。

このような状況を受け、岐阜市では、平成29年3月に岐阜市公共施設等総合管理計画を策定し、今後10年間における公共施設等マネジメントの基本方針の一つとして総合的な資産経営を掲げており、取組むにあたってはPPP/PFIの積極的な活用による財政負担の軽減及び公共サービスの向上に努める旨定めている。

図表 1-7 公共施設等に要する経費等の試算



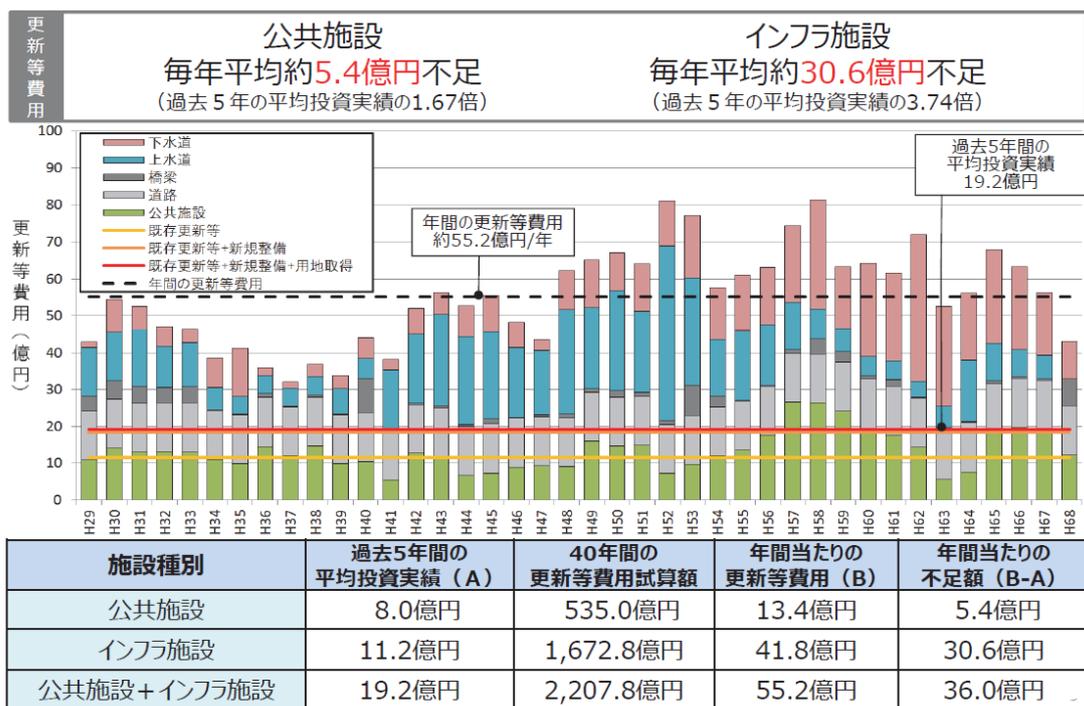
(出典：岐阜市「岐阜市公共施設等総合管理計画」)

### (ウ) 美濃加茂市の現状

美濃加茂市では、保有する公共施設とインフラ施設の更新等費用試算結果を合算すると、平成 29～平成 68 年の 40 年間の大規模修繕及び建替えに要する更新等費用の見込み額は 2,207.8 億円（単年度平均 55.2 億円）にのぼる算出結果を出している。これは、過去 5 年間の平均投資実績額 19.2 億円の 2.87 倍であり、その差額である 1,440 億円（単年度平均 36 億円）が不足する見込みである。

このような状況を受け、美濃加茂市では、平成 29 年 3 月に美濃加茂市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等最適化のための 5 原則の一つとして、PPP/PFI 等の活用により歳出の軽減を図る「民間活用」を掲げた。今後公共施設等マネジメントを進めるにあたっては、個別施設計画策定時の考え方として、施設更新の場合に PFI 等の民間資金の活用可能性について検討する旨定めている。

図表 1-8 公共施設等の大規模修繕・建替えに要する費用（更新等費用）



(出典：美濃加茂市「美濃加茂市公共施設等総合管理計画」)

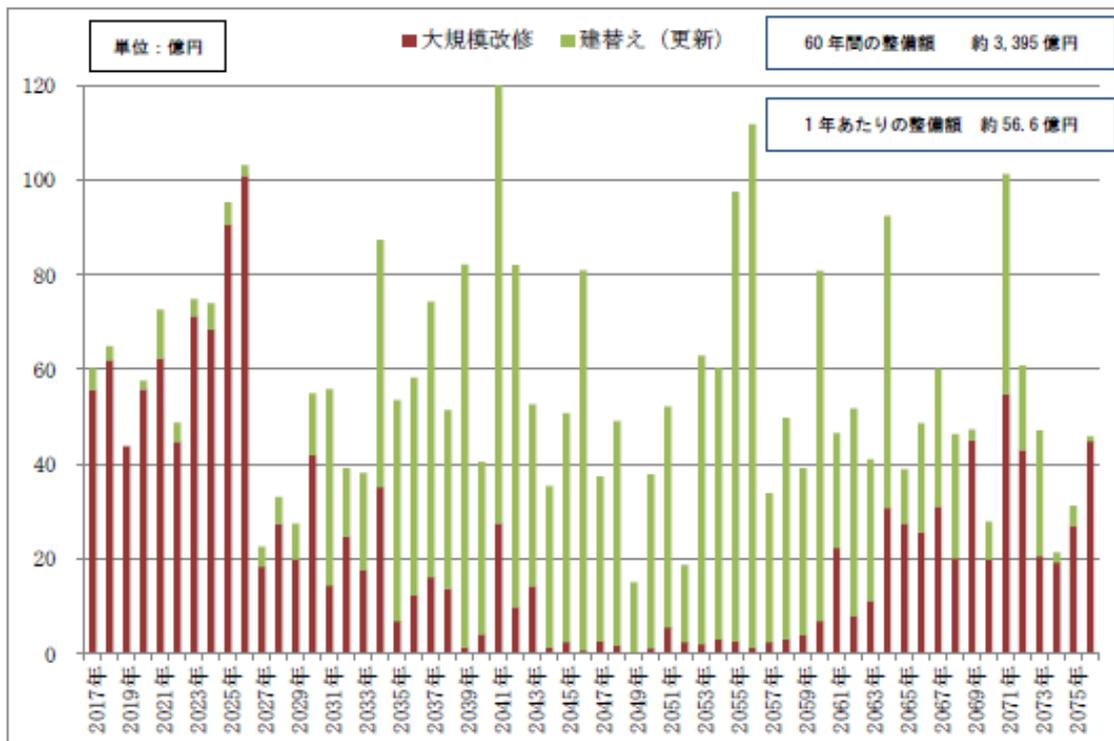
### (エ) 高山市の現状

高山市では、保有する公共施設のうち建物について、現状の施設規模・内容を維持することを前提とした場合、平成 29～88 年の 60 年間の大規模改修及び建替え（更新）に要する費用の見込み額は 3,395 億円（単年度平均 56.6 億円）にのぼる算出結果を出している。これは、近年における市の一般会計予算の約 1 割に相当し、また投資的経費の約 6 割に相当するものである。

その他、インフラ施設について、上記同様現状の施設規模・内容を維持することを前提とした場合、更新費用額の単年度平均は①道路（耐用年数 40 年に設定）が 37.5 億円、②橋梁（耐用年数 60 年に設定）が 6.5 億円、③上水道（耐用年数 40 年に設定）が 29.1 億円、④下水道（耐用年数 50 年に設定）が 10.5 億円、計 83.6 億円にのぼる。

このような状況を受け、高山市では、平成 29 年 6 月に高山市公共施設等総合管理計画を策定した。同計画における、公共施設の管理・運営に関する基本的な考え方の一つである民間活力導入の実施方針において、PPP/PFI の導入などの管理・運営手法について研究・検討し、公共サービスの質の向上やコスト縮減を図る旨定めている。

図表 1-9 市内建物の将来更新費用の予測（2017 年～2076 年）



(出典：高山市「高山市公共施設等総合管理計画」)

## (2) 岐阜県域で PPP/PFI を取組む上での課題

### 1) 岐阜県内の地方公共団体における取組み

岐阜県内における公共施設マネジメントへの取組みについては、これまで一部の地方公共団体のみが公共施設白書やマネジメント方針等を策定していたが、総務省の要請を受け（平成 26 年 4 月）、全地方公共団体において「公共施設等総合管理計画」を策定する運びとなった。

また、PPP/PFI に係る制度整備については、人口 20 万以上の地方公共団体で PPP/PFI 手法の導入に係る優先的検討規程の策定を、国から要請されている。県内市町村において上記地方公共団体に該当する岐阜市をみると、平成 29 年 3 月に「岐阜市 PPP/PFI 手法導入優先的検討に関する指針」を策定・施行した。同指針第 4 条によれば、市は①新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合、②公共施設等の運営等の見直しを行う場合、③その他公共施設等の整備等の方針を検討する場合には、優先的検討を行うものとしている。また、同指針第 5 条によれば、優先的検討の対象とする事業は、事業費につき総額 10 億円以上または単年度 1 億円以上である、建築物もしくはプラントの整備等に関する事業または利用料金の徴収を行う公共施設整備事業である。

他方、人口 20 万人未満の地方公共団体である美濃加茂市も、平成 29 年 10 月に「美濃加茂市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」を策定・施行した。同規程第 4 条によれば、前述の岐阜市における「岐阜市 PPP/PFI 手法導入優先的検討に関する指針」第 4 条①②③の他、④美濃加茂市公共施設等総合管理計画の改定または同計画に基づく個別施設計画の策定もしくは改定を行うとき、⑤私有地の未利用試算等の有効活用を検討するとき、⑥公共施設等の集約化、複合化等を検討するときにも、優先的検討を実施するものとしている。また、同規程第 5 条によれば、優先的検討の対象とする事業は岐阜市が対象とする事業範囲よりも広く、事業費の総額が 1 億円以上である建築物もしくはプラントの整備等に関する事業または利用料金の徴収を行う公共施設整備事業である。

図表 1-10 岐阜県内における PFI 事業実施状況（地方公共団体等の実施事業）

	検討の開始	対象事業	対象事業基準 (事業費)
岐阜市	新たに公共施設等の整備等を行うために 基本構想、基本計画等を策定する場合	建築物もしくはプラント の整備等に関する事業  or 利用料金の徴収を行う 公共施設整備事業	総額 10 億円以上  or 単年度 1 億円以上
	公共施設等の運営等の見直しを行う場合		
	その他公共施設等の整備等の方針を検 討する場合		
美濃加茂市	岐阜市の上記3点に加え・・・	岐阜市と同様	総額 1 億円以上
	美濃加茂市公共施設等総合管理計画の 改定または同計画に基づく個別施設計画 の策定もしくは改定を行うとき		
	私有地の未利用試算等の有効活用を検 討するとき		
	公共施設等の集約化、複合化等を検討す るとき		

（出典：岐阜市「岐阜市 PPP/PFI 手法導入優先的検討に関する指針」及び美濃加茂市「美濃加茂市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」をもとに作成）

## 2) PPP/PFI の取組みにかかる現況

PPP/PFI の取組実績に関しては、岐阜県内で実施された PFI 事業は 5 件、PPP 事業は 5 件であり、全国のほかの地方公共団体に比較しても導入が進んでいないといえる状況である。

県内の PFI 事業の実施状況をみると、5 件のうち 4 件が既に施設整備が完了し、1 件が事業者との契約締結段階である。施設用途としては、市民プール、大学研究棟、学校給食センター、火葬場と幅広い。供用開始した 4 件のうち、「岐阜県羽鳥市民プール整備・運営事業」は、平成 24 年 6 月をもって閉業している。

県内の PPP 事業の実施状況をみると、5 件のうち 4 件が既に施設整備が完了し、1 件が基本協定締結段階である。今年度改正された都市公園法にて創設された「都市公園内において収益施設と周辺の園地等を一体的に整備する民間事業者を公募する制度」、いわゆる Park-PFI を活用した事例として注目されている。

図表 1- 11 岐阜県内における PFI 事業実施状況（地方公共団体等の実施事業）

No.	整備名称	発注者	事業方式	事業費	事業期間	代表企業	地元企業参画	備考
1	岐阜県羽島市民プール整備・運営事業	羽島市	BOT	約7億円	H14.7～ H24.6	ドルフィン	○	事業終了
2	岐阜大学総合研究棟施設整備事業	岐阜大学	BTO	約26億円	H17.4～ H30.3	鴻池組	×	-
3	可児市学校給食センター整備・維持管理事業	可児市	BTO	約24億円	H19～ H32.3	東亜建設工業	○	-
4	大垣市南部学校給食センター整備事業	大垣市	BTO	約40億円	H22.9～ H37.3	シーテック	○	-
5	可茂衛生施設利用組合新火葬場整備運営事業	岐阜県可茂衛生施設利用組合	BTO	約55億円	H31.4～ H46.3	大日本土木	○	事業契約締結段階

（出典：PFI インフォメーションホームページ、日本 PFI・PPP 協会ホームページをもとに作成）

図表 1- 12 岐阜県内における PPP 事業実施状況（地方公共団体等の実施事業）

No.	整備名称	発注者	事業方式	事業費	事業期間	代表企業	地元企業参画	備考
1	ワールドデザインシティ・GIFU	岐阜県	公設民営	-	H12.7～ H32	森ビル都市企画	×	-
2	ワークショップ24(仮称)施設整備事業	岐阜県	DBO	-	H14.5～ H23.3	オリックス	○	事業終了
3	世界淡水魚園水族館	岐阜県	指定管理	-	H16.7～ H46	三菱商事	×	-
4	テクノプラザ2期開発事業	岐阜県土地開発公社	DBFO	約75億円	H15.10～ H20.9	鹿島建設	○	事業終了
5	平成記念公園宿泊施設整備事業	岐阜県	Park-PFI	-	H30.3～	積水ハウス	×	基本協定締結段階

（出典：PFI インフォメーションホームページ、日本 PFI・PPP 協会ホームページをもとに作成）

### 3) PPP/PFI を取組む上での課題

岐阜県域における課題について整理すると、PPP/PFI を取組むうえで以下の課題があることが指摘できる。

#### 課題1： PPP/PFI に対する実績及び知識・ノウハウ不足

岐阜県内では、PPP/PFI 事業の取組みが進まず、地方公共団体、地元企業ともに事業に対する知識やノウハウが育成されてきていない。また、知識・ノウハウが育成されないことによりますます案件形成が進まない、といった悪循環が生まれているように見受けられる。特に、地方公共団体においては事業効果、地元企業においては事業への参画メリットなどについて理解が不足しており、PPP/PFI 事業への取組意欲が希薄である原因となっている。

#### 課題2： PPP/PFI に係る情報の不足

岐阜県域には、岐阜 PFI 研究会（現「岐阜 PPP/PFI 研究会」と名称変更。以下、同様とする。）や中部 PFI/PPP 研究会など民間企業が推進する既存の研究会がある一方で、地方公共団体を対象とする研究会等はこれまでは少なく、PPP/PFI 手法を導入するに際しては、地方公共団体職員の中で情報が不足しており「難しい手法」「手間がかかる」などの理由で取組を躊躇する原因となっている。

#### 課題3：官民の対話不足

岐阜県内では、PPP/PFI 実績自体が少ないことからわかるとおり、サウンディング調査等の官民対話についても、ほとんどの地方公共団体では実施実績がない状況である。官民連携事業の推進に向けては、官民双方が課題への認識を共有し、議論する場の存在が重要であり、岐阜県内でも官民対話の乏しい状況を改善することが望まれる。

### (3) 地域プラットフォーム導入の目的

#### 1) 広域的な地域プラットフォームの形成

岐阜県内においては、県全体で PPP/PFI の案件形成を促進させるべく、十六銀行グループ及び民間企業が立ち上げた岐阜 PFI 研究会が、これまで PFI の啓蒙活動を実施してきた。

他方、岐阜県内の地方公共団体においては公共施設等の修繕・更新にかかる財源が不足する等の課題が明確となっており、PPP/PFI の活用が急務となっている。にもかかわらず、PPP/PFI 手法の実績や知識・ノウハウの欠如、情報不足、官民相互の理解不足等の課題により、一部の地方公共団体でしか取組まれておらず、なおも PPP/PFI に対する後ろ向きの姿勢が継続されている。

このような状況を鑑み、中立的かつ官と民の橋渡し役を担うことができる、岐阜大学地域協学センターが中心となって推進し、岐阜県全域を対象とした地域プラットフォームを立ち上げるに至った。

「学」が中心となることで、官民双方の視点に立った案件形成に対する意見交換や、地方公共団体を中心とする地域プラットフォームでは実施し難い、官民のマッチングなどの活動展開が可能となる。

また、県全域を対象とすることで、単独の地方公共団体による地域プラットフォームではなしえない、各種メリットが生じる。知識・ノウハウ・成功事例の横展開が図れること（特に、小規模な地方公共団体にノウハウ提供が可能）、扱う案件数が豊富になること、民間企業マッチング数の多様性が確保されること、などが期待される。

また、岐阜県特有の事情として、県内の地方公共団体においては、PPP/PFI の活用に積極的に取組む地方公共団体とそうでない地方公共団体との間に相当の温度差が存在する。そこで積極的に取組む地方公共団体を支援し、案件形成等の成功体験を横展開することで、岐阜県全体の PPP/PFI の活用に対する熱量を高めていくことが求められている。

## 2) 地域プラットフォーム形成に係る留意点

一方で、地域プラットフォームの立ち上げ及び継続的な運営にあつては、広域的な地域プラットフォームの特徴や、岐阜県内の課題を踏まえたうえで、運営企画・体制等を練ることが求められる。そこで、今般の地域プラットフォームの立ち上げ及び運営にあたり、特に以下の点に留意したい。

### 留意点1：PPP/PFI 人材育成の視点を有する企画・運営に留意

岐阜県内においては PPP/PFI の実績が乏しく、特に PPP/PFI の活用に対して消極的な地方公共団体においては、知識・ノウハウを有する人材が不足することから、公共施設等の整備・運営を予定していても具体的な事業として案件形成に結びつかない恐れがあることに留意する。

### 留意点2：PPP/PFI 事業取組みに親しみが持てるよう留意

岐阜県内の地方公共団体においては、初めて PPP/PFI 手法の導入を検討する職員が少なくないことから、「難しい手法」「手間がかかる」などの理由で取組みを躊躇しないよう配慮が必要である。

### 留意点3：多様なネットワーク構築に繋がるよう留意

実績の少ない岐阜県内において PPP/PFI を推進していくためには、「官」においては共通の課題を持ち情報交換できるネットワークが、「民」においては地元企業を含めたコンソーシアムの組成に繋がる異業種企業のネットワークが、それぞれ重要であることに留意する。

### 3) 活動目的

岐阜県内の現状と課題、そして、広域的な地域プラットフォームという特徴を踏まえ、以下に、3つの活動目的（支援の方向性）を掲げ、本プラットフォームの形成を進めることとしたい。

#### 目的1：人材育成（主として官）の場

PPP/PFI 実績の乏しさに起因する知識・ノウハウ不足を解消するため、本プラットフォームにおいて、「学」の有する人材育成のノウハウも活かしつつ、一次的には「官」において具体的な案件形成が志向できる人材育成を支援する。

#### 目的2：PPP/PFI 導入の見込みを考える場

PPP/PFI 導入にあたっては、PFI に限らず多様な手法を用いた事例を幅広く紹介し、とりわけ小規模事業や公有資産活用等の官民連携事業など身近に感じる事業を導入効果も含め紹介することで、岐阜県内で経験の乏しい職員の関心が高められるような企画運営を実施する。また、具体的な事業を題材とした官民対話の場を設け、見込みを考える機会を提供する。

#### 目的3：成功体験を共有し成果を還元する場

地域プラットフォームの活動を通して、産官学金相互のネットワークの構築を促進するとともに、「官」については PPP/PFI に積極的に取り組む地方公共団体の案件形成を支援する。そのような成功体験の横展開を通じて、岐阜県全体の PPP/PFI 活動の普及に寄与する。また、プラットフォーム活動から得られたノウハウを構成員に還元できる仕組みを構築する。

## 2. 岐阜県域における地域プラットフォームの形成

### (1) 構成員等の検討

#### 1) 構成員等の検討における基本的な考え方

岐阜県内における地域プラットフォームである「ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム」は、広域的な地域プラットフォームであり、複数の地方公共団体が参画することにより、運営推進主体の負担軽減が課題となる。加えて、複数の地方公共団体に対する中立的な運営が求められる。

こうした、「運営に係る負担軽減」「中立的な運営」の2点を鑑みて、運営体制を組む必要がある。また、地域プラットフォームを円滑に立ち上げるためには、これまで岐阜県内で PPP/PFI 推進の活動に関して実績がある団体が、まずは立ち上げ期の中心となることが望ましい。

上記の理由から、岐阜 PFI 研究会からの依頼を端緒として、岐阜大学地域協学センターを中心に、既に岐阜 PFI 研究会にて PPP/PFI 推進活動実績のある十六銀行グループらがバックアップする形で、地域プラットフォームの立ち上げが行われることとなった。

岐阜大学地域協学センターは、中立的な立場であり、官と民との橋渡しの役割を担うことが可能である。㈱十六銀行は、岐阜県内の民間企業等への幅広いネットワークがあり、営業店舗を通じた情報収集能力に優れる。また、十六銀行グループである㈱十六総合研究所は、イベントの企画運営に関して実績があり、運営面での能力が期待される。各者が相互に連携することで、円滑かつ中立的な地域プラットフォームの形成が期待される。

なお、本年度の地方公共団体、民間企業の関わり方については、以下のように整理する。

岐阜県内の地方公共団体に対しては、主に岐阜大学地域協学センターから本フォーラムの構成員としての参画を依頼し、当初1県9市（岐阜県、岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市）の了承を得てスタートした。なお、平成30年2月時点において、瑞穂市、北方町、御嵩町を加えた1県10市2町体制となっている。

民間企業に対しては、岐阜 PFI 研究会のほか、岐阜県商工会議所連合会が本フォーラムの構成員に加わっている。

## 2) 今年度の構成員の選定

今年度の構成員選定の考え方を以下に整理する。

図表 1-13 参画者選定の考え方

分野	参画者	位置づけ	選定の考え方 (選定理由、参画までの経緯等)
産	岐阜 PFI 研究会	構成員 (コアメンバー、事務局)	✓ 岐阜大学地域協学センターに、官民の橋渡し役として、地域プラットフォーム立ち上げを依頼。
	岐阜県商工会議所連合会	構成員	✓ 会員へのネットワークを活用した周知が可能。
	民間企業、業界団体(県内外)	構成員	✓ 各回フォーラムに関心を示して参加した民間企業。 ✓ 各構成員等から、それぞれのネットワークを活用して、参画を依頼(中部PFI/PPP研究会)。
官	岐阜県内地方公共団体 (岐阜県、岐阜市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、北方町、御嵩町)	構成員	✓ 今年度、岐阜県内の13地方公共団体が構成員として参画。 ✓ 立ち上げ時は、瑞穂市、北方町、御嵩町を除いた10地方公共団体にてスタート。
学	岐阜大学地域協学センター	構成員 (コアメンバー、事務局)	✓ 岐阜 PFI 研究会からの依頼により、フォーラム立ち上げの中心として参画。
金	(株)十六銀行 (株)十六総合研究所	構成員 (コアメンバー、事務局)	✓ 岐阜大学とともに本フォーラムの立ち上げに関わり、今年度の事務局の一員として参画。 ✓ 十六銀行は事業を通じて、地元企業に広くネットワークを有することから、PPP/PFIにおいて、「産」と「官」もしくは「産」と「産」の仲介機能を担うことが期待される。また、「岐阜 PFI 研究会」を立ち上げる等、積極的にPPP/PFI普及啓発活動を実施。

## (2) 運営体制

### 1) 役割分担

本年度の役割分担を以下に示す。

図表 1-14 役割分担表

		岐阜 大学 【学】	地方公共 団体等 【官】	十六 銀行 G 【金】	企業・団体【産】		コンサ ルタン ト	
					業界団体 民間企業等	岐阜 PF I 研究会		
全体取り								
まとめ	企画・調整	△		△		△	○	
ロジ面								
		○		○		○	○	
							○	
							○	
				○			○	
				○	○			
		○		○		○		
		○	○岐阜県	○	○	○	○	
						○		
		○		○※1				
				○				
		○		○		○	○	
				○				
		議事録作成						○
コンテン ツ面	各回共通							
		次第等の作成・ 資料とりまとめ						○
	第 1 回 (第 3 回)							
		講演①						○
		講演②		○(文科省)				
		報告		○※2				
		意見交換会	△※3	○(関市)	△		△	○△
	第 2 回 (第 4 回)							
		講演①		○(国交省)				
		講演②						○
報告①			○(内閣府)					
	報告②		○(美濃加茂市)					

		意見交換会①	△	○(美濃加茂市)	△			○△	
		意見交換会②		○(岐阜市) ○(浜松市)	○※4				
	第3回 (第5回)								
		講演		○(高砂市)					
		報告①	○						
		報告②		○(高山市)					
		意見交換会	△	○(高山市)	△				○△

※1 内閣府支援前の第1回において会場手配

※2 岐阜市、揖斐川町、関市

※3 △はファシリテーター

※4 分科会における進行役

## 2) 連絡方法

構成員等への連絡方法としては、本フォーラムが広域的な地域プラットフォームであることを念頭に、運営者の負担が軽減できるよう以下の方法について関係者間にて協議をした。

### ①主体別に連絡責任者を設定

運営準備組織のメンバーを前提に、産官金の各主体への連絡責任者を設定。

### ②業界団体等への協力要請

「産」の構成員となる業界団体等に、所属する会員に対し本フォーラムに関する情報発信の協力を要請。

### ③地域金融機関のネットワーク活用

開催テーマに応じた地域企業への呼びかけを行うため、地域企業の状況に精通した地域金融機関のネットワークを活用。

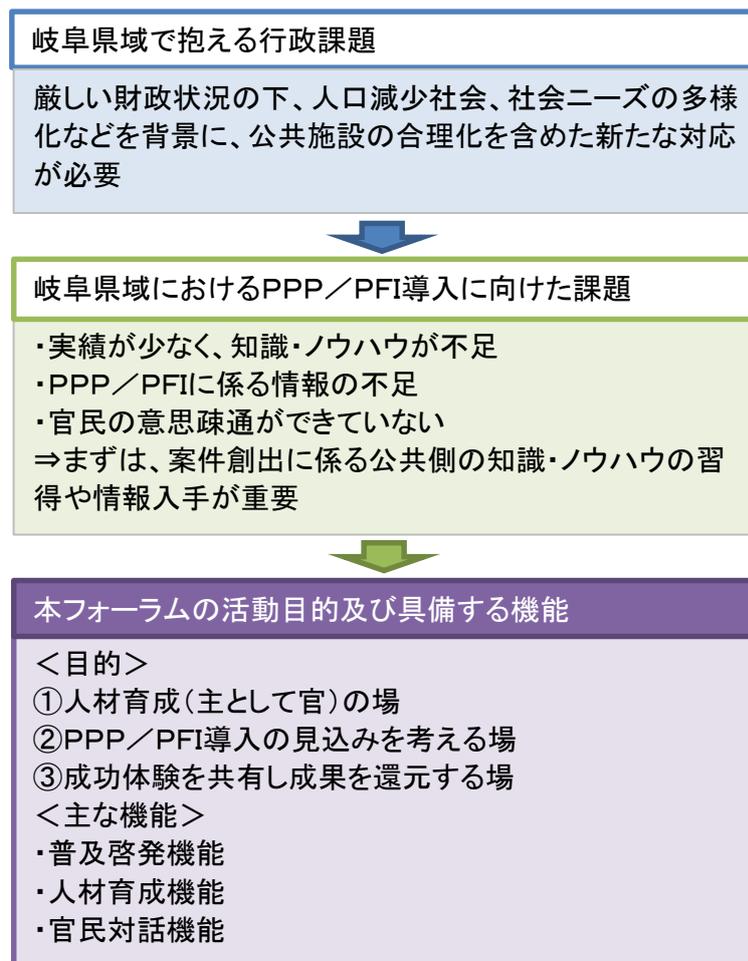
### 3. 岐阜県域の地域プラットフォームの開催・運営

#### (1) 活動計画

本地域プラットフォームでは下図の課題等を踏まえ、官民双方の視点に立った広域的な案件形成に向け、具体的な個別案件を対象とした官民対話等を推進するとともに、実践に必要な知識・ノウハウを習得できるような活動計画を検討した。

本年度の地域プラットフォームは全5回が実施されており、そのうち本業務においては全3回の支援を行った。本業務による支援の開始以前に、地域プラットフォームにおいて、主に PPP/PFI の基礎知識に関する内容を実施している。このことを踏まえ、本業務による支援においては、具体的な PPP/PFI 案件形成に向けたテーマを中心に実施することとした。各回、テーマに沿った講演及び意見交換等を実施した。

図表 1-15 活動目的の検討フロー



1) 第3回ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム（本業務通算 1 回目）

日程	平成 29 年 10 月 25 日（水）
会場	岐阜大学サテライトキャンパス 多目的講義室（大）（中）
目的	公有資産利活用における PPP/PFI 導入可能性の検討
形式	講演＋報告＋意見交換会（ワークショップ形式）
講演 報告	①公有資産マネジメントと PPP/PFI（株式会社日本政策投資銀行） ②公的不動産の利活用について（廃校活用事例等）（文部科学省） ③廃校舎の利活用について（関市） ④廃校舎の利活用について（揖斐川町） ⑤一般廃棄物処理施設整備における PPP/PFI 手法の導入について（岐阜市）
意見交換	テーマ：旧板取中学校の利活用について（報告③関連）

PPP/PFI による公有資産マネジメント、廃校利活用の現状、地方公共団体の公有資産の利活用状況についてそれぞれ講演・報告を行い、また意見交換会のテーマでもある関市立旧板取中学校に関して、関市より検討状況を報告した。

意見交換会では、公有資産利活用の視点から望ましい旧板取中学校の利活用の可能性を検討するとともに、本事業の進め方について、ワークショップ形式で意見交換を実施した。

2) 第4回ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム（本業務通算 2 回目）

日程	平成 29 年 12 月 22 日（金）
会場	岐阜大学サテライトキャンパス 多目的講義室（大）（中）
目的	都市公園における PPP/PFI 導入可能性の検討
形式	講演＋報告＋意見交換会（ワークショップ形式）
講演 報告	①都市公園における官民連携の推進～Park-PFI によるサービスの向上～（国土交通省） ②PPP/PFI の導入概論（株式会社日本経済研究所） ③平成 30 年度内閣府支援事業の募集について（内閣府） ④前平公園内民間活力導入事業（美濃加茂市）
分科会	A ワークショップ テーマ：前平公園内民間活力導入事業（報告④関連） B 講義 テーマ：一般廃棄物処理施設（第3回フォーラム報告⑤関連）

PPP/PFI 概論及び推進状況、Park-PFI の概要につき、講演・報告を行い、また意見交換会のテーマでもある前平公園内民間活力導入事業に関して、美濃加茂市より検討状況を報告した。

分科会 A では、前平公園内民間活力導入事業をテーマに、民間事業者が参画可能な事業スキーム、本事業に望ましい事業手法及び事業推進に向けた課題について、ワークショップ形式で意見交換を実施した。分科会 B では、地方公共団体を対象に一般廃棄物処理施設の PFI 事業について、導入済みである浜松市を講師に招き、講義形式で意見交換を実施した。

### 3) 第 5 回ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム（本業務通算 3 回目）

日程	平成 30 年 2 月 19 日（月）
会場	岐阜大学サテライトキャンパス 多目的講義室（大）
目的	県内地方公共団体の課題に対応した優先的検討規程についての検討
形式	講演＋報告＋意見交換会（ワークショップ形式）
講演 報告	①高砂市における優先的検討規程の策定経緯について（高砂市） ②優先的検討規程の周辺情報（内閣府） ③公共施設等官民連携事業への挑戦 ～岐阜県版 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程～（高山市） ④平成 29 年度の総括と今後の活動計画（岐阜大学、ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム事務局）
意見交換	テーマ：岐阜県における PPP/PFI 導入優先的検討規程

優先的検討規程について、先進事例、情報提供、地方公共団体による検討状況等の講演・報告を行った。

意見交換会では、県内で PPP/PFI を推進するにあたっての課題と解決策を検討するとともに、それらを優先的検討規程に応用する場合の評価方法等について、ワークショップ形式で意見交換を実施した。

## (2) 実施状況

### 1) 第3回ぎふPPP/PFI推進フォーラム(本業務通算1回目)

#### ①概要

- ・日時:平成29年10月25日(水)13:30~16:30
- ・場所:岐阜大学サテライトキャンパス 多目的講義室(大)(中)  
岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37 東棟4階
- ・テーマ:公有資産利活用におけるPPP/PFI導入可能性
- ・次第:【第1部(13:30~14:35)】
  1. 開会挨拶
  2. 講演
    - I. 「公有資産マネジメントとPPP/PFI」  
(株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 調査役 柳洋介氏)
    - II. 「公的不動産の利活用について」  
(文部科学省 文教施設企画部 施設企画課 課長補佐 西村文彦氏)

【第2部(14:35~15:05)】

  3. 報告
    - I. 「廃校舎の利活用について」  
(関市 企画部企画政策課 主任主査 篠田賢人氏)
    - II. 「廃校舎の利活用について」  
(揖斐川町 総務部財政課 主幹 野原幸司氏)
    - III. 「一般廃棄物処理施設整備におけるPPP/PFI手法の導入について」  
(岐阜市 環境事業部 環境施設課 主任 塩田英明氏)

(休憩:15:05~15:15)

【第3部(15:15~16:30)】

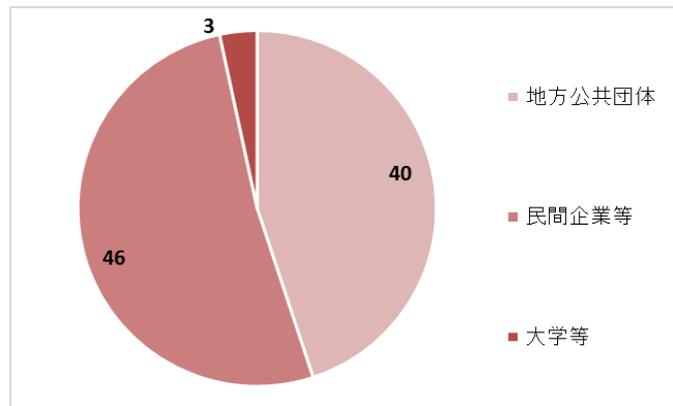
    4. ワークショップ  
テーマ:「旧板取中学校の利活用について」

#### ②募集方法

- ・ホームページ(岐阜大学、(株)日本政策投資銀行)
- ・ぎふPPP/PFI推進フォーラム構成員からの案内(十六銀行、岐阜PFI協会等)
- ・案内メール

#### ③参加者

89名に参加いただいた。民間企業等からの参加が過半数を占めた。



#### ④内容

##### ア) 開会挨拶

岐阜大学地域協学センター 高木朗義教授より、地域協学センター長 益川浩一氏のメッセージを代読いただいた。また、内閣府 PPP/PFI 推進室 参事官補佐 若菜忠央氏より挨拶をいただいた。

##### イ) 講演 I. 「公有資産マネジメントと PPP/PFI」

株式会社日本政策投資銀行 地域企画部調査役 柳洋介氏より、「ポスト公共施設等総合管理計画」と PPP/PFI によるソリューション、PPP/PFI の最新動向等についてご講演いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### ウ) 講演 II. 「公的不動産の利活用について（廃校活用事例等）」

文部科学省 文教施設企画部 施設企画課 課長補佐 西村文彦氏より、文教施設と福祉施設等との複合化・集約化、廃校活用による事例等についてご講演いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### エ) 報告 I. 「廃校舎の利活用について」

関市 企画部企画政策課 主任主査 篠田賢人氏より、関市廃校施設の概要、当該地域の概要、転用要件等についてご報告いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### オ) 報告 II. 「廃校舎の利活用について」

揖斐川町 総務部財政課 主幹 野原幸司氏より、揖斐川町の概要、公有財産(廃校舎)の利活用等についてご報告いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

カ) 報告 III. 「一般廃棄物処理施設整備における PPP/PFI 手法の導入について」

岐阜市 環境事業部 環境施設課 主任 塩田英明氏より、岐阜市内の一般廃棄物処理施設の概要、当該施設整備における PPP/PFI 手法の検討等についてご報告いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

キ) 質疑応答

(岐阜大学地域科学部 竹内名誉教授より質問)

学校施設とまちづくりを連携させたまちの整備を昔から行ってきたが、教育委員会との調整が難しい側面がある。廃校すれば所管は教育委員会から外れるのではないかと考えているが、なぜ廃校についても文部科学省が対応しているのか。

(文部科学省より回答)

廃校になった後のことであれば、通常普通財産化すると思うので、その用途について文部科学省は基本的に関与しない。関与があるとすれば補助金との関係であり、補助金適正化法により減価償却期間に相当する処分制限期間が設けられていることから、その期間は当該目的のために活用して頂くことになっている。そのため、この期間中に財産処分を行う場合、補助金の返還等が必要となるが、文部科学省は運用上処分制限期間について相当程度緩和しており、基本的には10年間を一つの目安としている。また、無償であれば、基本的には補助金の返還は不要であるが、有償での貸与・譲渡であれば国庫への返還が基本である。いずれにせよ、文科省としては、廃校となった学校施設について、積極的に活用してほしいというスタンスであるということをご理解頂きたい。

また、なぜ文部科学省が対応しているかについて、廃校となった施設を直接担当する省庁がないため、補助金を交付していることもあり、廃校となってしまったとしても地域の資産として有効活用して頂きたく対応している。

ク) 意見交換会

参加者を、官民が混在し、またなるべく異なる業種で構成されるように配慮して

全6グループに分けた。各グループにはファシリテーターを配置し、意見交換の進行の対応を行った。意見交換の内容について、以下に示す。

図表 1-16 意見交換会内容一覧

	テーマ①		テーマ②
	どのような利活用が考えられるか	当該事業のメリット・デメリット(評価できる点・課題と思われる点)	事業推進に向けて、今後何に取り組むべきか
A	・農業体験等の体験施設、スポーツチームや吹奏楽等の合宿所	・僻地のためインバウンドの観点からは、名古屋空港から直通バスを出すなどの関係が重要 ・オールシーズンでの使用に難あり。 ・自然や食べ物等の日本らしさを訴える	・課題点を整理して、マーケティングを実施
B	・食事、宿泊施設、林業体験施設、株杉の研究施設、ミネラルウォーター工場の誘致等	・交通アクセスが悪い ・土地のポテンシャルは低い	・業種を限定しないサウンディング
C	・体験型宿泊施設、飲食施設、IT企業の誘致、サイクルスポーツセンター、欧米観光客の誘致施設・観光拠点、広域連携した施設の拠点、6次化産業のラボ販売施設	・安価に整備が可能だが、収益性は見込めないでイニシャルコストをかけられない ・運動場・体育施設を持たないため、パーキングが整備できない	・条件を明示してサウンディング ・庁内調整、町民調整 ・事業期間の整理
D	・まちおこしとなれば、道の駅・レストラン等の拠点施設 ・外観を守りたいということであれば宿泊施設	・場所柄集客が難しい	・目的・ビジョンを明確化し、それに合わせた資料収集と情報提供が必要 ・民間とのマッチングを検討
E	・宿泊、体験型施設、企業の保養所、時間貸し別荘、貸倉庫等	・自然豊か、地価も安い ・交通の便が非常に悪い	・市の目的を明確化 ・エリアマネジメントの観点から検討すべき ・旅行会社と協力してモニターツアーを実施するのもよい
F	・グランピング、福祉施設(高齢者が孫と遊べるような施設)、オリパラ誘致や海外チームのキャンプ、スポーツ合宿、野外活動の合宿	・建物がお洒落・綺麗、広域的に観光資源がある ・インターから車で60分かかるとのことであるが、東海エリアに限定すればそこまでデメリットでもない	・イベント情報の整理、探索のモデルコースの提示 ・サウンディング

## ⑤事後アンケートの概要

事後アンケートには、参加者 89 名のうち 59 名が回答した。

- ✓ 59 名の回答者のうち、49.2%が地方公共団体、47.5%が民間企業等、3.4%が大学等であった。そのうち地方公共団体においては企画課が、民間企業等においては建設業が多かった。
- ✓ フォーラムの告知については、フォーラム案内メールによる周知、岐阜県・各協会からの案内・お知らせが有効であった。
- ✓ PPP/PFI 活用による公有試算活用事業について、「多いに取り組んでみたい」「少し取り組んでみたい」と回答したのは全体で 64.4%（地方公共団体 58.6%、民間企業等・大学等 70.0%）であった。
- ✓ 具体案件についてプラットフォームの場で意見交換することについて、PPP/PFI 導入検討のノウハウ習得に役立つ、地域の課題解決の点で意義がある、という意見が多かった。
- ✓ 今後取り上げてほしいテーマとして、地方公共団体からは、サウンディング調査のやり方、リスクの考え方等について、地方公共団体以外からは既 PFI・PPP 事業での課題解決面での具体的成果報告、岐阜県内における具体の事業に関する情報、提案書の作成方法・リスクの考え方等について、それぞれ挙げられた。

【全景】



【講演状況】（株）日本政策投資銀行



【講演状況】（文部科学省）



【報告状況】（関市）



【報告状況】（揖斐川町）



【報告状況】（岐阜市）



【意見交換会状況】

(全景)



(各班の発表)



## 2) 第4回ぎふPPP/PFI推進フォーラム（本業務通算2回目）

### ①概要

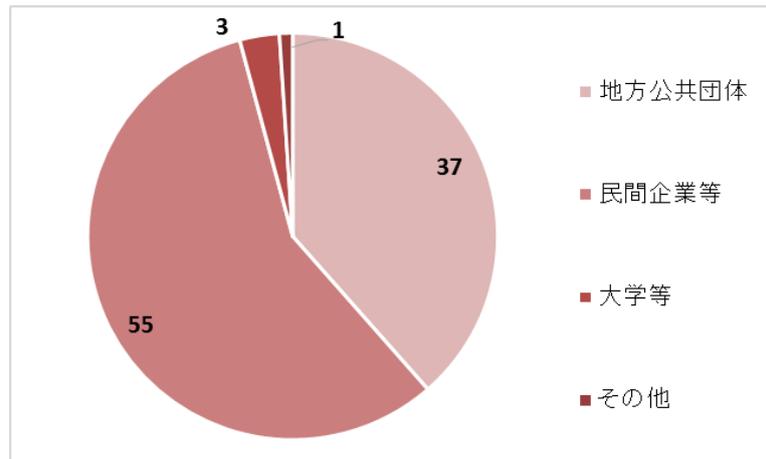
- ・日時：平成29年12月22日（金）13:30～16:30
- ・場所：岐阜大学サテライトキャンパス 多目的講義室（大）（中）  
岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37 東棟4階
- ・テーマ：都市公園におけるPPP/PFI導入可能性
- ・次第：【第1部（13:30～14:35）】
  1. 開会挨拶
  2. 講演
    - I. 「都市公園における官民連携の推進 Park-PFIによるサービス向上」  
（国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 課長 中井淳一氏）
    - II. 「PPP/PFIの導入概論」  
（株式会社日本経済研究所 調査本部 上席研究主幹 吉田育代）
- 【第2部（14:35～15:05）】
  3. 報告・情報提供
    - I. 「平成30年度内閣府支援事業の募集について」  
（内閣府 PPP/PFI推進室 企画官 濱田禎氏）
    - II. 「前平公園内民間活力導入事業」  
（美濃加茂市 市民協働部 スポーツ振興課 課長 山田尚樹氏）
- 【第3部（15:15～16:30）】
  4. 分科会
    - A ワークショップ テーマ：「前平公園内における民間活力導入事業の検討」
    - B 講義 テーマ：「一般廃棄物処理施設」  
（浜松市 環境部廃棄物処理課 新清掃工場建設担当課長 宮本勝弘氏）

### ②募集方法

- ・ホームページ（岐阜大学、㈱日本政策投資銀行）
- ・ぎふPPP/PFI推進フォーラム構成員からの案内（十六銀行、岐阜PFI協会等）
- ・案内メール

### ③参加者

96名に参加いただいた。民間企業等からの参加が過半数を占めた。



#### ④内容

##### ア) 開会挨拶

岐阜大学地域協学センター 高木朗義教授より、挨拶をいただいた。

##### イ) 講演 I. 「都市公園における官民連携の推進～Park-PFIによるサービス向上～」

国土交通省 総合政策局 官民連携政策課 課長 中井淳一氏より、公募設置管理制度 (Park-PFI)、地域プラットフォームの概要等についてご講演いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### ウ) 講演 II. 「PPP/PFIの導入概論」

株式会社日本経済研究所 調査本部 上席研究主幹 吉田育代より、PPP/PFIの概要、庁内体制とPPP/PFIガイドライン、PPP/PFI導入手続き、PPP/PFI事例等について講演を行った。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### エ) 報告・情報提供 I. 「平成30年度内閣府支援事業の募集について」

内閣府 PPP/PFI推進室 企画官 濱田禎氏より、内閣府における支援措置、PPP/PFI地域プラットフォーム取組み事例等についてご提供いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### オ) 報告・情報提供 II. 「前平公園内民間活力導入事業」

美濃加茂市 市民協働部 スポーツ振興課 課長 山田尚樹氏より、事業概要、美濃加茂市の概要及び課題等についてご報告いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

カ) 質疑応答

特になし。

キ) 分科会

(あ) 講義においては、浜松市環境部廃棄物処理課 新清掃工場建設担当課長 宮本勝弘氏より、新清掃工場及び新破碎処理センター事業、民活手法導入可能性調査等の市の検討状況等について、ご講演いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

また、講義後の質疑応答があり、ご回答いただいた。抜粋を以下に示す。

- ✓ 事業者への建設費の支払いの方法は建設後に支払いか、事業期間で分割して支払いか

→建設については、国の交付金（1/3～1/2）と市の起債で補てんする。市の起債は 90%から 95%、残り 10%程度は市の負担金となるが、PFI なので、この部分を民間が銀行から借り入れする。交付金と起債部分については、工事 5 年間の出来高によって支払う。残り 10%は民間事業者へ割賦及び運営維持管理を 20 年間で支払う。割賦にかかる部分の金利も上乘せして支払う。最近になって一般財源を使わない起債活用型の BTO となり、この方式が可能となった。

- ✓ ごみ量・ごみ質が変動した場合の対応方法は

→ごみ量・ごみ質が要求水準の計画変動量の範囲内であれば、支払は一定であるが、その範囲を超えた場合には、変動費としてみている（定額+従量制の 2 段階設定）。すべて固定費ではない。

(い) ワークショップにおいては、参加者を、官民が混在し、またなるべく異なる業種で構成されるように配慮して全 7 グループに分けた。各グループにはファシリテーターを配置し、意見交換の進行の対応を行った。意見交換の内容について、以下に示す。

図表 1-17 意見交換会内容一覧

テーマ① 民間事業者が参画可能な事業スキーム	A	B	C	D	E	F	G	
<b>目指すべき方向性</b>	官民共同の24時間使用可能なスポーツ拠点施設	運動公園の特性を活かした健康・スポーツ拠点施設	学校プール統合事業としてスタートしているためその点を重視し、想定されるフィットネス施設として整備するのであれば、一般利用者と生徒の使用を明確に棲み分けする必要がある	市民の方へのアンケート結果において70%が「プールを是非に」という結果があることから、一定のニーズ（需要）が見込まれ、「プール」を主眼におく事業の方向性に問題はない	学校授業を中心とした、健康増進・地域のスポーツ進行への寄与	近隣からも人呼び込みの健康をサポートできる施設、スポーツレジャーランドのような施設	小中学校の老朽化によるプール施設の廃止・統合に加え、複合施設を整備	
<b>一括発注の可能性</b>	<b>対象範囲及び理由</b>	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム、テニスコート、野球場	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム、その他（温浴施設、飲食、駐車場）
	<b>対象業務及び理由</b>	温水プール、スタジオ、トレーニングジムについては採算が取れそうなので一括発注できる。テニスコートについては、ナイター設備があり一括発注に入れられる可能性あり。野球場については予約などの管理だけができる。	採算性・管理容易性から、公園施設の管理運営は厳しい。	美濃加茂市の要望を踏まえ、温水プール、スタジオ、トレーニングジムは対象範囲とする ・スポーツ施設一体整備とするならテニスコート、野球場も本事業に含めることが合理的とも考えられる。その場合は、一部をフットサルコートに改修する案もある ・また、左記に加え温浴施設を一体整備することで、近隣企業勤務者の平日夜間の利用等も狙えるのではないかと	プール、スタジオ、テニスコートもまた運営管理すると効率化になる ・3施設以外においては、指定管理料があれば問題なく実施できる ・競合する施設が市内にないとお聞きしたので、商売として成立することから、全て含めても運営管理可能である	プール～公園まで可能性はあるが、事業採算の観点から客単価率の高いものを選択すべき	収益性のある施設は対象とすべき ・他の施設は管理を一括で行うのであれば、含めることも可	プール運営だけでは水光熱費の関係から運営が成り立たないため、トレーニングジム、サウナ、ジャグジー、温浴施設、飲食等の複合施設が必要
<b>性能発注の可能性</b>	<b>対象業務及び理由</b>	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（バスの送迎）	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（バスの送迎）	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（バスの送迎）	設計、建設、開始準備、維持管理、大規模修繕、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（上記以外の公園施設の運営）、運営（バスの送迎）	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（上記以外の公園施設の運営）、運営（バスの送迎）	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、その他（複合施設の運営）
	<b>民間の創意工夫を活かせる部分</b>	温水プール、スタジオ、トレーニングジムについては対象業務通り。 ・市財政や労力の低減の観点 ・事業全体の責任の明確化 ・バスの送迎は、民間タクシー会社、バス会社に委託	大規模修繕を含めるか否かが一つの分岐点となるが、含めない方が参加が容易 ・公園施設の運営を含めるか否かについても、上記同様	大規模修繕については美濃加茂市とリスク分担が必要と考える ・送迎については本事業に含めることが合理的と考えるが、既存路線バス等との関係性から、別事業として委託の方が円滑であれば検討が必要	インセンティブが明確になっていれば、対象業務を担当するJVを組むことが、すべて一括発注で可能である ・バスのオンデマンド方式の送迎も可能である	大規模修繕は厳しい ・運営（公園施設）は保守点検のリスクがあり、採算性が厳しい ・運営（バス送迎）は事業と切り離して考えた方がよい	コスト削減のためにもグループ全体でやればできるはず	一括発注、専門業者の強みを生かす
<b>性能発注が適さない部分</b>	<b>民間の創意工夫を活かせる部分</b>	24時間の施設運営 ・ジャグジーなどの集客力のあるコンテンツの採用	・利用料金体系について自由度が高い ・その他柔軟な発想による事業推進が可能	・設計、建築、運営等全般に民間の創意工夫を活かせる ・また、教員はプール指導にあたって特別なノウハウを持ち合わせていないため、専門インストラクターからプール指導を受けられることは生徒にとってメリットが大きい	・プール事業においては、自社のプログラムを活かした運営が可能である ・お年寄りの水中歩行等で身体を動かした後に、一息つける喫茶づくりたい ・子供も含めて人口増が平成42年まで続くことから託児所や市民の集まる場所を工夫して設置することも検討してみたい ・自販機等を付加	一括発注が可能であり、集約できる ・民間の成功事例を取り入れることが容易	複合施設として魅力あるように、サービスを向上させたものをつくる ・ランニングを平準化（維持管理をランニングのみ）	
	<b>性能発注が適さない部分</b>	公園管理（採算が見込めない）	大規模修繕は民間側が請け負うことは負担が大きい	大規模修繕	—	公園の維持管理は採算が厳しく、また安全性の確保が難しい	市と事業者で適度な関係性を保つことが重要	大規模修繕
<b>事業期間</b>	20～30年 ・プールの熱源、濾過槽地などは15年もたてば更新となるため、機器更新をすすめて事業期間終了となるのは、適切ではないため20年ぐらいが良い。	15～20年 ・資金回収の観点から、ある程度の契約期間が必要	15年以上 ・投資回収のため、15年以上の事業期間が必要	設置管理許可であれば10年×2＝20年 ・建物の規模から見て20年から30年の事業期間が必要に思われる ・人口推計（社人研）の人口ピークが15年後となっているので、長期契約からみると20年がよいのではないかと	短すぎること、長すぎることそれぞれにリスクがあり、やってみないとわからない	20年以上でない採算が合わない	20年	
<b>需要に対する評価</b>	—	周辺地域は住宅地がありなおかつ企業立地もあることから、それなりにポテンシャルがある	・立地ポテンシャルが高い ・公共による需要は多い気に対して、明確に、公共による利用計画を定めて欲しい ・周辺住民等による需要は夜間営業実施すれば見込める	・立地からみて大変魅力あるものである ・事業期間が20年以内ならば魅力的 ・20年以降は、対象範囲の拡大が必要 ・保育園や老人ホームなどの付加機能を追加し、需要拡大を検討することも考えられる	事業をやってみないとわからない	近くに競合施設がないのはいい ・事業者の従業員2500名だけでは厳しいので、近隣の住民を取り込む必要がある	・プールは10万、20万人の人口がないと厳しいため、魅力ある事業にして人を呼び込む必要がある	
<b>リスク分担</b>	公共と民間で分担	・公共と民間で分担 ・収益性との兼ね合いで、学校の授業で使う対価をしっかりと払ってもらうと、その分民間としては運営リスクが軽減するため、その他の部分は民間でリスクが取れる	・公共と民間で分担 ・公共の使用を明確に定め、民間の収入が保障されるようにして欲しい	・公共と民間で分担 ・雑費など必要となる2～3割の補てんが必要になる可能性がある	・公共と民間で分担 ・生徒数の変動があるため、一人あたりの計算で考えると運営は厳しい ・建物の所有は市とすべき ・事故が起きた場合の補償や、施設費用について分担したい	公共全負担がありがたいが、次点としては官民分担が落としどころか	・公共と民間で分担 ・リスクは平等に負担すべきであるが、プールのリスクに関しては必要最低限に留め、小中学校の生徒が使う部分に関しては公共負担とすべき	
<b>収益性</b>	混合型 ・設置する施設の規模によって収益性を再検討が必要がある	混合型	混合型 ・市民プールの形式であればサービス購入型が望ましいが、フィットネス施設としての整備であればある程度独立採算部分があるのは当然 ・但し、その場合でも立地等極めて全てを独立採算とするのは難しく、一部公共の支援が必要	温水プール等は、商圏人口が10万人の人口規模が必要と一般的と言われる中、民間施設とした場合、美濃加茂市以外へ商圏を広げることができるのか、美濃加茂市のみを対象とした場合には、一部公共負担が可能なのか、民間、行政側の双方の判断が必要となる ・可見市に競合施設がある中、本当に商圏を拡大することが可能か、疑問が残るため一部公共の支援が必要になる可能性がある	児童一人当たりいくらというのではなく、1授業あたりを単位として年契約とするなど工夫して欲しい	混合型	混合型 ・小中学校のプールを廃止した分の余剰分を本事業に支援として投入してほしい	

図表 1-18 意見交換会内容一覧

テーマ② 本事業に望ましい 事業手法	A	B	C	D	E	F	G
事業手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Park-PFI、PFI</li> <li>・機器更新の観点から20年が妥当であるため。建設費用によつてはPFI手法が適当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI</li> <li>・運営、施設整備、事業期間をトータルで考えた結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Park-PFI、PFI</li> <li>・事業期間は15年以上でない民間事業者の参入が厳しいため、従来型設置管理許可は望ましくない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Park-PFI 1名、PFI手法2名、その他3名に分かれる(市担当者とファンリを除く6名の結果)</li> <li>・その他とは、「収益次第となるので、シミュレーションが必要である」という意見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置管理許可(事業期間は20年以上が望ましい反面、設置管理許可は基本10年であるため更新の問題がある)</li> <li>・Park-PFIは収益性の点からも金銭を拠出するのは厳しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI</li> </ul>
民間活力を活用することで期待できる効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・にぎわいの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> <li>・民間投資の喚起・安全性の向上</li> <li>・複数の業務、施設の相互連携による効率化</li> <li>・公共施設マネジメント計画の推進</li> <li>・長期の事業期間を視野に入れた創意工夫</li> <li>・整備期間の短縮(早期の公共サービスの実現)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> <li>・民間投資の喚起・安全性の向上</li> <li>・複数の業務、施設の相互連携による効率化</li> <li>・公共施設マネジメント計画の推進</li> <li>・長期の事業期間を視野に入れた創意工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・複数の業務、施設の相互連携による効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> </ul>
事業推進に向けた課題	<p>どこまでのどのように施設を作るかによって、20年で採算が取れるかわからない。</p>	<p>運営面につき、一つのプール施設で、学校授業の全てを賅うことは本当に可能か検証すべき(8コースでは不足しているという疑念がある)</p>	<p>美濃加茂市からの明確な要望、詳細データの開示があると具体的に検討が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要予測と施設規模を取り入れたシミュレーションが絶対的に必要(コンサルに委託)</li> <li>・送迎のドライバーは、民間で準備するので、バスは市で用意して欲しいという意見の一方で、民間ではスクールバスを持参するので、市はバスの用意をしなくてもよいという意見があった</li> <li>・公園業務の範囲を広げすぎると、事業の扱い方が違うので、単体企業には難しいことも考えられることからJV形式になる</li> <li>・神社の借地契約の継続性を担保するために契約内容を見直し必要はないか</li> <li>・公園の良さや演出の合わせ技が必要であり、例えばカフェなどの付帯施設をどのように取り扱うか決めておく必要がある</li> </ul>	<p>前提条件を官民対話で決めていくべき</p>	<p>検討段階であるため、課題はこれから</p>	<p>水光熱費が相当かかるため、プール単体では厳しく何で補うかを検討する必要がある</p>

## ⑤事後アンケートの概要

事後アンケートには、参加者 96 名のうち 66 名が回答した。

- ✓ 66 名の回答者のうち、39.4%が地方公共団体、57.6%が民間企業等、1.5%が大学等であった。そのうち地方公共団体においては企画課が、民間企業等においては建設業・施設管理業が多かった。
- ✓ フォーラムの告知については、フォーラム案内メールによる周知、各協会からのお知らせの他、社内他部署、市内他部署、他企業からの案内とする回答が多かった。
- ✓ 公園施設への PPP/PFI 活用について、「多いに取り組んでみたい」「少し取り組んでみたい」と回答したのは全体で 62.1%（地方公共団体 57.7%、民間企業等・大学等・その他 65.0%）であった。
- ✓ 具体案件についてプラットフォームの場で意見交換することについて、「PPP/PFI 導入検討のノウハウ習得に役立つ」、「地域の課題解決の点で意義がある」、という意見が多かった。
- ✓ 今後取り上げてほしいテーマとして、地方公共団体以外からは今後の指定管理者の動き・方向性、PFI 事業の失敗事例、岐阜県内における具体の事業に関する情報、市営住宅等について、それぞれ挙げられた。

【全景】



【講演状況】（国土交通省）



【講演状況】（株式会社日本経済研究所）



【報告状況】（内閣府）



【報告状況】（美濃加茂市）



【分科会状況 A 意見交換会】

(全景)



(各班の発表)



【分科会状況 B 講義】

(全景)



### ③ 第5回地域プラットフォーム（本業務通算3回目）

#### ①概要

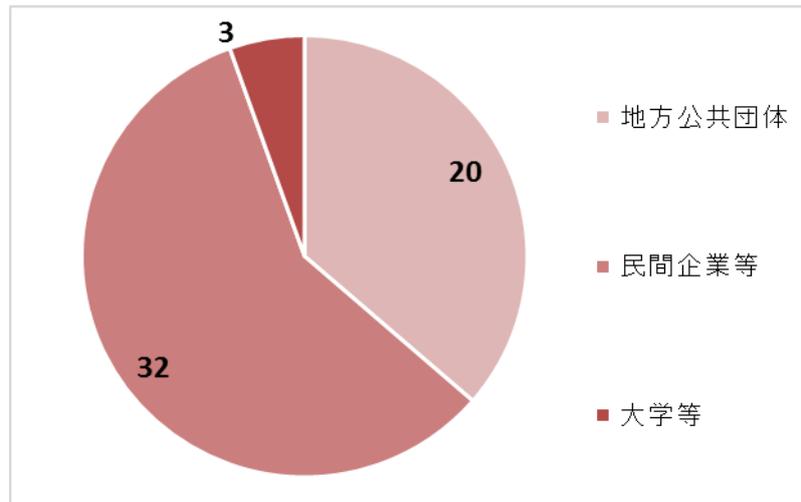
- ・日 時：平成30年2月19日（月）13:30～16:30
- ・場 所：岐阜大学サテライトキャンパス 多目的講義室（大）（中）  
岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37 東棟4階
- ・テーマ：県内地方公共団体の課題に対応した優先的検討規程
- ・次 第：【第1部（13：30～14：05）】
  1. 開会挨拶
  2. 講演
    - I. 「高砂市における優先的検討規程の策定経緯について」  
（兵庫県高砂市 企画総務部 経営企画室 主幹 前田育司氏）  
（ 同 係長 石本玲子氏）
- 【第2部（14：05～14：55）】
  3. 報告・情報提供
    - I. 「優先的検討規程の周辺情報」  
（内閣府 PPP/PFI 推進室 企画官 濱田禎氏）
    - II. 「公共施設等官民連携事業への挑戦 ～岐阜県版 PPP/PFI 手法導入  
優先的検討規程～」  
（高山市 総務部行政経営課 主査 中村正樹氏）
    - III. 「平成29年度の総括と今後の活動計画」  
（岐阜大学 地域協学センター 教授 高木朗義氏）  
（ぎふPPP/PFI 推進フォーラム事務局 湯浅由基氏）  
（休憩：14：55～15：05）
- 【第3部（15：05～16：30）】
  4. ワークショップ  
テーマ：岐阜県における PPP/PFI 手法導入優先的検討規程について

#### ②募集方法

- ・ホームページ（岐阜大学、㈱日本政策投資銀行）
- ・ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム構成員からの案内（十六銀行、岐阜 PFI 協会等）
- ・案内メール

#### ③参加者

55名に参加いただいた。民間企業等からの参加が過半数を占めた。



#### ④内容

##### ア) 開会挨拶

岐阜大学地域協学センター 高木朗義教授より、挨拶をいただいた。

##### イ) 講演(1)「高砂市における優先的検討規程の策定経緯について」

兵庫県高砂市 企画総務部 経営企画室 主幹 前田育司氏 及び同係長 石本玲子氏より、優先的検討規程の策定経緯、項目検討、フローの検証、今後の問題点及び取組等についてご講演いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### ウ) 報告・情報提供(1)「優先的検討規程の周辺情報」

内閣府 PPP/PFI 推進室 企画官 濱田禎氏より、PPP/PFI の概要、優先的検討規程の概要等、内閣府による支援措置等についてご提供いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### エ) 報告・情報提供(2)「公共施設等官民連携事業への挑戦 ～岐阜県版 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程～」

高山市 総務部行政経営課 主査 中村正樹氏より、高山市の現状、公共施設の現状、優先的検討規程に関する課題の整理、岐阜県版モデル規程の検討等についてご報告いただいた。具体的な内容は別紙資料の通りである。

##### オ) 質疑応答

(岐阜大学地域科学部 竹内名誉教授より質問)

①優先的検討規程を策定すること自体は良いかと思うが、事業発案の際、成熟しすぎ

た事業内容では民間が収益をだす場がなくなることが懸念される。民間提案できる余裕や幅をもつことを優先的検討規程のチェック項目として必要ではないか。

②「民営化できるものは民へ」とあるが、公共施設であることに鑑み、公有地で自由競争を行い一番使用価値の高い民間に使ってもらうとなると、外資（東京資本）が入ってくる可能性がある。地元の事業者が公共施設を整備運営してもらうために、何らかのコントロールが必要である。また、完全に民営化してしまうと収益至上主義の経営を行うことで市民サービスがマイナスになることが懸念されるため、やはり何らかのコントロールが必要である。これらをコントロールするために PFI 事業の意義があるのではないか。

③高砂市の発表の中で「地方債と民間市場金利と比べると PFI は安くない」という意見があったが、収益事業が介入できるメリット等の可能性を併せて考えていかないと、地方債ですべての公共事業を実施するという結論になってしまわないか。  
(岐阜大学地域協学センター 高木朗義教授より回答)

①について、前回のフォーラムにて美濃加茂市から提示していただいたように、案件の内容が固まる前段階、サウンディングの前段階で、本フォーラム等活用して官民対話の場を設けることが重要である。  
(十六総合研究所 三浦氏より回答)

②について、PFI 案件につき応募の段階で仕様を精緻に作りこみ過ぎることにより、結果的に応募者が現れず、民間資金・ノウハウを活用できなくなる。また、精緻な仕様により、東京・大企業しか応募できない案件になってしまい、地域の企業が入れない可能性がある。  
(高砂市 前田育司氏より回答)

②について、高砂市では「民間でできることは民間へ」という方針にしている。例えば、市にある計 8 施設の保育施設のうち今後 20 年間で 4 施設を民間委託する予定だが、他方で残り 4 施設は市が引き続き運営し、公の責任として民間を指導していくことで整理している。

③について、事業予算以外にも、事前のサウンディングや事業者提案にて出てきた内容・アイデア等を総合的に勘案する必要があると考えている。

#### カ) 意見交換会

参加者を、官民が混在し、またなるべく異なる業種で構成されるように配慮して全 6 グループに分けた。各グループにはファシリテーターを配置し、意見交換の進行と取り纏めの対応を行った。意見交換の内容について、以下に示す。

図表 1-19 意見交換会内容一覧

		A	B	C	D	E	F
テーマ① 県内で PPP/PFI を推進 するにあ たっての 課題	自治体の 視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFIの経験が少ない</li> <li>・公共側の事務負担がある</li> <li>・庁内で懐疑的(知識不足)</li> <li>・大規模事業が無い</li> <li>・手続きが複雑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施スキームがわからない</li> <li>・民間事業者の参入意欲の対象がわからない</li> <li>・PFI検討の対象とPFIとすべき施設がわからない</li> <li>・自分の自治体に先行事例がない</li> <li>・岐阜県の保守性</li> <li>・地域のノウハウ不足(自治体職員、民間、コンサル、金融)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の知識不足</li> <li>・手続きが煩雑</li> <li>・首長のリーダーシップに左右される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期視点での検討がない</li> <li>・民意を都合よく解釈している</li> <li>・職員のコスト意識が低い</li> <li>・危機感がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい手法を検討することに抵抗がある人が多い</li> <li>・知識不足のため、勉強の必要がある</li> <li>・職員の意識向上</li> <li>・目に見える基準のようなものが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内勉強会をしても担当部以外の関心が薄い</li> <li>・実績が少ない(他県の先進団体への視察等を実施している)</li> <li>・民間が収益を出せるのか出せないのか判断基準がない</li> <li>・VFMは分母(PSC)次第で異なるが、PSCの適正性が評価できない</li> </ul>
	民間事業者 の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性</li> <li>・そもそもPFIの導入が必要か(金融)</li> <li>・SPCができてからしか金融等が参入できない</li> <li>・定期借地などにしか参画できない(リース)</li> <li>・PFIの案件がない</li> <li>・自治体の本当の目的が見えてこない</li> <li>・地域縛りは必要だが、障壁となる場合があるのでは</li> <li>・書類・手続き等の簡素化は必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付加機能が提案できる場があるか(修繕PFIでも核となる収益可能な施設を提案できる場が必要)</li> <li>・収益性、収入のある施設があるか</li> <li>・従来の発注の枠組みを外すこと</li> <li>・事業の集積性を高めるための事業規模、複合化の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識不足</li> <li>・手続きが煩雑</li> <li>・入札手続きに多額の費用がかかる</li> <li>・公募段階で県内事業者のみ等条件で縛っているため、県外事業者が参画できない(公募段階で域外事業者を排除せず、審査での加点等で対応する方が良いのではないか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の規模感</li> <li>・収益性がある事業か</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VFMに縛られ、自由な提案ができない</li> <li>・仕様書が作りこみ過ぎており、自由な提案ができない</li> <li>・役所の窓口が一括化されず、担当部署毎に課題がバラバラで提案が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案費用が負担</li> <li>・自治体の本音が見えない。地方自治法の制約があることは理解するが、情報は可能な限りオープンにして欲しい</li> <li>・リスク分担の明確化(民間事業者が被る=赤字事業が多い)</li> </ul>
テーマ② 課題を解消するた めには何をしたらよ いか		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕組みを簡単に</li> <li>・対話のタイミング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI案件のリスト化とその窓口の明確化(自治体は、PFI案件の候補を分類して公表し、民間の営業マンが立ち寄れる窓口を明確にしてほしい)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内勉強会等を通じたPPP/PFIの理解者を増やしていく活動の継続</li> <li>・PF等対話の場を通じた官民の相互理解の推進</li> <li>・PPP/PFI事業化可能性のある具体的案件の積極的な情報開示(PFP/PFI推進のためにはノウハウを積むしかない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益性等を含め、民間にどのように情報を提供するかの工夫</li> <li>・民間事業者が相談しやすいような自治体内の窓口を明確にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期段階での官民対話</li> <li>・官民それぞれコーディネーター部署・担当者をおく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換の場が必要</li> <li>・自治体の目的の明確化</li> <li>・提案した事業者に対してインセンティブが必要</li> <li>・今後PPP/PFI案件が増えてくるならば、情報開示が多く積極的な姿勢の見える自治体が選別されるのではないか</li> </ul>
テーマ② 優先的 検討規 程に当 てはめ た場合 、どの ように 評価し たらよ いか	事業費の 規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10億、1億は妥当ではないか(小さいよりは大きい方が良い)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入のある施設、収益性がある施設であれば規模は問わない</li> <li>・類似性のある施設であれば規模は問わない(PFI独自の固定費を抑えることができるので、PFIの事業規模が小さくても可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業費10億円」以外の基準が必要と感じるが、10億円未満では採算面から参画が困難という現実もある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の事業規模によるため、事業費について一律に線を引けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費に線引きをしない</li> <li>・官：規模大きいと案件少なく、担当者が触れる機会も少なくなる</li> <li>・民：規模大きいと事業者の規模もある程度大きいところしか参加できなくなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正直、ケースバイケース</li> <li>・優先的検討規程を作る目的が足切りのためなら、基準などあってないようなもの</li> </ul>
	集約複合 化ノバン ドリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民反発がないか(小学校等)</li> <li>・住民のメリットが考えられるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似施設をまとめて1本で発注</li> <li>・施設種類ごとに、PFIパッケージをつくり多くの自治体へ提案する</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域性・市場性を加味してオペレーションに重きを置く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約化は住民の反発がないか</li> </ul>
	定性評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の満足度ではあると思うが、実際よくわからない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似性のある施設か</li> <li>・付加機能の余地があるか</li> <li>・収益性があるか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・にぎわい創出やエリアマネジメントへの貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じサービスを長く継続できるかどうか</li> <li>・提案するアイデアの実現可能性の高さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手資本を入れて、経済合理性を優先するのか、地域密着でまちづくりの理念を優先するのか、そのバランスを評価する</li> <li>・地域貢献性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お金(VFM)なのかサービス維持向上なのか優先順位をつけることが必要</li> </ul>
	評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10億円未満でもVFMはする(原田助教の研究)</li> <li>・収益性の有無</li> <li>・建設費の割合が大きく提案余地がすくないものは従来通りの発注が望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者へのサウンディング</li> <li>・優先的検討規程にどこまで盛り込めるか分からないが、発案段階およびPPP/PFI導入検討段階での官民対話を実施し、民間事業者の意見を聴く建付として欲しい</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VFMのみを判断の指標としない</li> </ul>	—
	その他	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡市のロングリストのように、長期的な視点での情報開示をして欲しい</li> <li>・にぎわい創出等、地域課題解決に貢献できる事業であれば、高い採算性が望めない小規模事業でも参画するための社内決裁が取りやすい</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定性評価で地元企業の参画(地元経済への貢献)を重視しすぎると、(東京資本の)大企業の応募には障害となりうるためバランスが重要</li> </ul>

## ⑤事後アンケートの概要

事後アンケートには、参加者 55 名のうち 48 名が回答した。

- ✓ 48 名の回答者のうち、35.4%が地方公共団体、62.5%が民間企業等、2.1%が大学等であった。そのうち地方公共団体においては企画課が、民間企業等においては建設業が多かった。
- ✓ フォーラムの告知については、フォーラム案内メールによる周知、各協会からのお知らせとする回答が多かった。
- ✓ 今後も PPP/PFI のセミナー等があった場合の参加希望の有無について、回答者全員が希望するとの回答であった。
- ✓ 当日のプログラムについて、いずれの講演、報告・情報提供においても「とても参考になった」「参考になった」との回答が 80%以上であった。
- ✓ 今後参加したいプログラム内容として、地方公共団体からは、個別事業、先進地方公共団体の取組みに関する先進事例や、民間提案制度やサウンディングなど民間発案や民間提案に繋がる検討について挙げられた。また、地方公共団体以外からは、岐阜地域の地方公共団体の PPP/PFI 事業や取組みに関する情報提供について挙げられた。

【全景】



【講演状況】（高砂市）



【報告状況】（内閣府）



【報告状況】（高山市）



【報告状況】（ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム事務局）



【意見交換会状況】

（全景）



【意見交換会状況】

(各班の発表)



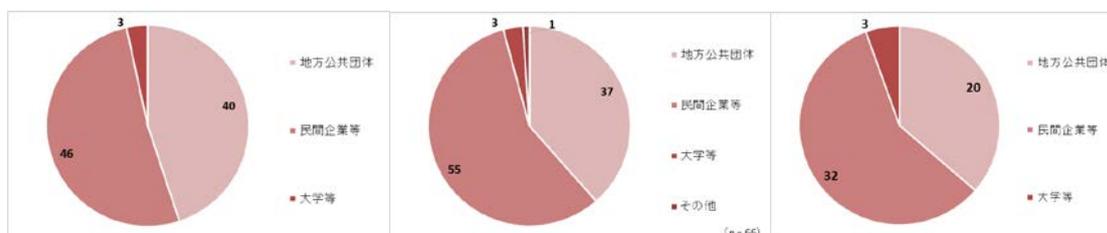
### (3) 地域プラットフォーム実施の成果

ここでは、本年度の活動を通して得られた成果及び今後の課題について整理する。

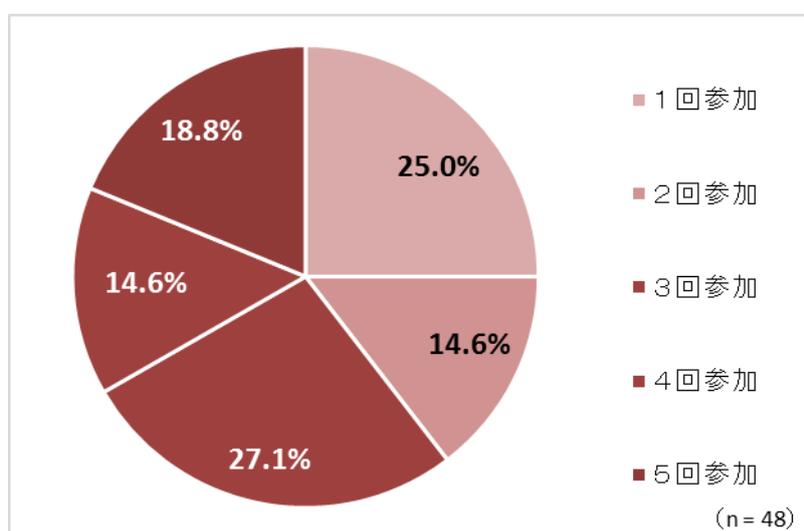
#### 1) 普及啓発機能

本業務にて支援した全3回の地域プラットフォームを通して、第3回は89名、第4回は96名、第5回は55名の参加を得た。また第5回終了後アンケートに回答いただいた48名のうち、9名(18.8%)が今年度の全5回参加、7名(14.6%)が4回参加、13名(27.1%)が3回参加している。継続した参加を得られていることは、プラットフォームの継続的な運営にとっても重要な成果である。

図表 1-20 プラットフォーム参加者実績 第3~5回

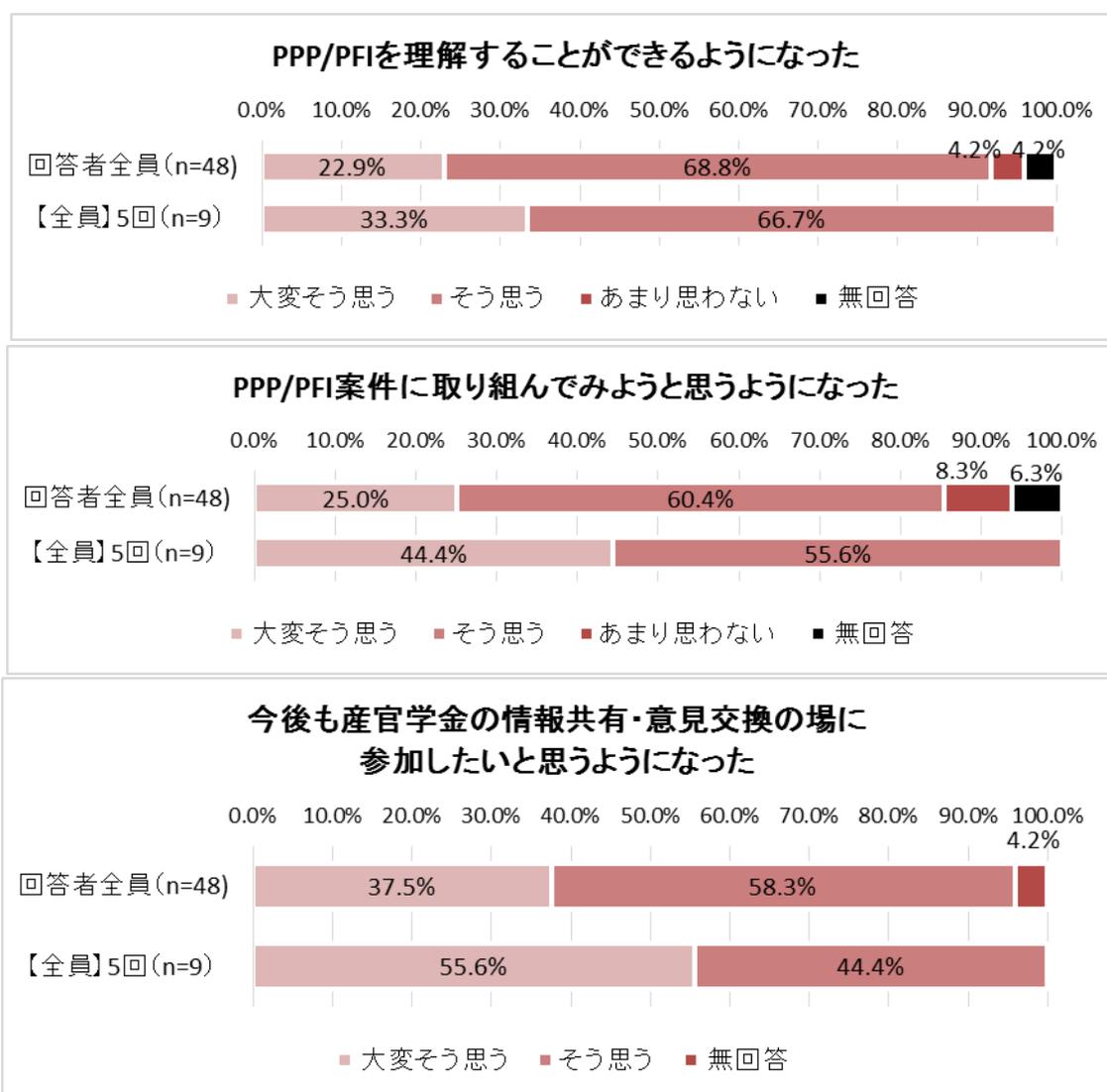


図表 1-21 複数回参加状況



またこれまでに参加いただいたプラットフォームを通じた感想においても、回答者全体の90%以上（全5回参加者の100%）の参加者が「PPP/PFIを理解することができるようになった」、回答者全体の85%以上（全5回参加者の100%）の参加者が「PPP/PFI案件に取り組んでみようと思った」、回答者全体の95%以上（全5回参加者の100%）の参加者が「今後も産官学金の情報共有・意見交換の場に参加したいと思うようになった」と回答していることから、本地域プラットフォームが参加者にとってPPP/PFIに対する理解醸成と取り組み意欲の向上の場となっていると言える。

図表 1-22 これまでに参加いただいたプラットフォームを通じた感想



## 2) 人材育成機能

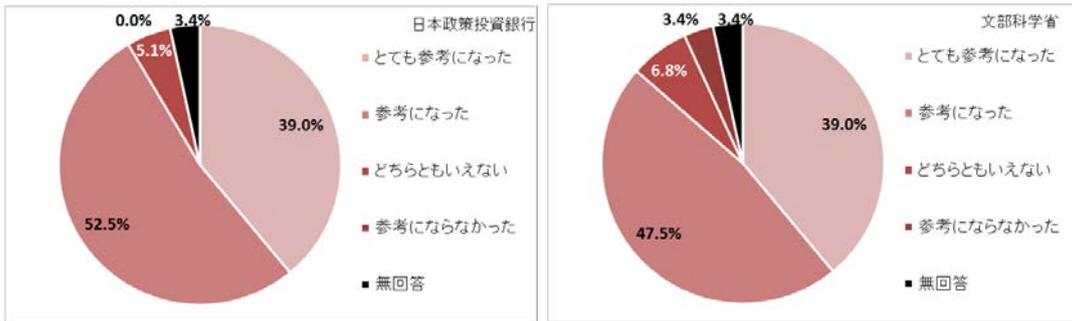
各回のプラットフォームにおいて、PPP/PFI に関する基礎的な情報提供や知識向上のため、下表の講演を行った。

図表 1-23 プラットフォームにおける PPP/PFI の知識向上に向けた取組

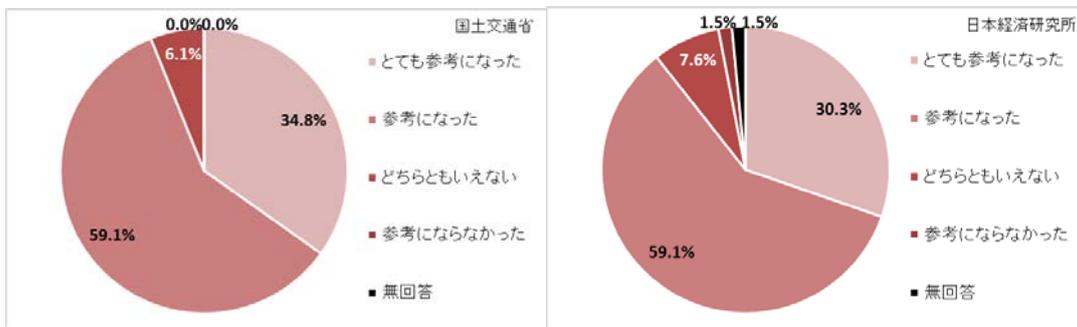
プラットフォーム	演題（講師）	テーマ
第3回	公有資産マネジメントと PPP/PFI（㈱日本政策投資銀行）	PPP/PFI によるソリューション 具体事例の紹介
	公的不動産の利活用について（文部科学省）	文教施設と福祉施設等との複合化・集約化 具体事例の紹介
第4回	都市公園における官民連携の推進～Park-PFI によるサービス向上～（国土交通省）	公募設置管理制度（Park-PFI）
	PPP/PFI の導入概論（㈱日本経済研究所）	PPP/PFI の概要 具体事例の紹介
	一般廃棄物処理施設（浜松市）	一般廃棄物処理施設の民間活力導入
第5回	高砂市における優先的検討規程の策定経緯について（高砂市）	優先的検討規程の策定経緯

上記の取組成果としてアンケート結果を見ると、いずれの講演に対しても回答者全体の 80%以上の参加者から参考になった（「とても参考になった」及び「参考になった」）と高い評価が得られたことから、本地域プラットフォームを通じて PPP/PFI に関する基礎知識の習得や他地方公共団体のノウハウの横展開ができたと言える。

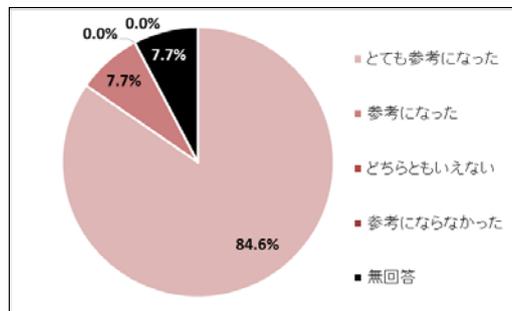
図表 1-24 第3回プラットフォームの講演に対する評価



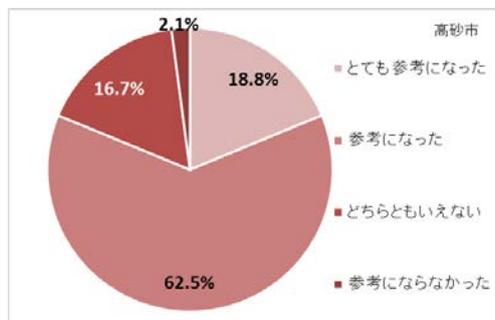
図表 1-25 第4回プラットフォームの講演に対する評価



図表 1-26 第4回プラットフォームの講義に対する評価



図表 1-27 第5回プラットフォームの講演に対する評価



### 3) 官民対話機能

各回のプラットフォームにおいて、下表のテーマについて産官学金の意見交換を行った。

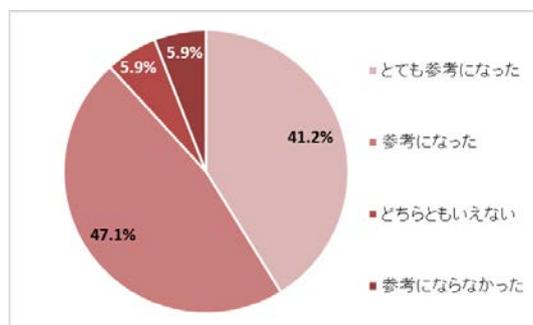
図表 1-28 プラットフォームにおける意見交換の取組

プラットフォーム	形式	テーマ
第3回	ワークショップ	旧板取中学校の利活用
第4回	分科会 ワークショップ	前平公園内民間活力導入事業
第5回	ワークショップ	岐阜県における PPP/PFI 手法導入優先的検討 規程

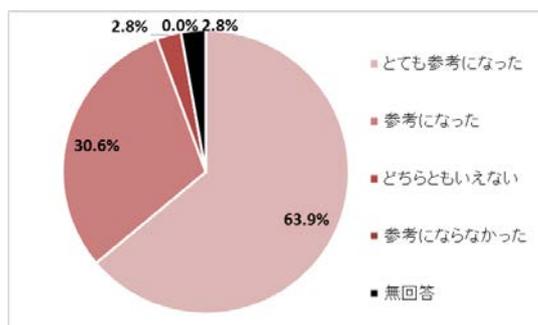
上記の取組成果としてアンケート結果を見ると、いずれの官民対話に対しても回答者全体の85%以上の参加者から参考になった（「とても参考になった」及び「参考になった」）と高い評価が得られた。

またこれまでに参加いただいたプラットフォームを通じた感想においても、回答者全体の87%以上（全5回参加者の100%）の参加者が「産官学金それぞれ異なる立場の意見を理解することができた」と回答していることから、官民対話の重要性について理解が深まったとともに、本地域プラットフォームで行った官民対話が効果的であったと言える。

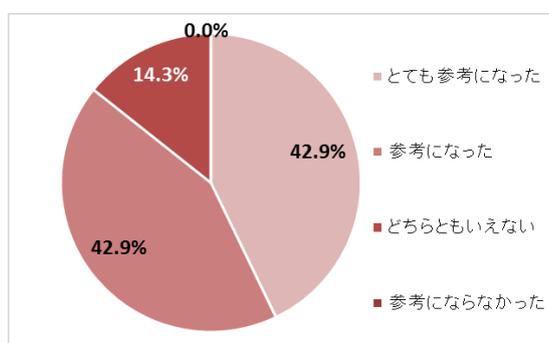
図表 1-29 第3回プラットフォームの官民対話に対する評価



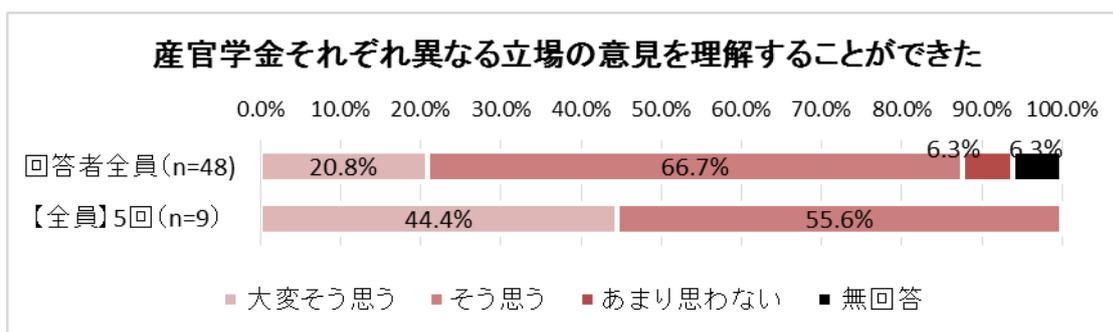
図表 1-30 第4回プラットフォームの官民対話に対する評価



図表 1-31 第5回プラットフォームの官民対話に対する評価



図表 1-32 これまでに参加いただいたプラットフォームを通じた感想



## 第3章 地域プラットフォームにおけるサウンディング調査等の取組を通じた PPP/PFI 案件形成に関する調査

### 1. 前平公園施設への PPP 導入可能性検討

#### (1) 事業概要の整理

##### 1) 事業の背景・目的

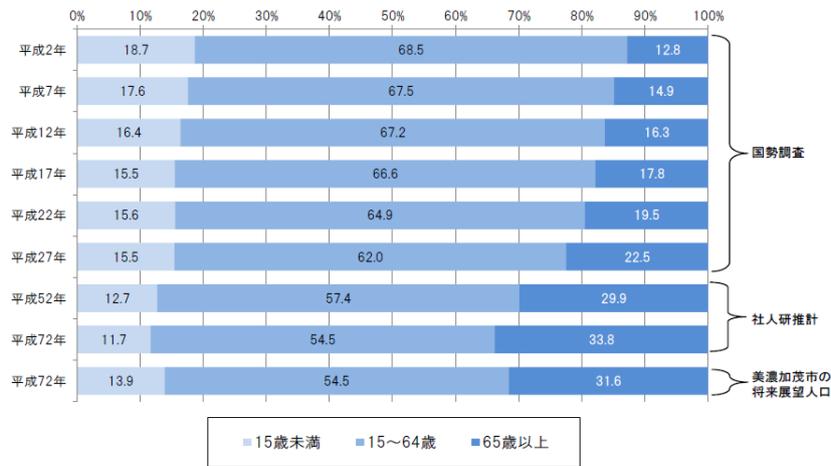
現在、岐阜県美濃加茂市内にある前平公園内には、老朽化のため平成 26 年度から利用を中止している市民プールが存在する。当該市民プールを再整備するに際して美濃加茂市は、市民プールそのものを更新建替えるのではなく、市民プールを除却した跡地に民間活力の導入として民間事業者によるフィットネス施設を整備することの可能性について検討している。

他方、美濃加茂市には現在小中学校合わせて 11 校存在するところ、全ての学校施設にプール施設が併設されているが、利用時間が年間 10 時間と著しく短い一方で、施設の老朽化に伴う修繕・更新により公共の支出を圧迫している。また、美濃加茂市内の 15 歳未満の人口は他市町村の例に洩れず、少子高齢化の影響により将来的に減少傾向となっている。そのため、各小中学校のプール施設の利用者数・頻度も今後ますます減少していくことが予想される。

このように、小中学校のプール施設は維持管理コストに比較し利用頻度が低く、公共施設マネジメントの観点から、コスト縮減のためのサービス提供方法について見直しが必要な状況にある。

以上の点から、前平公園施設への PPP 導入の可能性につき検討する。

図表 3-1 年齢 3 区分別人口割合の推移・推計



(出典：美濃加茂市作成による、ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム資料)

## 2) 位置

### ①住所

本事業地は、前平公園（住所：岐阜県美濃加茂市前平町 3 丁目 1 番地）内に位置する。

### ②地域交通体系

#### ・ 広域・幹線道路

広域道路網は、東名高速道路、名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道に連絡しながら環状を形成する東海環状自動車道が整備されている。東海環状自動車道内にある美濃加茂 IC より車で 10 分の距離に位置する。

幹線道路網は、南北軸の主要幹線として前平公園の西方に位置する国道 41 号線、東西軸の主要幹線として前平公園の北方に位置する国道 418 号線、南方に位置する国道 248 号線により形成されている。

#### ・ 公共交通機関

バスについて、最寄のバス停留所は「前平公園」であり、前平公園南側にバス停が設置されている。運行頻度は一日あたり 8 便となっている。

鉄道について、最寄駅は長良川鉄道越美南線「前平公園」駅であり、徒歩 5 分の距離に位置する。運行頻度は平日・休日ともに 1 時間あたり 1~2 本となっている。

図表 3-2 広域・幹線道路交通網図



(出典：美濃加茂市他「前平総合公園再整備計画策定委託業務報告書」)

### 3) 敷地

以下、本事業地の概要につき示す。

#### ①敷地面積

約 9000 m<sup>2</sup>

#### ②土地所有者

民間（市が借地）

#### ③都市計画制限等

用途地域：無指定

防火地域：該当外

高度地域：該当外

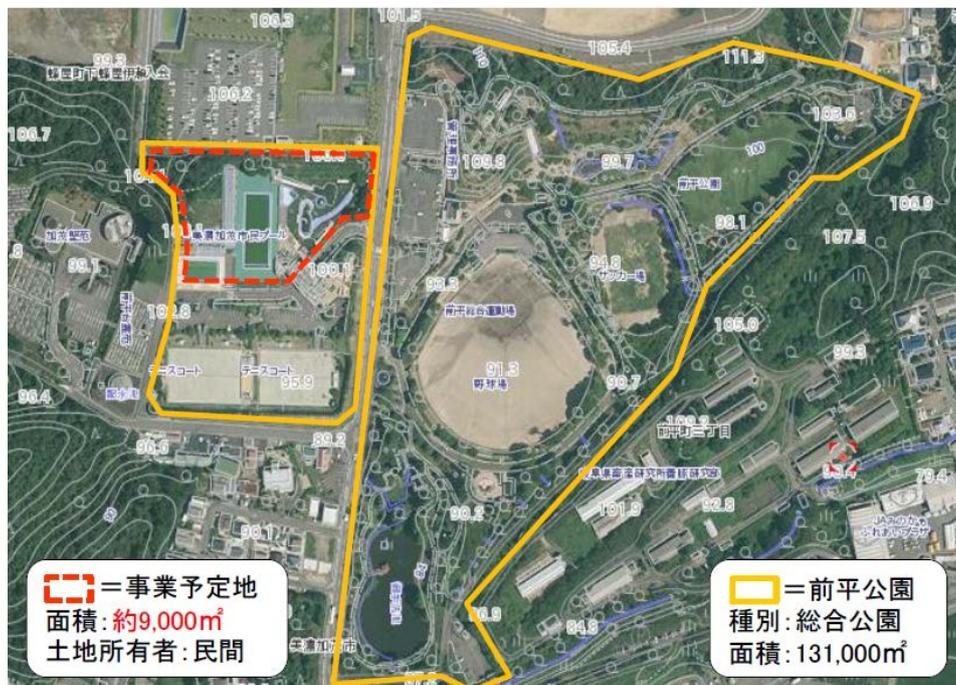
建蔽率：原則：2%

例外：12%（運動施設、公募対象公園施設）

容積率：200%

その他：景観計画区域（1000 m<sup>2</sup>超えの場合）

図表 3-3 前平公園及び民間活力導入検討用地図



（出典：美濃加茂市作成による、ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム資料）

#### 4) 前平公園の概要

以下、前平公園の概要につき示す。

##### ①立地

長良川鉄道「前平公園」駅徒歩5分  
美濃加茂ICより車で10分

##### ②敷地面積

約131,000 m<sup>2</sup>

##### ③施設内容

遊具広場

芝生広場

200メートルトラック（サッカー場）

前平総合運動場（野球場、テニスコート、駐輪場）

##### ④駐車場

300台

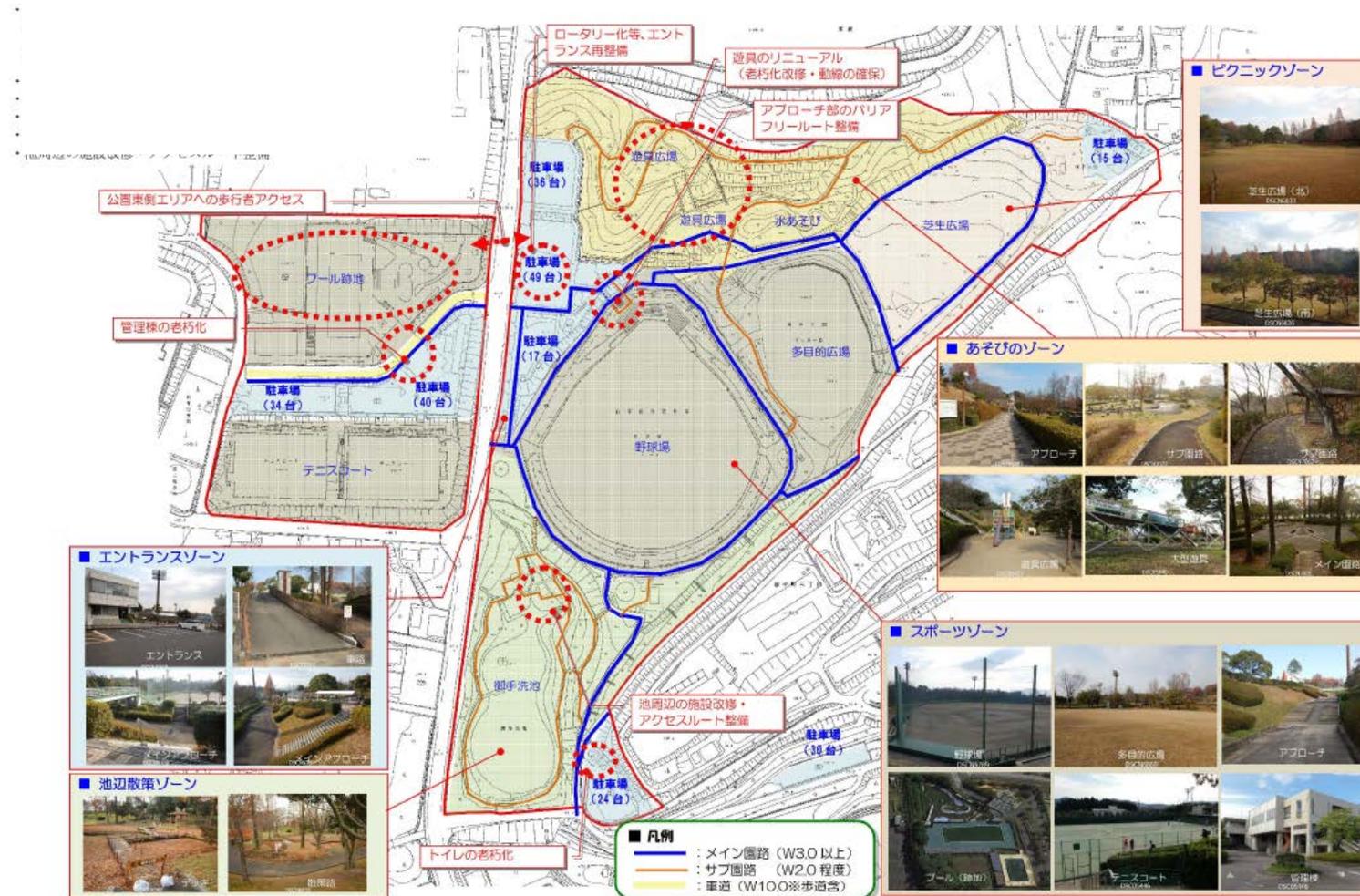
##### ⑤入場料

無料

##### ⑥定休日

なし

図表 3-4 前平公園全体図



(出典：美濃加茂市他「前平総合公園再整備計画策定委託業務報告書」)

図表 3-5 公共施設カルテ（前平総合運動場）

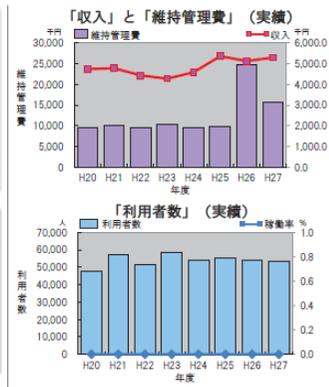
【公共施設カルテ】 No.32

美濃加茂市前平総合運動場

施設の種類	スポーツ施設		主要建築物の 建築年月	昭和59年4月
所在地	美濃加茂市前平町3丁目1番地		大規模修繕 実施年	
設置の目的	スポーツを通じて市民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与するため。			
施設の内容	野球場(本部席、ダッグアウト)、テニスコート(管理棟)、浄化槽機械室、駐輪場			
維持管理職員数(人)	課長	係長	係員	嘱託
	0	1	2	0
	臨時	民間	管理形態	直接運営
	0	0	利用料	一部有料
敷地面積(㎡)	34,587.00		内賃借地(㎡)	12,000.00
施設面積 (㎡)	1F	2F	3F	4F
	487.40			
	5F	6F	7F	地下
				0.00
合計(㎡)	487.40			



平成27年度



避難所等への 指定状況	耐震化・バリアフリー化状況
避難施設(避難所) 指定なし	状況 耐震基準 耐震形態 耐震時期 耐震履歴
福祉避難施設(避難所) 指定なし	必要 不要 不要 不要
避難広場一時退避広場 指定なし	Is値 — — — —
	バリアフリー化状況 未実施

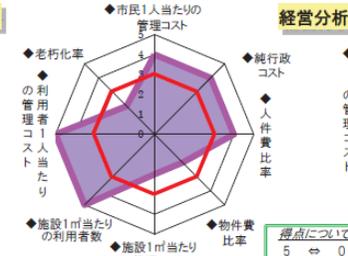


平成25年度実施「公共施設等劣化診断調査」結果

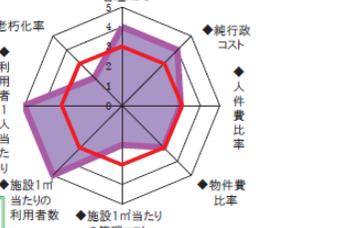
建物内容	テニスコート管理棟
設置年度	1984年度
建築構造	S
凡例	
判定	劣化状況
4	健全
3	軽微な劣化がある状態
2	顕著な劣化がある状態
1	重要部材に劣化の 原因が不明な劣化 状態(劣化が不明な劣化 原因が不明な劣化 原因が不明な劣化)



平成27年度実績



経営分析



項目(実績)	(円、人、年)		分析指標	得点	...
	純行政コスト	人口			
◆市民1人当たりの管理コスト	10,414,000	55,162	189	4	◆純行政コスト/人口
◆純行政コスト	15,709,000	収入総額	5,295,000	4	◆支出総額-収入総額
◆人件費比率	787,000	支出総額	15,709,000	5.0%	◆人件費/支出総額
◆物件費比率	14,922,000	支出総額	15,709,000	95.0%	◆物件費/支出総額
◆施設1㎡当たりの管理コスト	15,709,000	延床面積	487	32,230	◆支出総額/延床面積
◆施設1㎡当たりの利用者数	53,189	延床面積	487	109.1	◆利用者数/延床面積
◆利用者1人当たりの管理コスト	15,709,000	利用者数	53,189	295	◆支出総額/利用者数
◆老朽化率(耐用年数経過率)	耐用年数	41	経過年数	31	◆経過年数/耐用年数
				75.6%	

(出典：美濃加茂市「美濃加茂市公共施設等総合管理計画 資料編Ⅲ公共施設カルテ」)

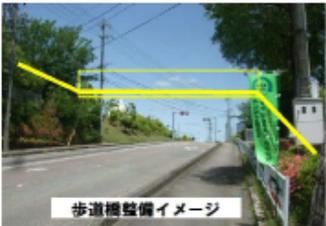
## 5) 本事業地のあり方の検討

### ①概要

計画方針として、プール・ジム施設の整備につき統合的利用を図るとともに、民間活用を検討する。また、本事業地と前平公園中央エリアとの動線につき安全面を考慮した整備を検討する。

### ②整備計画

図表 3-6 整備計画表

プール跡地	
計画主旨	市民や体育協会などから、プール施設を望む意見が多く、また既設学校プール施設の老朽化など、全市的な課題もあることから、プール・ジム施設を整備して、学校等を含めて統合利用することが望ましい。ただし、コスト面から新たな公共建築施設整備は困難なことから、民間活用等を含めた検討が必要となる。 また西エリアと中央エリアを結ぶ動線は、道路を横断歩道にてアクセスする形となり、安全面で課題がある。公園利用者の安全性の向上のためには、歩道橋など安全にアクセス可能な整備を行うことが望ましい。
重点ポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「民間活力導入検討用地」に位置づけ民間事業者の参入の可能性を検討する</li> <li>■ 歩道橋の整備など、歩行者の中央エリアへの安全なアクセスを検討する</li> </ul>
整備内容 (案)	民間活力導入検討用地
	 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 暫定利用を前提とした段階整備</li> <li>プール施設撤去</li> <li>民間活用による施設検討</li> <li>イベントスペースなどの利用(暫定)</li> <li>将来整備</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 想定される施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温水プールやジム機能を有するフィットネス施設</li> <li>・ 敷地面積：約 9,000 m<sup>2</sup> (図上求積)</li> <li>・ 延床面積：約 6,000 m<sup>2</sup> (同種施設近似値)</li> </ul> </li> <li>※ 計画に際しては都市公営法に規定する施設面積以内とする</li> <li>■ PPP/PFI 導入可能性の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諸条件整理(既存法制度等)、事業の枠組みの検討、VFMの算定、サウンディング型市場調査等を行う</li> </ul> </li> </ul>
安全なアクセス(歩道橋の整備)	
 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 横断歩道橋の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間活力導入検討用地と中央エリアをつなげる歩道橋を設置する</li> <li>・ 公道を跨ぐ形となるため、関係機関との協議により本施設の設置可否や設置条件を整理して、将来の整備計画に合わせた検討・設計を行う必要がある</li> </ul> </li> </ul>	

(出典：美濃加茂市他「前平総合公園再整備計画策定委託業務報告書」)

## 6) 事業概要

### ①対象事業

本事業は、小中学校の水泳の授業に利用可能な温水プール施設を含めた、民間フィットネス施設の整備を対象とする。当該整備により、既存の小中学校に併設されたプール施設の除却が可能となり、結果として公共における支出の抑制が期待される。

事業の対象範囲につき、一次的に温水プール施設、フィットネススタジオ、トレーニングマシンジムの整備等を民間にて実施することを希望している。具体的には、1階に25メートルプールを8コース整備し、2階をフィットネススタジオとトレーニングマシンジムの同程度の規模にて整備することを想定している。また、民間事業者の要望があれば二次的に、テニスコート、公園の整備等も掲げている。なお、市道東側施設は対象としない。

### ②事業内容

対象内容については、通常の PPP/PFI 事業に見受けられる、設計、建設、供用開始準備、維持管理・運営に加え、小中学校の水泳授業の委託及び小中学校ー民間フィットネス施設間の送迎バス運行の業務委託、健康ステーション事業の業務委託を対象としている。

図表 3-7 小中学校の配置状況（送迎バス運行業務関連）



(出典：美濃加茂市作成による、ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム資料)

## 7) 市の利用想定

### ①小中学校の利用想定

民間フィットネス施設を整備し、当該施設にて市内の小中学校（現状 11 校、163 クラス、生徒数 5,126 名）の水泳の授業を実施した場合、公共施設マネジメントの観点から、既存の小中学校に併設されたプール施設については除却を想定している。

### ②健康ステーション事業の利用想定

現在、市にて健康ステーション事業を展開している。当該事業について、前平公園内にて整備された民間フィットネス施設での実施を想定している。

以下、事業の内容、課題等について示す。

目的	いつでも、だれでも、継続して健康づくりができる拠点の場を作る
開設日	平成 28 年 11 月 28 日
利用条件	基礎講座の受講（会員登録）
活動内容	①運動指導員の指導による筋トレ教室（エアロバイク、マット上での筋トレ） ②外部講師による運動イベント（バランスボール、ストレッチ、ヨガ）
活動日時	①週 3 日（月・水・金曜日）9～16 時の午前、午後各 2 回 ②月 2 回
参加料	無料
経費	約 200 万円
課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在の開催場所は、継続的な利用が不確定</li><li>・現在の開催場所は、スペース的な問題から利用人数に限られる</li><li>・開設時間も平日の日中（現在は週 3 回）のみで、就労者への対応ができていない</li><li>・運動指導員は市で養成し従事しているが、運動を専門とする資格等は有していない状況にあり、スタッフの確保や質の維持、向上が必要</li></ul>

## 8) 周辺類似施設

前平公園周辺において、公共施設も含めスポーツジムが 5 ヶ所存在する。なお、スイミングスクール（プール施設）を併設しているのは、山手スポーツクラブのみである。

図表 3-8 前平公園周辺のフィットネス施設位置図



(出典：Googlemap をもとに日本経済研究所にて作成)

名称	プール施設	住所
中央体育館（プラザちゅうたい）	×	美濃加茂市太田町 1916-1
AXIS TRAINING STUDIO	×	美濃加茂市中部台 1-3-1
ピーススポーツクラブ	×	美濃加茂市田島町 4-4-11
カーブス	×	美濃加茂市野笹町 2-5-65
山手スポーツクラブ	○	美濃加茂市森山町 2-22-135

## 9) 想定する事業手法・事業スキーム

事業手法については、①設置管理許可、②Park-PFI、③PFI 手法、④リース方式の各手法につき、メリット・デメリット双方を比較して整理する。事業スキームは、設置管理許可を中心に検討する。

## 10) 想定スケジュール

平成 30 年にプールを解体することを踏まえ、できるだけ早期事業開始を目指し

スケジュールを設定する。

## (2) 先進事例調査

### 1) 小学校水泳指導委託事業（千葉県佐倉市）

大規模改修等の必要な老朽化した公立の学校プールを更新せずに、民間のスイミングスクール事業者の水泳指導を委託することで、公立学校の施設更新に係る LCC（ライフサイクルコスト）を縮減するとともに、水泳指導の充実・教育課程の円滑な実施を図る。

水泳事業の委託により安全で専門的な水泳授業が実施され、小学校学習指導要領での水泳学習のねらいが達成できるとともに、水泳指導の充実を図ることができる。

#### ①事業概要

項目	内容	
事業名	小学校水泳指導委託事業	
発注者	佐倉市	
担当部署	資産管理経営室	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール施設を持たない佐倉小学校及び西志津小学校における水泳指導業務及びバス送迎業務を委託</li> <li>・今後段階的に、一律小中学校全 34 校に拡大して実施する見込み</li> </ul>	
施設概要	所在地	千葉県佐倉市王子台 1-15-2
	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から 40km 圏内</li> <li>・成田国際空港へは東へ 15km、県庁所在地の千葉市へは南西へ 20km の位置</li> <li>・本事業地は京成電鉄本線「京成臼井駅」より徒歩 6 分</li> </ul> 
	施設内容	25M プール、7 コース 送迎用マイクロバス
	事業方式	民間委託
	事業範囲	水泳指導業務 バス送迎業務
	事業時期	H25 年度～佐倉小学校の水泳指導委託開始 H26 年度～西志津小学校の水泳指導委託開始

	事業者の収入	小学校水泳指導委託料 (バス送迎業務含む)	約 9,400 千円 (H30 年度)
	市の収入	—	
LCC 差額 (30 年間試算)		約 44% (13.6 億円)	
委託事業者		ウススイミングクラブ (都賀スポーツセンター株式会社)	

(出典: 佐倉市 HP 及び公共 FM 戦略セミナー「佐倉市における FM の取り組み」より作成)

## ②事業導入の背景

佐倉市は近年の少子高齢化や社会的ニーズの多様化などによる厳しい財政状況下で、公共施設の維持管理と更新をより効率的・効果的に行うため、平成 19 年頃から公共施設のファシリティマネジメントに取り組み始めた。平成 23 年 3 月発生の東日本大震災による計画停電の際に、市保有施設の電力使用状況を調査したところ、学校プールの消費電力量が循環濾過ポンプの 24 時間連続運転のために大きいことが判明した。当該調査を契機に、ファシリティマネジメントの一環として、主に小中学校のプールにかかる維持管理費を抑制する目的のために民間委託について検討することとした。

## ③事業実施の効果

- ・ 定量的評価 (LCC の比較)

(あ) 前提条件

○対象：市内全ての小中学校

○LCC 検討期間：30 年間

○保全経費：光熱水費、形状修繕経費、臨時修繕経費、大規模改修費

※プール築 51 年目に大規模改修

○民間プール委託経費：2 校分で年間約 9,400 千円 (8 単位時間)

1 クラスあたり年間 200 千円

- ・ 委託開始年度決定要件

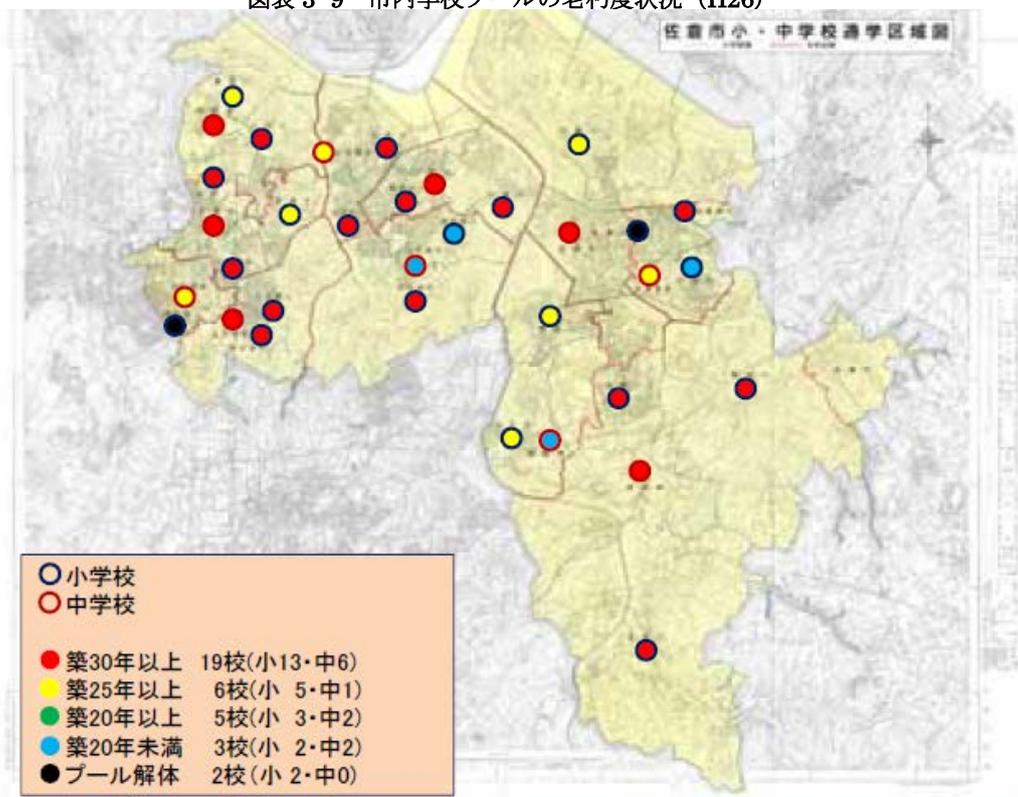
(ア) 築後 30 年以上かつ大規模改修有り：改修年+20 年後

(イ) 築後 30 年以上かつ大規模改修無し：平成 26 年度より古い順

(ウ) 築後 30 年未満：築後 30 年まで使用、古い順

- ・ 児童、生徒移動経費 (バス輸送等) 含む

図表 3-9 市内学校プールの老朽度状況 (H26)



(出典：公共 FM 戦略セミナー「佐倉市における FM の取り組み」)

(い) LCC 結果

項目	現状維持	民間委託	差額
小学校	21.4 億円	11.9 億円	9.5 億円
中学校	9.7 億円	5.6 億円	4.1 億円
合計	31.1 億円	17.5 億円	13.6 億円

・ 定性的評価

定性的評価としての事業実施の効果は、以下の点が挙げられる。

(あ) サービスの向上

従来の水泳指導は 1 クラス 30 名～40 名の生徒に対し、学校職員が 1 人で対応していたため、きめ細やかな指導が不可能であった。民間委託することにより、本事業では生徒約 10 名に対して 1 人の割合で専門の水泳指導員が配置される結果、能力別指導や個別指導等、水泳指導の充実が可能となる。

また、屋内プールの利点も活かし、水温・水質が一定に保つことができる等、高水準の衛生管理が可能となる。

#### (い) 学校職員の負担軽減

屋外プールでの授業は、天候や実施期間により授業が制限されることから非効率的かつ不安定であったが、屋内プールのメリットを活かした円滑な授業実施により、他の授業との調整が不要となる等、安定したカリキュラム運用が可能となる。

また、プールの維持管理や安全管理が不要・軽減されることで本来業務に集中できる。

#### (う) 公有資産の利活用

プールを撤廃した学校では、運動場が狭いという課題があったため、プール跡地を小さな運動場（ミニバス 2 面、フットサル 1 面）として利用できるように整備するなど、新たな価値の創出に繋がった。

### ④課題

現在小学校からプールまでの往復の移動で 1 授業分の時間を費やしており、水泳授業以外の授業時間が圧迫されている。そのため、移動時間の圧縮について検討の余地がある。

また、現在は小学校 2 校に限定した運用であるため、今後市内の小中学校 34 校に広げる際の受け入れ先について検討を重ねる必要がある。

図表 3-10 水泳事業の様子



(出典：にしお FM・PPP スクール資料「佐倉市における FM の取組」より)

## 2) 高浜市勤労青少年ホーム跡地活用事業（愛知県高浜市）

勤労青少年ホーム跡地にスポーツに親しむことのできる新たな拠点をつくることで、スポーツ振興とともに市民の健康増進・交流の場の充実を図る。

また、高浜小学校等整備事業基本計画において、小学校建替えを契機とし、水泳指導は民間施設を活用した取組みを進めるとともに、可能な限り財政負担を軽減させる。

### ①事業概要

項目	内容	
事業名	高浜市勤労青少年ホーム跡地活用事業	
発注者	愛知県高浜市	
担当部署	こども未来部 文化スポーツグループ	
事業概要	勤労青少年ホーム跡地を活用して、間事業者が室内温水プールやテニスコートを備えた、市民がスポーツに親しむことのできる新たな拠点施設を整備・運営する	
施設概要	所在地	高浜市論地町五丁目 6 番地 4
	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>高浜市は愛知県三河平野南西部に位置</li> <li>名古屋市から南東へ約 25km</li> <li>東は安城市、西は衣浦港をへだてて半田市、南は碧南市、北は刈谷市に接する</li> <li>高浜港駅から約 850m</li> </ul> 
	施設内容	<p>&lt;施設整備&gt;</p> <p>屋内温水プール、テニスコートを備えるスポーツ施設</p> <p>①屋内温水プール：25m×6 コース以上（水深変更可能）の確保 幼児用小プール（6m×15m）を期待</p> <p>②テニスコート：4 面、人工芝、夜間照明設備</p> <p>③駐車場、駐輪場</p> <p>&lt;対象敷地&gt;</p> <p>敷地面積：8728.57 m<sup>2</sup></p> <p>用途地域：準工業地域</p> <p>建蔽率：60% 容積率：200%</p>
	事業手法	定期借地権方式

	<b>契約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本協定</li> <li>・定期借地契約</li> </ul>											
	<b>事業範囲</b>	施設整備	屋内温水プール、テニスコート、駐車場・駐輪場の整備										
		維持管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋内温水プール（プールの指導、バスによる送迎）</li> <li>②テニスコート（テニスコートの維持管理、運営）</li> <li>③事故防止・発生時の対応</li> <li>④災害発生時の協力</li> <li>⑤点検及び故障等への対応</li> </ul>										
		附帯施設整備運営	事業者提案による										
	<b>事業期間</b>	供用開始より 30 年間（再契約について協議可）											
	<b>事業者の収入</b>	市が払う水泳指導委託料 利用者からのスポーツクラブ会費 利用者からのテニスコート利用料											
	<b>市の収入</b>	借地料（固定資産税課税標準相当額の 4%）											
<b>備考</b>	維持管理・運營業務等についてモニタリングを実施（委託費の減額あり）												
<b>事業者選定の概要</b>	<b>選定方式</b>	公募型プロポーザル方式											
	<b>審査方法</b>	加算方式 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">1) 水泳指導</td> <td style="text-align: right;">40 点</td> </tr> <tr> <td>2) テニスコート</td> <td style="text-align: right;">15 点</td> </tr> <tr> <td>3) まちづくりへの寄与</td> <td style="text-align: right;">20 点</td> </tr> <tr> <td>4) コスト・事業の安定性</td> <td style="text-align: right;">60 点</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">135 点</td> </tr> </table>		1) 水泳指導	40 点	2) テニスコート	15 点	3) まちづくりへの寄与	20 点	4) コスト・事業の安定性	60 点	合計	135 点
	1) 水泳指導	40 点											
	2) テニスコート	15 点											
	3) まちづくりへの寄与	20 点											
4) コスト・事業の安定性	60 点												
合計	135 点												
<b>審査委員会</b>	選定委員会（5 名、うち 2 名外部委員）												
<b>応募者</b>	3 グループ参加表明												
<b>選定事業者</b>	コパングループ（コパン・岸設計・栗本建設工業）												

（出典：高浜市 HP より作成）

## ②事業の背景

高浜市では公共施設総合管理計画において、厳しい財政状況を背景に施設の送料圧縮により生じた未利用の公有資産について売却・貸付けを検討するとしている。

そこで、勤労青少年ホームにつき他施設へ機能移転を実施し、跡地にスポーツ拠点施設を整備する官民連携事業を計画することとした。

### ③事業スケジュール

事業スケジュールについて、以下に示す。

年月		事項
平成 28 年	2 月	高浜小学校等整備事業基本計画策定
平成 29 年	3 月 31 日	基本方針の公表
	5 月 10 日	第 1 回事業者選定委員会 基本方針の確認及び実施方針（案）の協議
	5 月 15 日	実施方針の公表
	5 月 15 日～5 月 26 日	実施方針に関する質問の受付
	7 月 3 日	第 2 回事業者選定委員会 募集要項（案）の協議
	7 月 24 日	実施方針に関する質問回答公表
		募集要項等の公表
	7 月 24 日～8 月 4 日	募集要項等に関する質問の受付
	8 月 18 日	募集要項等に関する質問回答公表
	9 月 15 日	参加表明書の提出
	10 月 10 日	提案書提出期限
	11 月 7 日	第 3 回事業者選定委員会 提案書類の確認、ヒアリング実施方法の検討
		ヒアリング・提案審査
12 月 14 日	事業者選定結果の公表	
平成 30 年	2 月中旬	基本協定締結
	3 月下旬	定期借地契約締結
平成 31 年	4 月	供用開始
平成 60 年	3 月	定期借地契約終了（再契約の協議可）

### ④運營業務の内容（公募要件）

（あ）屋内温水プールの利用条件

- ・ 小学校のプール利用（授業、夏休みの水泳指導）と、児童・教諭のバスでの送迎を実施
- ・ 高浜小学校より順次利用予定（他の学校プールは老朽化による改修時期等を勘案 5 校、110 クラス、生徒数 3,113 名）、敷地近接の南中学校についても利用予定
- ・ 利用人数：70～140 名（学年単位）/1 回

- ・利用時間：1 コマ 45 分の 2 コマ  
     (A : 9 : 30～11 : 30)  
     (B : 13 : 35～15 : 35)
- ・利用時期・日数：5 回/1 学年×年学年＝30 回
- ・バス送迎：1 学年同時送迎  
     (午前 9 : 40 出発～11 : 30 帰着)  
     (午後 13 : 45 出発～15 : 35 帰着)
- ・水泳指導：1 回あたりインストラクター3～4 名以上を配置  
     (い) テニスコート
- ・利用方法：既存の南テニスコートに準じた利用の継続（非会員利用可能な仕様とすること）
- ・付帯設備：無料トイレ、ロッカー、シャワー

#### ⑤水泳指導等の委託費の支払方法（需要リスクの分担）

- ・委託費の事業者の提案であり、1 人・1 回（2 コマ分）の費用を提案
- ・当該年度の 1 校あたり 10 人以下の児童生徒数の増減は金額の変更を行わない
- ・1 人・1 回あたりの委託費は、不可抗力等大きな社会的変化要因がない限り事業期間にわたって行わないことを想定しているが、必要に応じ協議を行う

### 3) 吉城園周辺地区保存管理・活用事業（奈良県）

江戸末期から昭和初期に建てられた建物群の空間美を保全しつつ、近鉄奈良駅から東大寺や国立博物館への主要動線上に位置する立地特性を生かし、民間事業者のノウハウや創意工夫による魅力ある空間づくりを目指し、公募型プロポーザルを実施したものである。また、本事業地にて感じることでできる歴史や自然、古都の姿を表現し奈良の魅力を世界へ情報発信していくことを主眼としている。

①事業概要

項目		内容
事業名		吉城園周辺地区保存管理・活用事業
発注者		奈良県
担当部署		県土マネジメント部 まちづくり推進局 奈良公園室 奈良公園整備第二係
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園内に立地する吉城園周辺地区において、奈良文化に触れる品格の高い空間作りを実施することによる、奈良公園の魅力向上</li> <li>・募集にあたって宿泊事業等を念頭</li> </ul>
施設概要	所在地	奈良県奈良市登大路町
	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良公園の西端に位置</li> <li>・春日大社や興福寺・東大寺等の世界遺産に囲まれている</li> <li>・吉城園とは、主棟と茶室、庭園からなる大正時代に建てられた施設である</li> <li>・近鉄奈良駅から約 800m</li> </ul> 
	施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設等</li> <li>・敷地面積： 30,900 m<sup>2</sup>            (松林:3761.00 m<sup>2</sup>、旧世尊院・国際奈良学セミナーハウス:2563.63 m<sup>2</sup>、知事公舎：3223.00 m<sup>2</sup>、市道北部第 362 号線：469.89 m<sup>2</sup>、副知事公舎・奈良県警本部長秘書官宿舎：2697.52 m<sup>2</sup>、旧青少年会館：1863.73 m<sup>2</sup>、 古都買入地（吉城園南側）：4698.35 m<sup>2</sup>、古都買入地（旧青少年会館北側）：422.74 m<sup>2</sup>、吉城園：8971.78 m<sup>2</sup>、きんでん健康保険組合奈良養所：2228.84 m<sup>2</sup>)</li> </ul>
施設概要	事業方式	設置管理許可
	事業範囲	施設整備業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設等の整備に係る資金調達</li> <li>・庭園・樹林地の整備に係る資金調達</li> <li>・宿泊施設等の設計（設計等に必要となる調査を含む）</li> <li>・庭園・樹林地の設計（設計等に必要となる調査を含む）</li> <li>・供給処理施設との接続（負担金の負担を含む）</li> <li>・設置・管理許可範囲の工事</li> </ul>

	維持管理・運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置・管理許可範囲内における善管注意義務</li> <li>・運営に係る必要な許認可の取得（旅館業法等）</li> <li>・宿泊施設等の運営</li> <li>・宿泊施設等のリニューアル</li> <li>・公園施設の維持管理（吉城園茶室・庭園・樹林地、松林、市道北部第 362 号線以外）</li> </ul>	
事業期間	10 年間（建設期間及び解体撤去期間を含む）※更新可		
事業者の収入	宿泊料等		
県の収入	宿泊施設の設置許可使用料	138 円/m <sup>2</sup> ・月	
	宿泊施設の管理許可使用料	460 円/m <sup>2</sup> ・月	
事業者選定の概要	選定方式	公募型プロポーザル方式	
	契約等の概要	基本協定	応募法人の場合：当該法人 応募グループの場合：代表構成員及び構成員全て
		設置管理許可	応募法人の場合：当該法人 応募グループの場合：構成員全員又は SPC
	審査方法	加算方式 1) 事業コンセプトに関する事項 21 点 2) 整備計画に関する事項 42 点 3) 運営計画に関する事項 27 点 4) 教育訓練・人材育成計画に関する事項 10 点 5) 事業者独自の提案に関する事項 10 点	
	審査委員会	選定委員会（8 名、うち 5 名外部委員）	
	応募者	3 グループ参加表明	
	選定事業者	森トラスト株式会社（代表企業）	
施設イメージ			

（出典：奈良県 HP 及び森トラスト株式会社 HP より作成）

## ②事業の背景

優れた名勝地であり広く親しまれる奈良公園ではあるが、短い滞在時間の観光スタイルが主流となっており、宿泊を含めゆったりと滞在し風致景観を満喫できる場所がなく、十分に活用できていない。また、本事業地につき、県有形文化財に指定するなど風致維持の取組みを実施するも、一部は低未利用地となっており、本来の価値を十分に活かせていない。そこで、宿泊施設を中心に一帯を整備する官民連携事業を計画することとした。

## ③事業スケジュール

事業スケジュールについて、以下に示す。

本事業は、平成 23 年度より奈良公園の活用等の計画が策定され、平成 28 年度には募集要項が公表された。平成 29 年 3 月に優先交渉権者が選定され、基本協定を締結する。

なお、基本協定締結後の流れとしては、県より国（文化庁）に対して、文化財保護法における現状変更許可の申請をし、許可を取得する。当該許可の取得後、事業者は基本設計・実施設計の確認及び承諾を県より取得する。その後に事業者は、県に対して設置管理許可の申請をし、県より交付される許可書をもって施設整備に着工できるようになる。それまで事業者は、優先交渉権者に過ぎない。

年月		事項
平成 23 年	3 月	名勝奈良公園保存管理・活用計画策定
平成 26 年	12 月 15 日	整備方針（案）公表
平成 28 年	10 月 31 日	基本方針・整備計画公表
	12 月 14 日	募集要項公表
	12 月 19 日	募集要項及び現地説明会
	12 月 21 日～12 月 27 日	質問事項受付期間※官民対話
平成 29 年	1 月 13 日	質問事項回答
	1 月 23 日～1 月 24 日	参加表明受付期間
	2 月 1 日	参加資格審査結果通知
	2 月 23 日～2 月 24 日	提案書受付期間
	3 月中旬～下旬	優先交渉権者決定
	3 月（予定）	基本協定締結
平成 30 年		設計・建設
平成 31 年		供用開始

平成 40 年		解体撤去、事業終了※更新可能である旨基本協定書に規定あり
---------	--	------------------------------

#### ④設置管理許可概要

(あ) 公園施設の設置方法（都市公園法 5 条 1 項）

公園施設を設置するには、公園管理者（地方公共団体または国土交通大臣）以外の者にあつては、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出して許可を得る必要がある。

(い) 公園施設の設置要件（同法同条 2 項）

- ・公園管理者が公園施設を自ら設け、又は管理することが不適當又は困難なもの。  
→公園施設を運営するに当たり、一般的には営利行為を伴うもの、又は専門的な経営・運営ノウハウを必要とするもの
- ・公園管理者以外が公園施設を自ら設け、又は管理することが公園の機能増進に資するもの。

→公園施設の効用の内容や程度及び当該公園施設の存する都市公園の設置目的や性格等の観点から判断される

例①：地域住民団体による身近な公園における公園施設の設置又は管理など地域の状況に即したきめ細かな管理等が期待される場合

例②：特定のスポーツ競技のための公園施設の設置又は管理を、当該スポーツ競技の愛好団体が行うなど第三者が有する専門的なノウハウや企画力、資金力等により、当該公園施設の機能が向上する場合

(う) 対象の公園施設（同法 2 条 2 項）

都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる施設

- ・園路及び広場
- ・植栽、花壇、噴水その他の修景施設
- ・休憩所、ベンチその他の休養施設
- ・ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設
- ・野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設
- ・植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設
- ・売店、駐車場、便所その他の便益施設

- ・門、さく、管理事務所その他の管理施設

(え) 設置期間 (同法 5 条 3 項)

- ・原則 10 年。更新は可能であるが、更新期間も同様に 10 年。

(お) 使用料の徴収

- ・民間事業者所有の公園施設の設置及び管理、又は行政財産である公園施設の管理をさせる場合には、地方自治法 225 条に基づき条例の定めるところにより使用料を徴収できる。

(か) 指定管理者制度との比較

	指定管理者	設置管理許可
管理の範囲	都市公園全体の包括的な管理	都市公園を構成する公園施設
対象範囲	管理のみ	設置及び管理
管理者の指定	議会議決要する	議会議決不要

4) 墨田区総合体育館建設等事業 (東京都墨田区)

旧体育館は老朽化による更新を契機として、区のスポーツ施設の拠点とするとともに、東の副都心錦糸町駅前の立地条件を生かして、広域的な公式競技大会が開催可能な総合スポーツ施設として整備することを目的に、本事業を PFI 事業として実施することにより民間の能力を積極的に活用し、既存の体育館の機能や運営について、より効率的でかつ質の高い公共サービスの提供が図られることを目指したものである。

①事業概要

項目	内容	
事業名	墨田区総合体育館建設等事業	
発注者	東京都墨田区	
担当部署	教育委員会事務局スポーツ振興課総合体育館建設準備担当	
事業概要	墨田区総合体育館を区のスポーツ施設の拠点として、広域的な公式競技大会が開催可能な総合スポーツ施設として整備	
施設概要	所在地	東京都墨田区錦糸4-15-1
	立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墨田区は、東京都の特別区の一つで、23区東部に位置する</li> <li>・錦糸公園内に立地</li> <li>・JR総武線「錦糸町」駅徒歩3分</li> </ul> 
	施設内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メインアリーナ（バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン10面、ハンドボール1面、テニス2面。観客席1000席以上。ランニングコース設置）</li> <li>・サブアリーナ（バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、テニス1面）</li> <li>・武道場（柔道場2面、剣道場2面。多目的使用可能。観客席250席程度）</li> <li>・屋内プール（25m×5コース、幼児用プール。観客席200席程度）</li> <li>・多目的競技場（アーチェリー場兼フットサル場等の競技場）</li> <li>・トレーニング室</li> <li>・カフェ・レストラン</li> <li>・諸室（会議室、医務室、事務室等）</li> <li>・駐車場（平面100台以上）</li> </ul>
	事業手法	PFI（BTO方式）、指定管理者制度
事業方式	混合型+独立採算型（カフェ、売店、自販機）	

	事業範囲	施設整備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査業務及びその他関連業務（区が提示した調査以外に選定事業者が必要とする調査を含む。）</li> <li>・施設整備に係る設計及び関連業務</li> <li>・プール、野球場等の解体・撤去（既存体育館施設を除く。）及びその関連業務</li> <li>・施設整備に係る建設工事及びその関連業務</li> <li>・什器備品等調達・設置業務</li> <li>・工事監理業務</li> <li>・建設に伴う申請等の業務</li> </ul>	
		施設等の所有権取得に係る支援業務		
		維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物保守管理業務</li> <li>・建築設備保守管理業務</li> <li>・什器備品等保守管理業務</li> <li>・植栽・外構施設保守管理業務</li> <li>・修繕業務</li> <li>・環境衛生管理業務</li> <li>・清掃業務</li> <li>・警備業務</li> </ul>	
	運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理業務</li> <li>・スポーツ・レクリエーション活動の振興事業に関する業務</li> <li>・指導者の育成事業に関する業務</li> <li>・総合型地域スポーツクラブ活動支援事業に関する業務</li> <li>・スポーツ情報の提供事業に関する業務</li> <li>・物品販売・飲食提供事業に関する業務</li> </ul>		
	事業期間	20年間		
事業者の収入	サービス購入料 利用料収入			
VFM	特定事業選定時	約 13%	事業者選定時	約 26.4%
事業者選定の概要	選定方式	公募型プロポーザル方式		
	審査方法	加點評価Ⅰ 100点（区の要求する性能・水準を満たしているか） 加點評価Ⅱ 46点 （事業計画全体に関する事項 4点） （施設整備に関する事項 14点） （維持管理・運営に関する事項 14点） （事業の安全性に関する事項 8点） （その他 6点） 提案価格評価 54点		
	審査委員会	審査委員会（7名）		

	応募者	4 グループ参加表明、応募
	選定事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新日鉄エンジニアリンググループ</li> <li>・代表企業：新日鉄エンジニアリング</li> <li>・構成企業：日本設計、<u>慎設計事務所</u>、鹿島建設、フジタ、<u>岡建工事</u>、セントラルスポーツ、日本水泳振興会、オーエンス、<u>東武ビルマネジメント</u> ※下線は墨田区に本社を置く企業</li> </ul>
	契約金額	14,700 百万円
施設イメージ		

(出典：墨田区総合体育館 HP より作成)

## ②事業の背景

旧体育館は老朽化が著しく、多様化する区民ニーズに応えることが困難となっていた。他方、東の副都心という立地条件を活かし、且つ、これまで不足していた「見る」スポーツのための施設機能を充実させ広域的な公式競技大会が開催可能な総合スポーツ施設の整備の声が高まってきた。さらに、効率的でかつ質の高い公共サービスの提供をしたいとの区の意向もあり、民間のネットワークや企画力などが十分に発揮される PFI 事業として実施することとした。

## ③事業実施の効果

事業実施の効果としては、以下の点が挙げられる。

### ・定量的評価

#### (あ) コストの削減

事業終了前に、必要な必要な什器備品等の更新を行い区に引き渡す計画としたことで、大規模改修等を控える市の負担軽減が図られた。

(い) 利用者数の増加

多様な機能を備えた施設運営により利用者数が増加した他、トップリーグ競技招致により市民がスポーツに親しむ機会が拡大した。

・ 定性的評価

(あ) サービスの向上

事業者の創意工夫による魅力的なプログラム、イベント（例：審判養成等の講座、スポーツフェスティバル）が実現した他、当初ゴルフの打ちっぱなしを想定していた場所を利用者の伸び悩みでフットサルコートに変更するなど、利用者ニーズを踏まえた、民間ならではの柔軟かつ迅速な対応を行い、利用者の需要を満たした。

④課題

当初交付金活用を想定していなかったが、後に受けることに変更した為、契約変更及び議会の議決の取り直しが発生しており、公募前の活用可能性についての精査が必要である。

また、契約締結後の施設整備期間中に、官民間で施設引き渡しスケジュールや管理リスク等につき再調整を実施しており、公共の計画については公募資料公表前の精査及び要求水準書への盛り込みが必要である。

⑤事業スケジュール

事業スケジュールについて、以下に示す。

年月		事項
平成 17 年	10 月	墨田区総合体育館建設基本計画策定
	12 月 2 日	実施方針等の公表
	12 月 16 日～12 月 20 日	実施方針に関する質問・意見受付
平成 18 年	1 月 20 日	審査委員会（準備会）
	1 月 24 日	実施方針等に関する質問回答等公表
	3 月 3 日	第 1 回審査委員会
	3 月 20 日	特定事業の選定・公表
	5 月 12 日	第 2 回審査委員会
	5 月 25 日	募集要項等の公表

	5月26日	募集要項などに関する説明会
	6月12日～6月14日	募集要項等への質問受付
	7月24日～7月26日	提案範囲の受付※自由提案に対する官民対話実施
	8月11日	提案範囲の確認通知
	8月28日～8月29日	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付
	9月15日	第3回審査委員会
	9月27日～9月29日	提案書の受付
	11月6日	第4回審査委員会
	11月27日	第5回審査委員会
	12月4日	優先交渉権者の公表
平成19年	3月	事業契約締結
平成20年	3月	管理運営条例（指定手続き規定含む）制定 指定管理者の指定にかかる議決
平成19年4月～平成22年2月		設計・建設期間
平成22年	4月1日	供用開始
平成42年	3月末日	事業期間終了

### (3) 事業手法・事業スキームの検討

#### 1) 事業手法

公有地を活用した官民連携手法のうち、都市公園の整備・管理運営において活用されている手法について、本事業への適用可能性を判断するために、以下に概要及び特徴の比較を示す。

#### ①概要

##### (あ) 設置管理許可

公園管理者が与える許可のもと、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理する事業方式。

##### (い) Park-PFI（公募設置管理制度）

都市公園において、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する事業方式。

##### (う) PFI（BTO方式）

民間事業者が資金調達から、設計、施工、維持管理、運営までを一括して性能発注する事業方式。なお、BTO方式では、施設整備後、施設の所有権が公共に移転される。

##### (え) リース

民間事業者が資金調達、設計、施工を行った施設を官側に賃貸し、官側は維持管理運営期間中を通じてリース料を民間事業者を支払う方式。

図表 3- 11 事業手法比較表

項目	設置管理許可	Park-PFI	PFI (BTO方式)	リース
事業 スキーム 概要	公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度	飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度	官が民間事業者に、資金調達、設計・建設、維持管理・運営等を一括・性能発注する制度	民間事業者が資金調達、設計・建設、所有する一方で、官はリース契約に基づくリース料を事業期間に亘り支払う制度
事業 スキーム 図				
事業期間	10年以内（但し更新可）	20年以内	10年～30年程度	15～20年程度
建物の 所有	民	民	官	民
資金調達	民	民	民	民
官の 建設費 負担※1	なし	なし	あり（ただし延払い可能）	あり（建設期間中は民間事業者が負担、事業期間中はリース料を官が支払う形で負担）
事業スケ ジュール	条例における事項を記載した申請書を提出し、設置管理の許可を受けた後は、直ちに事業に着工できる。	事業者募集の手続きがPFIに比べると簡素であるが、公募設置等指針の策定等の諸手続きが必要になるため、設置管理許可よりも煩雑。	事業者募集の手続きが煩雑で、事業スケジュールが長期に及ぶ。なお、設計・建設を一体で発注するため、工期短縮の可能性はある。	事業者募集の手続きがPFIに比較し簡素であるが、議会の議決が必要であり、設置管理許可よりも煩雑

補助金の適用	不可	可	可	不可
建蔽率	原則 2%、休養施設・運動施設・供用施設、は+10%まで可（条例で定める基準）	原則 2%、休養施設・運動施設・供用施設、 <b>公募対象公園施設</b> は+10%まで可（条例で定める基準）	原則 2%、休養施設・運動施設・供用施設、は+10%まで可（条例で定める基準）	原則 2%、休養施設・運動施設・供用施設、は+10%まで可（条例で定める基準）
占用物件	法令で限定	利便増進施設（例：自転車駐車場、地域情報のための看板、広告塔）は設置可	法令で限定	法令で限定
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業スケジュールの短期化が図れる</li> <li>公園管理者である官は、事業者から使用料を徴収できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益施設の設置できる期間が長期になり、施設の規模に関する建蔽率の特例と合わせて、長期的視野での投資、経営が可能となる</li> <li>事業者自らが設置する収益施設に合った広場等を一体的に整備することで、収益の向上にもつながる質の高い空間を創出できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政負担の縮減効果が期待できる</li> <li>財政負担の平準化が可能（建設費の延べ払い）</li> <li>民間事業者の創意工夫が得られやすい（一括発注、性能発注）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政負担の平準化が可能（リース料の支払）</li> <li>公共が施設を所有しない</li> <li>民間事業者の創意工夫が得られやすい（一括発注、性能発注）</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の収益事業が成り立つことが前提</li> <li>事業期間が短期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間の収益事業が成り立つことが前提</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設費を公共が負担※2</li> <li>手続きが煩雑</li> <li>事業スケジュールの長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等の適用ができない</li> <li>建設費を公共が負担※2</li> <li>プロジェクトファイナンス（PFI）よりも金利が高い</li> </ul>

※1 設置管理許可は民間収益施設を、Park-PFI は公募対象公園施設を前提

※2 本事業において設置管理許可と Park-PFI を比較した場合のデメリット

（出典：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」より作成）

## ②本事業への適用可能性

上記事業手法につき、本事業への適用可能性について検討する前提として、本事業に民間活力を導入する目的を以下に示す。

### (あ) 施設整備への迅速性

本事業地のプールは平成 30 年度に取壊しを予定しており、また前平公園再整備計画でも述べられているように既存の学校プールの老朽化の点から早急に統合利用を実施していきたいとの意向がある。そのため、迅速な施設整備が求められる。

### (い) 所有主体の変更

自治体一般において、公共施設マネジメントの観点より所有する公共施設については縮小させていく方針がある。

公共施設の所有主体が公共から民間に変更されることで、間接的に所有する公共施設の縮減が図られる。

### (う) コストメリット

民間資金を投入することにより、従来手法よりも行政の経費が削減可能となる。

### (え) リスクの分担

事業にかかるリスクを官民間で公平に分担することが可能となる。

### (お) 収益性の確保

民間経営のノウハウ等を用いて、公共が行うよりも収益をあげることが期待できる。

以上の項目に、「民間の意向」を踏まえ、事業手法毎に本事業の適用可能性を示す。なお、本事業をテーマとして意見交換会を実施した際に、グループ発表として出た意見も参考とした。

項目		設置管理許可		Park-PFI		PFI (BTO方式)		リース	
公の視点	迅速性	◎	手続は簡易であり、事業スケジュールの短期化が図れる	○	PFIよりも簡易ではあるが、公募設置等指針の策定などの諸手続きは必要	△	事業者募集の手続きが煩雑（なお、手続きの簡易化を活用すれば短縮可能）	○	PFIよりも簡易ではあるが、事業者選定手続きは必要
	所有	○	事業者	○	事業者	△	建設後に公共に所有権移転	○	事業者
	コスト	◎	公共負担なし	◎	公共負担なし	△	建設費につき公共負担あり	▲	建設費につき公共負担あり（PFIより割高）
民間の視点	リスク分担	△	学校授業分の利用者確保など収入面でのリスク軽減可能	△	学校授業分の利用者確保など収入面でのリスク軽減可能	◎	契約により、適正な分担が可能	○	契約により、適正な分担が可能だが、契約は二つになるため課題は残る
	収益性	△	独立採算を前提とした手法は厳しい	▲	独立採算を前提とした手法は厳しい（設置管理許可を上回る収益性が必要）	○	混合型の手法であれば成立可	○	建設費のリース料支払い、運営費の指定管理料の支払いを前提に成立
	民間の意向	△	許可期間に制約がある	△	公園の整備を必ず含むことは応募事業者を狭める	○	民間の意向に沿った運営、施設整備、事業期間の設定が可能	△	応募事業者はリース会社に限定される

本事業の適用可能性につき、主に公共側からの視点としては、設置管理許可による整備が望ましいといえる。

他方、民間側からの視点としては、PFI（BTO方式）による整備が望ましいといえる。詳細として、前述のワークショップ結果を再度引用する。

図表 3-12 意見交換会内容一覧

テーマ① 民間事業者が参画可能な事業スキーム	A	B	C	D	E	F	G
目指すべき方向性	官民共同の24時間使用可能なスポーツ拠点施設	運動公園の特性を活かした健康・スポーツ拠点施設	学校プール統合事業としてスタートしているためその点を重視し、想定されるフィットネス施設として整備するのであれば、一般利用者と生徒の使用を明確に棲み分けする必要がある	市民の方へのアンケート結果において70%が「プールを是非に」という結果があることから、一定のニーズ（需要）が見込まれ、「プール」を主眼におく事業の方向性に問題はない	学校授業を中心とした、健康増進・地域のスポーツ進出への寄与	近隣からも呼び込みの、健康をサポートできる施設、スポーツレジャーランドのような施設	小中学校の老朽化によるプール施設の廃止・統合に加え、複合施設を整備
一括発注の可能性	対象範囲及び理由	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム、テニスコート、野球場	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム	温水プール、スタジオ、トレーニングジム、その他（温浴施設、飲食、駐車場）
	対象業務及び理由	温水プール、スタジオ、トレーニングジムについては採算が取れそうなので一括発注できる。テニスコートについては、ナイター設備があり一括発注に入られる可能性あり。野球場については予約などの管理だけなら可能。	採算性・管理容易性から、公園施設の管理運営は厳しい。	美濃加茂市の要望を踏まえ、温水プール、スタジオ、トレーニングジムは対象範囲とする ・スポーツ施設一体整備とするならテニスコート、野球場も本事業に含めることが合理的とも考えられる。その場合は、一部をフットサルコートに改修する案もある ・また、左記に加え温浴施設を一体整備することで、近隣企業勤務者の平日夜間の利用等も狙えるのではないかと	プール、スタジオ、テニスコートもまとめて運営管理すると効率化になる ・3施設以外においては、指定管理料があれば問題なく実施できる ・競合する施設が市内にないことお聞きしたので、商売として成立することから、全て含めても運営管理可能である	プール～公園まで可能性はあるが、事業採算の観点から客単価率の高いものを選択すべき	収益性のある施設は対象とすべき ・他の施設は管理を一括で行うのであれば、含めることも可
性能力発注の適正	民間の創意工夫を活かせる部分	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（バスの送迎） ・温水プール、スタジオ、トレーニングジムについては対象業務通り。 ・市財政や労力の低減の観点 ・事業全体の責任の明確化 ・バスの送迎は、民間タクシー会社、バス会社に委託	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（バスの送迎） ・大規模修繕を含めるか否かが一つの分岐点となるが、含めない方が参入が容易 ・公園施設の運営を含めるか否かについても、上記同様	設計、建設、開始準備、維持管理、大規模修繕、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（上記以外の公園施設の運営）、運営（バスの送迎） ・インセンティブが明確になれば、対象業務を担当するJVを組むことが、すべて一括発注で可能である ・バスのオンデマンド方式の送迎も可能である	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営） ・大規模修繕は厳しい ・運営（公園施設）は保守点検のリスクがあり、採算性が厳しい ・運営（バス送迎）は事業と切り離して考えた方がよい	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（上記以外の公園施設の運営）、運営（バスの送迎） ・コスト削減のためにグループ全体でやればできるはず	設計、建設、開始準備、維持管理、運営（民間フィットネス施設の運営）、運営（上記以外の公園施設の運営）、運営（バスの送迎） ・一括発注、専門業者の強みを生かす
	性能力発注が適さない部分	公園管理（採算が見込めない）	大規模修繕は民間側が請け負うことは負担が大きい	大規模修繕	—	公園の維持管理は採算が厳しく、また安全性の確保が難しい	市と事業者で適度な関係性を保つことが重要
事業期間	・20～30年 ・プールの熱源、濾過槽などは15年たてば更新となるため、機器更新をすべく事業期間終了となるのは、適切ではないため20年ぐらいが良い。	・15～20年 ・資金回収の観点から、ある程度の契約期間が必要	・15年以上 ・投資回収のため、15年以上の事業期間が必要	・設置管理許可であれば10年×2＝20年 ・建物の規模から見て20年から30年の事業期間が必要に思われる ・人口推計（社人研）の人口ピークが15年後となっているので、長期契約からみると20年がよいのではないかと	短すぎること、長すぎることそれぞれにリスクがあり、やってみないとわからない	20年以上でない採算が合わない	・20年
需要に対する評価	—	周辺地域は住宅地がありなおかつ企業立地もあることから、それなりにポテンシャルがある	・立地ポテンシャル厳しい ・公共による需要は多い気に対処するため、明確に、公共による利用計画を定めて欲しい ・周辺住民等による需要は夜間営業実施すれば見込める	・立地からみて大変魅力あるものである ・事業期間が20年以内ならば魅力的 ・20年以降は、対象範囲の拡大が必要 ・保育園や老人ホームなどの付加機能を追加し、需要拡大を検討することも考えられる	事業をやってみないとわからない	・近くに競合施設がないのはいい ・事業者の従業員2500名だけでは厳しいので、近隣の住民を取り込む必要がある	・プールは10万、20万の人口がないと厳しいため、魅力ある事業にして人を呼び込む必要がある
リスク分担	公共と民間で分担	・公共と民間で分担 ・収益性との兼ね合いで、学校の授業で使う対価をしっかりと払ってもらおうと、その分民間としては運営リスクが軽減するため、その他の部分は民間でリスクが取れる	・公共と民間で分担 ・公共の使用を明確に定め、民間の収入が保障されるようにして欲しい	・公共と民間で分担 ・確実な運営となる2～3割の補てんが必要になる可能性がある	・公共と民間で分担 ・生徒数の変動があるため、一人あたりの計算で考えると運営は厳しい ・建物の所有は市とすべき ・事故が起きた場合の補償、施設費用について分担したい	公共全負担がありたいが、次点としては官民分担が落としどころか	・公共と民間で分担 ・リスクは平等に負担すべきであるが、プールのリスクに関しては民は必要最低限に留め、小中学校の生徒が使う部分に関しては公共負担とすべき
収益性	・混合型 ・設置する施設の規模によって収益性を再検討必要がある	・混合型	・混合型 ・市民プールの形式であればサービス購入型が望ましいが、フィットネス施設としての整備であればある程度独立採算部分があるのは当然 ・但し、その場合でも立地等鑑みて全てを独立採算とするのは難しく、一部公共の支援が必要	・温水プール等は、商圏人口が10万人の人口規模が必要と一般的と言われる中、民間施設とした場合、美濃加茂市以外へ商圏を広げることができるのか、美濃加茂市のみを対象商圏とした場合には、一部公共負担が可能なのが、民間、行政側の双方の判断が必要となる ・可児市に競合施設がある中、本当に商圏を拡大することが可能か、疑問が残るため一部公共の支援が必要になる可能性がある	児童一人当たりいくらというのではなく、1授業あたりを単位として年契約とするなど工夫して欲しい	・混合型	・混合型 ・小中学校のプールを廃止した分の余剰分を本事業に支援として投入してほしい

図表 3-33 意見交換会内容一覧

テーマ② 本事業に望ましい 事業手法	A	B	C	D	E	F	G
<b>事業手法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Park-PFI、PFI</li> <li>・機器更新の観点から20年が妥当であるため。建設費用によつてはPFI手法が妥当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI</li> <li>・運営、施設整備、事業期間をトータルで考えた結果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Park-PFI、PFI</li> <li>・事業期間は15年以上でない民間事業者の参入が厳しいため、従来型設置管理許可は望ましくない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Park-PFI 1名、PFI手法2名、その他3名に分かれる(市担当者とファンリを除く6名の結果)</li> <li>・その他とは、「収益次第となるので、シミュレーションが必要である」という意見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置管理許可(事業期間は20年以上が望ましい反面、設置管理許可は基本10年であるため更新の問題がある)</li> <li>・Park-PFIは収益性の点からも金銭を拠出するのは厳しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI</li> </ul>
<b>民間活力を活用することで期待できる効果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・にぎわいの創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> <li>・民間投資の喚起・安全性の向上</li> <li>・複数の業務、施設の相互連携による効率化</li> <li>・公共施設マネジメント計画の推進</li> <li>・長期の事業期間を視野に入れた創意工夫</li> <li>・整備期間の短縮(早期の公共サービスの実現)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> <li>・民間投資の喚起・安全性の向上</li> <li>・複数の業務、施設の相互連携による効率化</li> <li>・公共施設マネジメント計画の推進</li> <li>・長期の事業期間を視野に入れた創意工夫</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・複数の業務、施設の相互連携による効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の縮減</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・柔軟なサービス内容の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政負担の平準化</li> <li>・多様なサービスの提供</li> <li>・専門性の高いサービスの提供</li> <li>・にぎわいの創出</li> </ul>
<b>事業推進に向けた課題</b>	<p>どこまでのどのように施設を作るかによって、20年で採算が取れるかわからない。</p>	<p>運営面につき、一つのプール施設で、学校授業の全てを賅うことは本当に可能か検証すべき(8コースでは不足しているという疑念がある)</p>	<p>美濃加茂市からの明確な要望、詳細データの開示があると具体的に検討が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要予測と施設規模を取り入れたシミュレーションが絶対的に必要(コンサルに委託)</li> <li>・送迎のドライバーは、民間で準備するので、バスは市で用意して欲しいという意見の一方で、民間ではスクールバスを持参するので、市はバスの用意をしなくてもよいという意見があった</li> <li>・公園業務の範囲を広げすぎると、事業の扱い方が違うので、単体企業には難しいことも考えられることからJV形式になる</li> <li>・神社の借地契約の継続性を担保するために契約内容を見直し必要はないか</li> <li>・公園の良さや演出の合わせ技が必要であり、例えばカフェなどの付帯施設をどのように取り扱うか決めておく必要がある</li> </ul>	<p>前提条件を官民対話で決めていくべき</p>	<p>検討段階であるため、課題はこれから</p>	<p>水光熱費が相当かかるため、プール単体では厳しく何で補うかを検討する必要がある</p>

そこで、次項の事業スキームを取り扱うにあたっては、設置管理許可及びPFI（BTO方式）を比較検討する。

## 2) 事業スキーム

前記適用可能性にて事業手法に加え、本事業をテーマとした意見交換会を実施した際に、グループ発表として出た意見も参考に、以下まとめる。

項目	設置管理許可	PFI（BTO方式）＋指定管理者※
施設所有者	民	官
事業期間	10年×2（更新を前提とする）	20年
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール</li> <li>・スタジオ</li> <li>・トレーニングジム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温水プール</li> <li>・スタジオ</li> <li>・トレーニングジム （二次的に公園管理）</li> </ul>
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計</li> <li>・建設</li> <li>・供用開始準備</li> <li>・維持管理</li> <li>・運営（民間フィットネス施設）</li> <li>・運営（バスの送迎）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計</li> <li>・建設</li> <li>・供用開始準備</li> <li>・維持管理</li> <li>・運営（民間フィットネス施設） （維持管理・運営（公園全体））</li> </ul>
事業類型（事業者の収入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、建設：サービス対価なし</li> <li>・維持管理、運営：利用料収入、委託業務費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計、建設：サービス対価</li> <li>・維持管理、運営：利用料収入、委託業務費（サービス購入型であれば、＋サービス対価）</li> </ul>
公共の収入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置管理許可に基づく使用料</li> <li>・固定資産税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SPC 市民法人税</li> </ul>
資金調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間が調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2 ケースを設定</li> <li>①起債＋民間調達</li> <li>②民間調達のみ</li> <li>・起債は以下のとおり （公共施設等適正管理推進事業債 ：充当率 90%、交付税参入率 50%）</li> </ul>

※利用料収入を収受するためには指定管理者制度を用いる。

#### (4) 簡易 VFM の算定

簡易 VFM の算定については、設置管理許可方式で実施した場合と PFI 方式で実施した場合の 2 ケースについて検討する。

##### 1) 設置管理許可で実施した場合

###### ①算定の考え方

###### (あ) 前提

- 民間事業者が設置管理許可方式で施設を整備し、市は民間事業者が整備した施設にプール事業を委託することを想定。
- 健康ステーション事業については、PSC の場合も PFI-LCC の場合も同額の委託費が発生するものとし、設置管理許可方式の算定には見込まない。
- LCC は 47 年間とし、単純合計値として比較した。

###### (い) 従来型手法

- 小中学校 11 校のプール建替え費用と維持管理費を対象とした。
- LCC は 47 年間の修繕費を含め算定した。

###### (う) PPP 手法

- 小中学校のプール事業を民間事業者に委託するものとした。
- 委託費にはプール事業とバスの送迎を含む。
- プール事業は年間に 1 クラス 10 単位時間とした。

## ②算定結果

(あ) PSC の算定

(単位:千円)

イニシャルコスト	合計 I	総合計 I + II
1) プール1箇所当り田均建設費	2,090,000	
190,000 × 11校 = 2,090,000		
小計 2,090,000		
計 2,090,000		
ランニングコスト	合計 II	
2) エネルギー料金等	868,450	2,958,450
700 × 47年 × 11校 = 361,900		
小計 361,900		
計 361,900		
3) その他の修繕費(ろ過機更新・塗装等)		
ろ過機の更新		
5,000 × 3回 × 11校 = 165,000		
小計 165,000		
塗装工事及び床張替		
7,000 × 4回 × 11校 = 308,000		
小計 308,000		
計 473,000		
4) 稼働費		
維持管理費		
※エネルギー料金等を含むため見込まない		
小計 0		
管理人件費		
※学校教員が行うため見込まない		
小計 0		
計 0		
5) 固定費		
減価消却費		
※見込まない		
小計 0		
金利(返却年数分)		
150 × 20年 = 3,000		
小計 3,000		
保険料		
650 × 47年 = 30,550		
小計 30,550		
租税公課		
※見込まない		
小計 0		
計 33,550		
年間民間委託上限額		
2,958,450 ÷ 47年 = 62,946	⇒	62,946 千円/年
47年間のLCC		2,958,450 千円

(い) PPP-LCC の算定

(単位: 千円)

イニシャルコスト	合計 I	総合計 I + II
1) 施設整備・更新費	0	40,750
※施設を所有しないため見込まない		
小計 0		
計 0		
ランニングコスト	合計 II	
2) 委託費	40,750	40,750
・クラス数 163 組		
・1組あたり 10 時間		
・1組あたり委託費(1単位時間) 25 千円/年		
1クラスあたり年間委託費		
25千円/年 × 10時間 = 250 千円/年		
年間委託費		
250千円/年 × 163組 = 40,750 千円/年		
小計 40,750		
計 40,750		
年間民間委託費	40,750 千円/年	
47年間の委託費合計	40,750 × 47年 = 1,915,250 ⇒ 1,915,250 千円	

(う) 算定結果

PSC の年間委託費が 62,946 千円、PPP-LCC の年間委託費が 40,750 千円であり、設置管理許可方式で民間事業者に委託した場合の方が、年間で 22,196 千円（削減率 35.3%）の財政負担の削減効果が期待できる。

図表 3-12 試算結果（設置管理許可）

	年間民間委託費 (千円/年)	47年間の委託費合計 (千円)
PSC	62,946	2,958,450
PPP-LCC	40,750	1,915,250
差額	22,196	1,043,200
削減率	35.3%	

## 2) PFI で実施した場合

### ①前提条件

#### (あ) 事業概要

算定にあたり、以下の事業概要を前提とする。

項目		内容	備考
対象施設	施設内容	温水プール (25m×8 コース) スタジオ トレーニング室	市の想定
	施設所有	市	3 (2) のとおり
	延床面積	2500 m <sup>2</sup>	類似事例より想定 (P.224 参照)
運營業務	施設の貸出	・プールの運営 ・スタジオの運営 ・トレーニング室の運営	市の想定
	利用料金	・利用料金の徴収 ・利用料金の減免	利用料金制度の採用
	学校プール事業	・小中学校 11 校のプールの授業を行う ・バスの送迎を行う	市の想定
	健康ステーション事業	・運動指導員の指導による筋トレ教室 ・外部講師による運動イベント	市の想定
	経営管理	・指定期間前準備業務 ・事業計画書作成、事業報告書作成 ・管理規定、マニュアル作成業務 等	—
維持管理		・建築物維持管理業務 ・建築設備維持管理業務 ・什器・備品維持管理業務 ・清掃業務 ・環境衛生管理業務 ・保安警備業務 等	大規模修繕業務は含まない
利用者数		施設の利用者数合計 70,000 人／年	類似事例より想定 (P.224 参照)

#### (い) 従来型手法

- 公共が従来型手法で施設を整備し、指定管理者制度を導入した場合と想定
- 利用料収入は指定管理者が収受する
- 学校プール事業と健康ステーション事業は市から指定管理者に委託する

(う) PFI 手法

- PFI 手法と指定管理者制度を併用するものと想定
- 施設の整備及び維持管理については、10%の削減効果があるものと想定
- 施設の貸出業務は従来型手法と比較し、10%利用者が増加するものと想定
- 学校プール事業と健康ステーション事業は市から指定管理者に委託することとし、従来手法と同様の委託費と設定

図表 3-13 類似施設の概要

	千葉こてはし温水プール	角田市屋内温水プール	ディスカバリーパーク焼津 温水プール水夢館	和歌山市温水プール	久留米市民温水プール	平均
年度	H26(公共支出はH27)	H26	H26	H26	H27	
延床面積	4,189	2,768	2,242	2,064	2,600	
施設概要	プール(一般用プール25m×5コース)、子どもプール、徒歩プール、流水プール、ウォータースライダー、屋外プール)スポーツ室、多目的ホール、研修室	メインプール(25m×8コース)、子供プール、幼児プール、ウォータースライダー、採暖室、更衣室、シャワー室 多目的ホール、休憩室、事務室、機械室、観覧室、空調機械室	25m公認プール、幼児用プール、ウォータースライダー、会議室	25m公認プール(6コース)、幼児プール	25mプール(6コース)、幼児プール、ジャクジーバス トレーニング室、多目的ホール、休憩室	
施設整備費	—	—	—	—	1,110,985	
運営体制	—	・受付 1名 ・監視員 3名 ・清掃 1名	・責任者 1名 ・受付2名 ・監視員 3名	—	—	
利用者数(人)	308,284	70,691		60,757	138,660	
事業者 収入	指定管理料(千円)	163,255	43,421	40,401	94,496	42,895
	利用料金(千円)	63,242	15,264	10,151	0	24,739
	自主事業、事業収入(千円)	10,461	6,987		3,822	
	光熱水費(千円)		942			
	その他(千円)		711	17,711	79	12,893
	合計(千円)	236,958	67,325	68,263	98,397	80,527
事業者 支出	人件費(千円)	21,765	20,674	26,439	55,279	35,189
	事務費(千円)	57,906		1,326		1,915
	管理費(千円)	153,123	51,382	4,642	3,623	29,126
	自主事業(千円)	9,574				
	修繕費(千円)				4,421	1,986
	その他(千円)	0		35,729	34,885	5,977
	合計(千円)	242,368	72,056	68,136	98,208	74,193
1人あたり利用料金(円)	205	216			178	200
m <sup>2</sup> あたり支出額(千円)	57.9	26.0	30.4	47.6	28.5	38

## ②算定根拠

従来型手法及び PFI 手法の算定根拠は以下のとおりである。

(あ) 従来型手法による場合の費用の算定根拠

項目	(単位:千円)	根拠
公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	1,223,960	2500 m <sup>2</sup> ×490 千円/m <sup>2</sup> （P. 224 参照）
公共施設等の運営等の費用	95,199	2500 m <sup>2</sup> ×38 千円/m <sup>2</sup> （P. 224 参照）
利用料金収入	56,738	
①利用料収入	13,988	70000 人×200 円
②学校プール授業業務（委託）	40,750	民間委託の委託費を参照
③健康ステーション事業（委託）	2,000	美濃加茂市のデータ
資金調達に要する費用	0.45%	地方公共団体金融機構 貸付金利 元利均等償還（20 年後見直し）、据置 1 年
調査に要する費用	算入しない	
税金	算入しない	
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない	

(い) PFI 手法を導入した場合期費用の算定根拠

項目	(単位:千円)	根拠
公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	1,101,564	PSC×90%
公共施設等の運営等の費用	85,679	PSC×90%
利用料金収入	58,137	
①利用料収入	15,387	PSC×110%
②学校プール授業業務（委託）	40,750	PSC×100%
③健康ステーション事業（委託）	2,000	PSC×100%
資金調達に要する費用	1.436%	基準金利 0.636%+80bp=1.436% ・基準金利は直近の 20 年物 swap レート ※簡易な検討の計算表で用いている利率は 公共調達+0.5%（1.8%）
調査に要する費用	35,000	導入可能性の検討及び事業者選定のアドバイザリーに係る委託費 ※計画が未検討のため導入可能性に追加
税金		損益×32.11%（法人実効税率）
民間事業者の適正な利益及び配当		資本金の額：10 百万円 EIRR：5%

(う) その他の仮定

事業期間	20	3 (2) 事業スキームで設定した期間
割引率	2.60%	簡易な検討の計算表で用いている割引率

(え) 資金調達 (起債なしのケース)

<従来型手法>

資金需要 (千円)		資金調達 (千円)		
事業費	1,223,960	補助金・交付金	0	-
		起債	0	-
		一般財源	1,223,960	-
計	1,223,960	計	1,223,960	

<PFI 手法>

資金需要 (千円)		資金調達 (千円)		
事業費	1,101,564	補助金・交付金	0	-
		資本金	10,000	
		金融機関借入	1,091,564	資金需要-資本金
計	1,101,564	計	1,101,564	

(お) 資金調達 (起債ありのケース)

<従来型手法>

資金需要 (千円)		資金調達 (千円)		
事業費	1,223,960	補助金・交付金	0	-
		起債	1,101,564	充当率 90%
		一般財源	122,396	資金需要-起債
計	1,223,960	計	1,223,960	

<PFI 手法>

資金需要 (千円)		資金調達 (千円)		
事業費	1,101,564	補助金・交付金	0	-
		起債	991,407	充当率 90%
		資本金	10,000	
		金融機関借入	100,156	資金需要-起債-資 本金
計	1,101,564	計	1,101,564	

### ③算定結果

(あ) 起債なしのケース

#### ■簡易 VFM の結果

	従来型手法	採用手法	VFM
金額 (千円)	1,817,915	1,444,943	372,972
%			20.5%
※現在価値の VFM			

#### ■PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法	採用手法
整備等 (運営等を除く。) 費用	12.2 億円	11.0 億円
〈算出根拠〉	類似事例より延床面積当たりの単価を設定 (2500 m <sup>2</sup> ×490 千円/m <sup>2</sup> )	従来手法より 10%削減の想定
運営等費用	19.0 億円	17.1 億円
〈算出根拠〉	類似事例より床面積当たりの単価を設定 (2500 m <sup>2</sup> ×38 千円/m <sup>2</sup> )	従来手法より 10%削減の想定
利用料金収入	11.3 億円	11.6 億円
〈算出根拠〉	①利用料収入 類似事例より利用者数及び1人あたり利用料金収入を設定 (70,000人×200円) ②学校プール事業 40,750千円 ③健康増進プログラム 2,000千円	①利用料収入 従来手法より 10%増加の想定 ②学校プール事業は同様の水準 ③健康増進プログラムは同様の水準
資金調達費用	0.0 億円	1.7 億円
〈算出根拠〉	・一般財源より調達	・資本金、金融機関借入 ・借入金利 1.436% ・返済期間 20年の元利均等返済
調査等費用	—	0.35 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用を想定 ※内閣府の手引では 25 百万円だが計画が未着手のため 35 千円で計上
税金	—	0.00 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出
税引き後損益	—	0.00 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	19.9 億円	18.6 億円
合計 (現在価値)	18.2 億円	14.4 億円
財政支出削減率		VFM は 3.7 億円 20.5%
その他 (前提条件等)	事業期間 20 年間 割引率 2.6%	

(い) 起債ありのケース

■簡易 VFM の結果

		従来型手法	採用手法	VFM
	金額 (千円)	1,607,679	1,360,999	246,680
	%			15.3%
※現在価値の VFM				

■PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法	採用手法
整備等 (運営等を除く。) 費用	12.2 億円	11.0 億円
〈算出根拠〉	類似事例より延床面積当たりの単価を設定 (2500 m <sup>2</sup> ×490 千円/m <sup>2</sup> )	従来手法より 10%削減の想定
運営等費用	19.0 億円	17.1 億円
〈算出根拠〉	類似事例より床面積当たりの単価を設定 (2500 m <sup>2</sup> ×38 千円/m <sup>2</sup> )	従来手法より 10%削減の想定
利用料金収入	11.3 億円	11.6 億円
〈算出根拠〉	①利用料収入 類似事例より利用者数及び1人あたり利用料金収入を設定 (70,000 人×200 円) ②学校プール事業 40,750 千円 ③健康増進プログラム 2,000 千円	①利用料収入 従来手法より 10%増加の想定 ②学校プール事業は同様の水準 ③健康増進プログラムは同様の水準
資金調達費用	0.5 億円	0.6 億円
〈算出根拠〉	・起債と一般財源で調達 ・起債充当率 90% ・起債利率 0.45% ・償還期間 20 年の元利均等償還	・起債、資本金、金融機関借入 ・起債利率 0.45% (公共が調達、民間に一括払い) ・借入金利 1.436% ・返済期間 20 年の元利均等返済
調査等費用	—	0.35 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用を想定 ※内閣府の手引では 25 百万円だが計画が未着手のため 35 千円で計上
税金	—	0.00 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出
税引き後損益	—	0.00 億円
〈算出根拠〉	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	20.5 億円	17.5 億円
合計 (現在価値)	16.1 億円	13.6 億円
財政支出削減率		VFM は 2.5 億円 15.3%
その他 (前提条件等)	事業期間 20 年間 割引率 2.6%	

## (5) 事業スケジュール

民間活力を導入した場合の事業スケジュールについて、設置管理許可方式、PFI方式、リース方式を対象に整理し次頁以降に表示する。なお、事業スケジュールの検討に当たっては、平成30年度に市民プールを撤去すること、小中学校の一部は近々に大規模改修が必要なことから、各方式において早期の事業開始を目指した事業スケジュールを検討した。

### <共通の前提>

- プール等施設について、現状は概略の内容しか決まっていないため、民間活力導入を推進する上で必要な整備・運営計画の検討を、民活導入可能性調査に含めて実施することとした。
- 民活導入可能性調査と事業者選定手続きのアドバイザリー業務については、それぞれ発注するケースと、早期の事業開始実現を目指すため一括で発注するケース（以下、「一括発注ケース」という）の2ケースを検討した。
- 一括発注ケースの場合、民活導入可能性調査の内容を12月までに確定し、1月から事業者選定手続きの公表資料作成を行う。
- 事業者の選定は、PFI方式とリース方式は総合評価一般競争入札で実施するものとした。
- 指定管理者制度については、PFI事業の契約締結と指定管理者の指定にかかる議決を同じ議会で行うことは可能とされている。（総務省「PFIと指定管理者制度についてH16.12」）ため、同議会での議決とした。また、公の施設の設置管理条例については、指定管理者の指定にかかる議決までに議決が必要であるが、同議会での議決が可能であるため、同議会での議決とした。

### <各方式の前提>

#### ①設置管理許可方式

- 実施方針の公表は実施しない
- 審査委員会は最低限必要な回数とした（評価基準の決定と落札者の決定における学識経験者からの意見聴取（地方自治法施行令167条の10の2④⑤））。
- 工事着工前に設置管理許可書を交付

#### ②PFI方式

- 指定管理者制度の併用を前提とする。
- 入札公告関連の公表資料は実施方針の質疑回答や特定事業の選定・公表と並行して

実施。

③リース方式

- 指定管理者制度の併用を前提とする。
- 実施方針の公表、特定事業の選定は実施しない。
- 審査委員会は最低限必要な回数とした（評価基準の決定と落札者の決定における学識経験者からの意見聴取（地方自治法施行令 167 条の 10 の 2④⑤））。

図表 3-14 事業スケジュール（設置管理許可）

年度	平成30年度												平成31年度												平成32年度												平成33年度	平成34年度	平成35年度
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
<b>基本計画策定・民活導入調査</b>																																							
業務委託事業者の選定																																							
民活導入調査（プール計画検討含む）																																							
・サウンディング型市場調査																																							
庁内調整																																							
民活導入方針の決定																																							
<b>事業者の選定手続き</b>																																							
アドバイザーの選定																																							
①募集手続き																																							
・募集要項の作成・公表																																							
・審査基準の作成・公表																																							
・様式集の作成・公表																																							
・基本協定書(案)の策定・公表																																							
・質問の受付(1回)																																							
・回答作成・公表(1回)																																							
②審査関連																																							
・参加資格確認、結果通知																																							
・提案書提出																																							
・提案書審査																																							
・優先交渉権者の決定																																							
・優先交渉権者の公表																																							
③契約関連																																							
・契約協議																																							
・基本協定書の締結																																							
・設置管理許可の申請・交付																																							
④審査委員会の開催																																							
・委員会の設置																																							
・委員会の開催																																							
<b>施設の整備</b>																																							
①設計																																							
②建設																																							
供用開始																																							★



図表 3-16 事業スケジュール (PFI方式)

年度	平成30年度												平成31年度												平成32年度												平成33年度	平成34年度	平成35年度
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
<b>基本計画策定・民活導入調査</b>																																							
業務委託事業者の選定																																							
民活導入調査(プール計画検討含む)																																							
・サウンディング型市場調査																																							
庁内調整																																							
民活導入方針の決定																																							
<b>事業者の選定手続き</b>																																							
アドバイザーの選定※1																																							
①実施方針の策定・公表																																							
・実施方針の作成・公表																																							
・要求水準書案の作成・公表																																							
・質問・意見受付																																							
・回答作成・公表																																							
②特定事業の選定・公表																																							
・VFMの算定																																							
・公表資料の作成・公表																																							
・債務負担行為の設定																																							
③入札公告																																							
・入札説明書の作成・公表																																							
・要求水準書の作成・公表																																							
・審査基準の作成・公表																																							
・様式集の作成・公表																																							
・基本協定書(案)の策定・公表																																							
・事業契約書(案)の策定・公表																																							
・質問の受付(1回・2回)																																							
・回答作成・公表(1回・2回)																																							
④審査関連																																							
・参加資格確認、結果通知																																							
・提案書提出																																							
・提案書審査																																							
・落札者の決定																																							
・選定結果講評の公表																																							
⑤契約関連																																							
・契約協議																																							
・基本協定書の締結																																							
・仮契約の締結																																							
・本契約の締結																																							
⑥審査委員会の開催																																							
・委員会の設置																																							
・委員会の開催																																							
⑦指定管理者制度																																							
・公の施設の設置条例制定																																							
・指定管理者の指定																																							
<b>施設の整備</b>																																							
①設計																																							
②建設																																							
供用開始																																							

※1 ●印は議会の議決

図表 3-17 事業スケジュール（PFI方式・一括発注ケース）

年度	平成30年度												平成31年度												平成32年度												平成33年度	平成34年度	平成35年度
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
<b>基本計画策定・民活導入調査</b>																																							
業務委託事業者の選定																																							
民活導入調査(プール計画検討含む)																																							
・サウンディング型市場調査																																							
庁内調整																																							
民活導入方針の決定																																							
<b>事業者の選定手続き</b>																																							
アドバイザーの選定※1																																							
①実施方針の策定・公表																																							
・実施方針の作成・公表																																							
・要求水準書案の作成・公表																																							
・質問・意見受付																																							
・回答作成・公表																																							
②特定事業の選定・公表																																							
・VFMの算定																																							
・公表資料の作成・公表																																							
・債務負担行為の設定※3																																							
③入札公告																																							
・入札説明書の作成・公表																																							
・要求水準書の作成・公表																																							
・審査基準の作成・公表																																							
・様式集の作成・公表																																							
・基本協定書(案)の策定・公表																																							
・事業契約書(案)の策定・公表																																							
・質問の受付(1回・2回)																																							
・回答作成・公表(1回・2回)																																							
④審査関連																																							
・参加資格確認、結果通知																																							
・提案書提出																																							
・提案書審査																																							
・落札者の決定																																							
・選定結果講評の公表																																							
⑤契約関連																																							
・契約協議																																							
・基本協定書の締結																																							
・仮契約の締結																																							
・本契約の締結																																							
⑥審査委員会の開催																																							
・委員会の設置																																							
・委員会の開催																																							
⑦指定管理者制度																																							
・公の施設の設置条例制定																																							
・指定管理者の指定																																							
<b>施設の整備</b>																																							
①設計																																							
②建設																																							
供用開始																																							★

※1 民活導入調査の実施と事業者選定手続きのアドバイザー業務を一括で発注  
 ※2 ●印は議会の議決  
 ※3 契約締結が平成32年6月議会を予定しているため、平成32年3月議会でも再設定を行う



図表 3-19 事業スケジュール（リース方式・一括発注ケース）

年度	平成30年度												平成31年度												平成32年度												平成33年度			平成34年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
<b>基本計画策定・民活導入調査</b>																																										
業務委託事業者の選定																																										
民活導入調査																																										
・サウンディング型市場調査																																										
庁内調整																																										
民活導入方針の決定																																										
<b>事業者の選定手続き</b>																																										
アドバイザーの選定※1																																										
①入札公告																																										
・債務負担行為の設定																																										
・入札説明書の作成・公表																																										
・要求水準書の作成・公表																																										
・審査基準の作成・公表																																										
・様式集の作成・公表																																										
・基本協定書(案)の策定・公表																																										
・事業契約書(案)の策定・公表																																										
・質問の受付(1回・2回)																																										
・回答作成・公表(1回・2回)																																										
②審査関連																																										
・参加資格確認、結果通知																																										
・提案書提出																																										
・提案書審査																																										
・落札者の決定																																										
・選定結果講評の公表																																										
③契約関連																																										
・契約協議																																										
・基本協定書の締結																																										
・仮契約の締結																																										
・本契約の締結																																										
④審査委員会の開催																																										
・審査委員会の設置※3																																										
・審査委員会の開催																																										
⑦指定管理者制度																																										
・公の施設の設置条例制定																																										
・指定管理者の指定																																										
<b>施設の整備</b>																																										
①設計																																										
②建設																																										
供用開始																																										

※1 民活導入調査の実施と事業者選定手続きのアドバイザー業務を一括で発注  
 ※2 ●印は議会の議決  
 ※3 委員への打診及びスケジュール調整は30年度内

## 第4章 中期的な活動計画

### 1 岐阜県域

#### (1) 中期的な活動計画

地域プラットフォームを効果的かつ継続的に運営していくためには、中期的な活動計画を策定し取組むことが肝要である。

以下は、ぎふ PPP/PFI 推進フォーラムの PPP/PFI 事業の取組み実績や PPP/PFI を推進するにあたっての地域の課題を踏まえ、中期的な活動計画の案を取りまとめるものである。複数の地方公共団体を対象とする、広域的な地域プラットフォームの特徴を活かした活動が展開できるよう検討を行う。

##### 1) 背景

岐阜県内の地方公共団体では、昨今の厳しい財政状況や人口減少社会の到来などを背景に、ますます公共施設の合理化が求められている。一方、住民ニーズはますます多様化し、行政のみで公共サービスを提供することに限界が生じている。

こうした課題への一つの対応策として、官民連携の必要性が高まっている。「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」においても、地域プラットフォームの形成推進と定着、そして地域プラットフォームを具体的な案件形成に向けて官民対話の場としていくことが示されている。

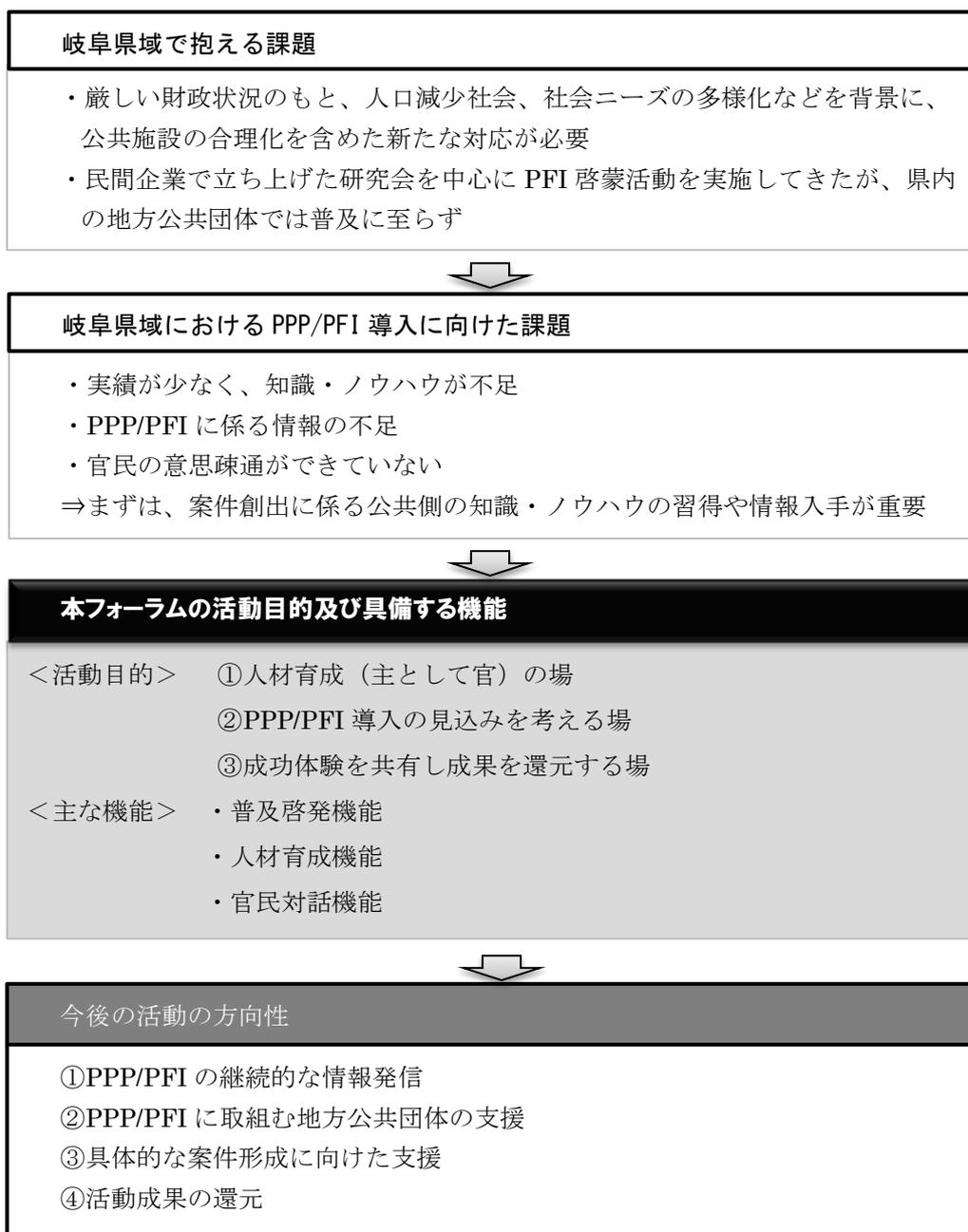
岐阜県内では、PFI 法制定後に地域金融機関及び民間企業が立ち上げた「岐阜 PFI 研究会」と「じゅうろく PFI/PPP セミナー」を開催してきた十六銀行グループが PFI の啓蒙活動を実施してきたが、これまでに県内で実施した PFI 事業は 5 件であり普及には至っていない。そのため、岐阜県内では地方公共団体、民間事業者（主として地元企業）において、PPP/PFI に関する情報不足及びノウハウ不足にあり、依然として PPP/PFI 案件の形成が進捗していない状況にある。

岐阜大学地域協学センターは地域社会の発展と地域貢献に寄与することを目的に、岐阜県内の 20 市町村と包括連携・協定を締結している。「ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム」は市町村とのネットワークを有し、地域における官と民の橋渡し担う中立的な立場である岐阜大学が中心となり、地元企業とネットワークを有する十六銀行の協力・連携のもと、①人材育成の場、②PPP/PFI の見込みを考える場、③広域的な取組みの可能性を検討する場として設置された。

## 2) 活動の目標

岐阜県域で抱える課題、岐阜県域における PPP/PFI 導入に向けた課題を把握・整理した上で、本フォーラム形成に向けた課題と活動目的を示すと以下の図表のとおりである。

図表 4-1 本フォーラムの活動目標



<今後の活動の方向性>

#### ①PPP/PFI の継続的な情報発信

岐阜県内で PPP/PFI を推進する上での課題の 1 つとして「PPP/PFI に係る情報の不足」があり、参加者のアンケート結果からも今後のフォーラム活動で参加したいプログラムとして、「岐阜県域の地方公共団体の PPP/PFI 事業や取組みに関する情報提供」を選択している人が 56.3%（民間事業者において 71.0%）、「国の動向や制度・施策に関する情報提供」を選択している人が 33.3%（地方公共団体においては 47.1%）を占めている。

よって、今年度のフォーラムでも内閣府、国土交通省、文部科学省より最新情報の提供を行っているが、今後も PPP/PFI の継続的な情報発信を行うことを、今後の活動の方向性として設定する。

また、情報発信の内容については、国等による最新情報の発信に加えて、先進地方公共団体の取組みや県内の好事例の紹介なども行う。参加者のアンケート結果からも「個別事業、先進地方公共団体の取組みに関する先進事例」を希望する人が 56.3% を占めており、先進事例の紹介や県内における好事例情報の横展開を図ることで県内の地方公共団体の取組意欲の向上も期待する。更に、今年度に引き続き、県内の地方公共団体から検討中の PPP/PFI 事業の情報発信も行うことで、案件形成の推進と民間事業者の参画を促すこととする。

#### ②PPP/PFI に取組む地方公共団体の支援

これまで岐阜県内では民間事業者を中心とする PPP/PFI の勉強会は存在したが、地方公共団体を対象としたものは存在しなかった。また、PPP/PFI の案件形成は地方公共団体が端緒となっているケースが多いことから、今後、県内で PPP/PFI を推進していくためには、担当する地方公共団体職員に対するノウハウ不足の解消などが重要になる。アンケート結果からも地方公共団体では「PPP/PFI に関する基礎知識に関する事項」を選択している人が 52.9% と多い。

よって、本フォーラムでは PPP/PFI に積極的に取組もうとしている地方公共団体並びに担当職員ができるだけ円滑に進められるよう、PPP/PFI に取組む地方公共団体の支援を、今後の活動の方向性として設定する。

具体的には、PPP/PFI の基礎知識などの研修や、地方公共団体職員が共通に抱える課題などをテーマとした地方公共団体職員向けセミナーの開催、PPP/PFI に関する相談などに対応する窓口の設置などを実施する。

### ③具体的な案件形成に向けた支援

地域プラットフォームは、具体的な案件形成に向けた地域における官民対話の場として重要な役割を担っている。これまでの PFI 事業は「延べ払い型」が中心であったが、今後は PFI から PPP へと手法が多様化し、加えて収益施設の併設・活用や公的不動産の活用など民間の提案を取入れた事業が増加することを踏まえると、従来以上に官民対話の重要性が増すものと考えられる。

また、参加者のアンケート結果からは、「民間提案制度やサウンディングなど民間発案や民間提案に繋がる検討」を希望する人が 64.6%と官民ともに関心が高く、地域プラットフォームでの官民対話を通じて民間の意向を把握することが必要である。参加者が本フォーラムに対して継続的に関心を持つためには、具体的な案件を対象とした対話と公募に向けた情報発信が不可欠であり、更に、具体的な PPP/PFI 案件を通じて、案件形成が地域の課題解決に繋がって行くことを共通認識として持てるように進めていく必要がある。

よって、本フォーラムでは今年度に引き続き、川上段階にある PPP/PFI 案件のサウンディングなどによる官民対話や参考になる事例の紹介などを行うとともに、公募手続きに進む PPP/PFI 案件の地域における説明会の場としての活動を行う、具体的な案件形成に向けた支援を、今後の活動の方向性として設定する。

### ④活動成果の還元

本フォーラムにおける活動の成果が、参加者である地方公共団体及び民間事業者等に還元されることで、更に岐阜県内での PPP/PFI に対するノウハウの蓄積や案件形成に繋がるものと考えられる。特に今年度は岐阜県内に相応しい PPP/PFI 導入優先的検討規程をテーマとしたフォーラムも開催しており、活動成果を広く公表することは地域において効果的である。

よって、本フォーラムでは活動成果の還元を、今後の活動の方向性として設定する。具体的には第 5 回で行った対話をもとに、本フォーラムで独自に作成した PPP/PFI 導入優先的検討規程や、岐阜県内の地方公共団体の PPP/PFI 担当窓口を整理したリストなどを「ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム」のホームページにおいて公表する。

## 3) 名称

ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム

#### 4) 計画期間

- ・平成 29 年度～平成 31 年度
- ・3 年間を目途とする

#### 5) 開催場所

- ・岐阜大学サテライトキャンパス
- ・じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）  
（上記すべて岐阜市内）

#### 6) 対象事業

本フォーラムにおける対象事業は、PPP/PFI 推進アクションプランや岐阜県内の地方公共団体の規模を踏まえ、以下の事業とする。

##### ①公共施設等の整備及び管理・運営事業

公共施設の整備を中心とした事業。施設整備に管理・運營業務を加えた事業や、改修事業も含む。

##### ②ソフト事業

主として公共施設の整備を含まない管理・運営を中心とした事業。包括連携協定等に基づく官民連携事業も含む。

##### ③公有資産活用事業

民間企業等が地方公共団体の保有する土地や建物の有効活用を図る事業。

#### 7) 活動内容

上述の活動目標を達成するため、本計画の事業期間においては Step1 と Step2 の 2 段階に分けて事業を実施する。

Step1 は設立期間であり、県内の地方公共団体及び本フォーラムに参加する民間企業等の PPP/PFI の取組み実績や推進にあたっての課題を把握し、本フォーラムで取組むべき活動方針を検討し、本フォーラムの活動を広く普及させる。また、同時に地方公共団体が検討中の具体事業を対象とした官民対話を行い、PPP/PFI 案件形成の支援を行う。

Step2 は始動期間であり、Step1 で検討した活動方針をもとに、本フォーラムの目標達成に向けた事業を積極的に実践し、効果的な活動のあり方を構築する。特に中小規模の地方公共団体でも取組みやすい PPP/PFI 事業の検討やフォーラムでの活動の

成果を還元するなどして、PPP/PFI案件形成を推進しやすい環境づくりに取り組む。  
また、具体的な事業を題材とした官民対話を実践し、引き続き地域における官民対話  
の場としての機能を浸透させる。

以下は、段階別、目標別に見た本フォーラムの事業計画案である。

図表 4-2 活動計画案（概要）

段階	Step1		Step2		Step3
事業年度	29年度(設立期)		30年度・31年度(始動期)		平成32年度以降(展開期)
活動傾向	地域の実情に応じた方向性の検討		地域の実情に応じたPPP/PFIの推進と定着		PPP/PFI案件形成
方向性	事業名	事業例	事業名	事業例	
<普及啓発機能> ①PPP/PFIの継続的な情報発信	①-ア PPP/PFI最新情報の発信	・国の施策等最新情報の発信	①-ア PPP/PFI最新情報の発信	・国の施策等最新情報の発信 ・法改正等の情報	■目標の見直し ■事業展開の再構築 ■運営体制の最確認
	①-イ PPP/PFI事例紹介	・テーマに応じた先進事例の紹介 ・県内の先進事例の横展開	①-イ PPP/PFI事例紹介	・先進事例の紹介(小規模自治体、ソフト事業など) ・事業中断事例の紹介 ・県内の先進事例の横展開	
	①-ウ 県内のPPP/PFI情報の発信	・県内自治体の取組状況の報告 ・県内自治体の個別事業の報告	①-ウ 県内のPPP/PFI情報の発信	・県内で検討を進めている事業リストの報告 ・県内自治体の個別事業の報告	
<人材育成機能> ②PPP/PFIに取組む担当者の支援	②-ア 基礎知識習得に向けた研修	・PPP/PFIに関する基礎セミナーの実施	②-ア 基礎知識習得に向けた研修	・PPP/PFIに関する基礎セミナーの実施	
			②-イ 公共側の人材育成事業	・自治体職員向け研修 ・応募手続きに関する研修	
			②-ウ 相談事業	・相談窓口の設置	
<官民対話機能> ③具体的な案件形成に向けた支援	③-ア 個別事業の情報発信	・旧板取中学校の利活用について ・一般廃棄物処理施設 ・前平公園内民間活力導入事業	③-ア 個別事業の情報発信	・県内自治体のPPP/PFI事業	
	③-イ 官民対話の促進事業	・ワークショップ	③-イ 官民対話の促進	・ワークショップ ・サウンディング調査(開放型) ・意見交換会	
	③-ウ 案件形成のための環境整備	・優先的検討規程等の検討	③-ウ 民間提案の促進	・民間提案制度等の検討 ・官民対話の実施(サウンディング等③-イ)	
	③-エ 分野別PPP/PFI導入検討	・古民家の活用による地域活性化 ・廃校舎の利活用 ・都市公園における官民連携(Park-PFI)	③-エ 分野別PPP/PFI導入検討	・アンケート等で要望の多いテーマ(施設、分野、手法等)のPPP/PFI導入検討 ・上記のテーマを実施した自治体や参加した事業者の体験談	
④活動成果の還元	-	-	④-ア 環境整備事業	・ぎふPPP/PFI推進フォーラムのHP開設 ・ぎふ版の優先的検討規程の作成・公表 ・県内自治体のPPP/PFI担当窓口一覧の整理・公表	
			④-イ 成果報告	・本フォーラムで取上げた事業の成果報告	

## 8) 参加者

参加者は以下を想定している。

なお、各回のフォーラムで実施する事業内容により、別途、対象を設定することもある。

- 岐阜県内等の地方公共団体
- 6) の対象事業に参画の可能性がある企業、団体

## 9) 運営体制

推進主体は、岐阜大学地域協学センター、十六銀行グループ、岐阜 PFI 研究会から成る事務局とし、構成団体として岐阜県内の地方公共団体、岐阜県商工会議所連合会、中部 PFI/PPP 研究会を加えたメンバーとする。

なお、詳細は次項の(2) 今後の運営体制で解説するものとする。

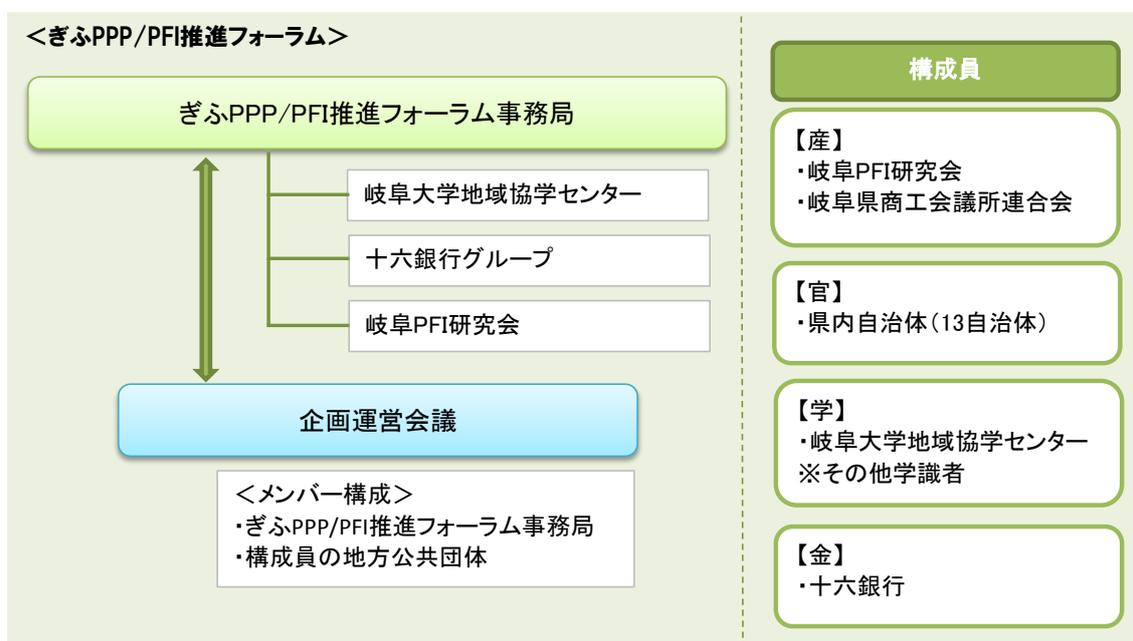
## (2) 今後の運営体制

### 1) 実施主体

本フォーラムは岐阜大学地域協学センター、十六銀行グループ、岐阜 PFI 研究会が事務局となり、実施することを予定している。

また、構成団体として岐阜県内の地方公共団体が参画し、各地方公共団体の取組み状況や個別事業の情報などを発信するなどして、本フォーラムの活動の中核となる公共施設及びサービス等の検討材料を提示してもらう。

なお、企画・立案については、事務局と構成団体の一部からなる企画運営会議を設置し、年度当初及び各フォーラム開催の際に協議し進めるものとする。



図表 4-3 実施主体案

ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム	
推進主体	ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム事務局 ・岐阜大学地域協学センター ・十六銀行グループ ・岐阜 PFI 研究会
企画・立案	企画運営会議（事務局と構成団体の一部）
情報発信	・開催案内等につき事務局の HP で公表 ・過去の参加者にメールで案内
運営ロジ	ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム事務局

(参考事例／実施主体)

	九州 PPP センター	淡海公民連携研究フォーラム
推進主体	(株)産学連携機構九州 九州 PPP センター	事務局 (※) 及び構成団体である滋賀県内の地方公共団体 ※事務局 ・ 滋賀大学社会連携研究センター ・ 滋賀銀行地域振興室 ・ しがぎん経済文化センター
企画・立案	(株)産学連携機構九州 九州 PPP センター 福岡 PPP プラットフォームと連動して計画	企画運営委員会 (事務局と構成団体の一部)
情報発信	開催等につき HP で公表、その他、会員にメルマガで通知 当初、商工会議所から情報発信してもらったが、現在は九州 PPP センターで整備した名簿で対応	・ 開催案内等につき事務居幾の各社 HP で公表 ・ 過去の参加者にメールで案内
運営ロジ	(株)産学連携機構九州 九州 PPP センターの 3 名で実施 (福岡市、福岡銀行、西日本シティ銀行より出向)	事務局
設置要綱等	—	—

(出典：国土交通省「官民連携事業の推進のための地域プラットフォーム等のあり方検討業務」及び内閣府「平成 28 年度滋賀県域における PPP/PFI 地域プラットフォーム形成に関する調査検討支援業務」より作成)

## 2) 役割分担

本フォーラムの運営における産官学金の役割分担は下表のとおりである。

事務局と構成団体である岐阜県内の地方公共団体が、協力して当該年度の事業計画を策定する。情報発信は新たにぎふ PPP/PFI 推進フォーラム事務局のホームページを設置するとともに、過去の出席者を対象に開催案内を送付する。なお、ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム事務局ホームページの構築・更新については、コンテンツを含め今後、役割分担の検討が必要である。運営ロジは、当面事務局が中心となり対応する。コンテンツ面は、各回のテーマに応じて下記の産官学金を対象に検討する他、国や有識者に協力を要請し進めることが考えられる。費用は構成団体が地方公共団体であることから、基本的には無料を前提とし、最低限の予算を十六銀行グループと岐阜 PFI 研究会で確保する。

図表 4-4 関係者間における役割分担案

	産	官	産・学・金
	業界団体 民間企業等	岐阜県内 地方公共団体	ぎふ PPP/PFI 推進フォーラム 事務局
1. 企画・調整			
①企画立案		○	○
②関係者調整※1			○
2. 情報発信			
①開催案内			○
②その他情報			○
3. 運営ロジ			
①案内チラシ作成			○
②受付			○
③会場確保			○
④開催準備			○
⑤当日運営			○
⑥アンケート作成・集計			○
⑦リスト整理			○
3. コンテンツ面			
①セミナー等	○	○	○
②官民対話	○	○	○
③HP ※2			○
④相談窓口			○
4. 費用			
①会場費			○※3
②謝金・交通費			○
③消耗品費			○
④印刷費			○

※1 関係者調整は、運営委員会開催に関する事務を含む

※2 事務局による専用 HP の構築、更新等の検討

※3 大学所有施設及びネーミングライツにより十六銀行が施設利用権を所有する施設の利用

### 3) 構成員等の連絡・調整

#### ア 全体会議及び企画運営会議

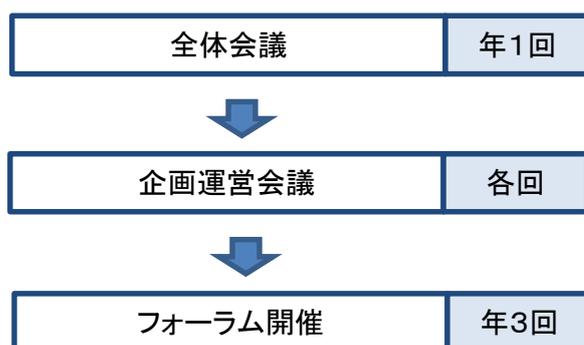
本フォーラムは、事務局に加え、岐阜県内の全地方公共団体及び県内・県外の民間企業を主な対象とし活動していることから、関係者である全団体・企業が一同に会し、当該年度の活動計画や各回のフォーラム運営計画を協議・検討する方法では、非効率な運営となり事務局の負担が増すことになる。従って、事務局と構成団体の一部から成る企画運営会議を設置し、効率的かつ効果的に運営を行うこととする。

また、年度当初に構成員である地方公共団体が参加する全体会議を開催し、PPP/PFI 候補案件について情報交換を行うとともに、年度運営計画に対する意見交換を行い反映させるものとする。

具体的には、下記を想定している。

- ①全体会議までに、各地方公共団体は個別の PPP/PFI 事業の情報を提出（又は事務局がアンケート等を通じて情報を入手）
- ②全体会議は第1回フォーラムと同日に開催し、当該年度の運営計画について意見交換を行う
- ③各回フォーラムのテーマに応じて、事務局の主催で関係者による企画運営会議を開催、なおフォーラムは年3回開催を予定
- ④各回の開催結果について、事務局から HP にて情報発信し関係者間で共有

図表 4-5 会議体制



	全体会議	企画運営会議
実施主体	事務局	事務局
企画・立案	事務局	事務局及び具体事業の官民対話を行う地方公共団体

参加者	事務局 地方公共団体の構成員	事務局 当該フォーラムに話題提供をする地方公共団体
会議内容	①地方公共団体の取組状況の報告 ②テーマ募集や案件打診等 ③年度運営計画	①テーマ及びプログラム構成の検討 ②開催に向けた運営ロジの確認
運営ロジ	事務局を中心に実施 ・参加者への開催案内 ・地方公共団体の取組状況について把握・整理 ・年度計画案の作成（開催時期・各回テーマ等の設定） ・会議進行	事務局を中心に実施 ＜事務局＞ ・関係者への連絡・調整 ・プログラム案の作成 ＜官民対話を行う地方公共団体＞ ・該当事業の紹介及びフォーラムで実施したい事柄の説明

## イ 年間スケジュール

各回のフォーラム開催に企画運営会議の開催を含めた、年度スケジュール案を示すと以下のとおりである。

- ①年1回の全体会議と年3回のフォーラムを開催
- ②事務局にて5月に全体会議の開催計画・準備を行う
- ③7月に全体会議と第1回フォーラムを開催
- ④各フォーラム開催の1ヶ月以上前に企画・立案のための会議を当該フォーラム開催の関係者で開催

図表 4-6 年間スケジュール案

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
岐阜大学		企画運営会議（企画・立案テーマ等）準備 全体会議開催計画・準備		全体会議の開催 第1回フォーラム開催			企画運営会議 （企画・立案テーマ等）準備	第2回フォーラム開催		企画運営会議 （企画・立案テーマ等）準備	第3回フォーラム開催	
十六銀行G												
岐阜PFI研究会												
自治体												
産業界												

#### 4) 運営上の工夫

##### ア 参加者名簿等の作成

本フォーラムの参加者名簿を作成することにより、開催通知等の情報発信業務の負担を軽減することができる。また、会員名簿等の作成は、関係者のネットワーク構築にも役立つものと考えられ、今後、地域で PPP/PFI 事業を推進するための効果的なツールとなりうる。

参加者名簿の更新にあたっては、セミナー案内の申込み用紙に必要事項を記載してもらい、都度、更新を行うことが考えられる。

また、本フォーラムにおいては、各フォーラム開催当日に「参加企業・団体一覧」を作成し配布することで、同種施設や手法等に取り組む地方公共団体職員同士のノウハウ共有や民間企業同士の情報交換やコンソーシアム組成の検討の参考としてもらう。なお、参加者名簿の更新及び「参加企業・団体一覧」の配布に際しては、今後のフォーラム案内及び「参加企業・団体一覧」の記載について参加者に希望を確認する必要がある。

図表 4-7 参画者名簿等の記載項目例

種類	参画者名簿
記載項目（非公表）	<ul style="list-style-type: none"><li>■連絡先等<ul style="list-style-type: none"><li>・団体・企業名</li><li>・連絡窓口（担当部署・担当者）</li><li>・連絡先（住所・TEL・FAX・e-mail）</li></ul></li><li>■属性<ul style="list-style-type: none"><li>・業種・主な業務</li><li>・PR コメント</li></ul></li></ul>
記載項目（公表）	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体・企業名</li><li>・業種・主な業務</li></ul>

##### イ ホームページによる情報発信

現在、岐阜大学よりフォーラム開催案内の情報発信を行っている。今後、本フォーラム事務局の専用のホームページを開設し、開催案内の他に、本フォーラムの概要や活動状況、参加者等の情報発信を行うことで、大手企業と地元企業の連携や地元企業における多業種ネットワークなど、様々なネットワーク構築に役立つものと考えられる。

また、会員から会費を徴収する場合は、九州 PPP センターのように会員専用ページを設け、会員対象に有用な情報を提供していくことも考えられる。

図表 4-8 ホームページ掲載内容例

	さいたま市	九州 PPP センター
記載内容	1. 目的 2. さいたま公民連携コミュニティとは 3. 参加者対象者 4. 事業内容 5. 参加登録 6. 公民連携コミュニティ参加に当たっての主な留意事項 7. お問い合わせ先（事務局）	1. 事業概要 2. 会員一覧 3. ニュース・ブログ 4. 案件情報・企業情報（会員専用ページ）

### ウ 国等の支援制度の活用

内閣府では PPP/PFI 手法の推進のための支援制度を整備しており、専門家の派遣等も実施していることから、PPP/PFI 地域プラットフォームの運営にあたっては、以下の支援制度の活用が考えられる。

図表 4-9 国等の支援制度

		制度の概要	実施概要
内閣府	優先的検討規程運用支援	PPP/PFI 手法の適用を従来手法に優先して検討する規定を策定・運用して、実際の事業を進捗させようという段階を支援	(例) ・優先的検討規程の策定に係る助言 ・他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供 ・優先的検討規程の運用方法に関する助言 ・対象事業の類似事例における PPP/PFI 手法の導入効果や特徴に関する情報提供 ・対象事業の実施に向けたスケジュール、検討項目、それらに取り組む際の留意点等に関する情報提供 等
	民間提案活用支援	PPP/PFI 事業の実施にあたり、PFI 法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を事業に導入していく取組について支援	・提案公募要領の作成支援 ・民間事業者への事前説明の支援 ・提案の評価方法決定への助言 ・提案の事業への具体的な活用方法の検討支援 等
	新規案件形成支援	PPP/PFI 事業の導入検討段階で、事業の実現性の明確化や今後の方向性を提示することにより新	(例) ・類似事例における PPP/PFI 手法の導入効果や特徴 ・事業実施に向けたスケジュール、検討

	たな PPP/PFI 案件の形成を支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>項目、それらに取り組む際の留意点</li> <li>・民間事業者の参入意向や参入する際の条件</li> <li>・収益化やバンドリング・広域化等の異なる財政負担削減の可能性やそれらに取り組む際の留意点</li> </ul>
PPP/PFI 専門家派遣	PPP/PFI 事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1回につき半日程度で派遣（複数回の派遣も可能）</li> <li>・専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施</li> <li>・派遣費用（謝金、旅費）は全額、内閣府が負担</li> <li>・派遣後も内閣府職員が引続き、取組みをサポート</li> </ul>
ワンストップ窓口	PPP/PFI 事業の実務に関する質問、問合せにワンストップで対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、金融、法律、会計、コンサルタントなど各分野の専門家の意見を聴取し、内閣府が一元的に回答</li> </ul>

